

令和 6 年 第 1 回 定例会 審議 予定表

会期日程（会期 1 1 日間）

日程/区分	月 日	曜日	開議時間	案 件
第 1 日 本 会 議	3 月 8 日	金	午前 1 0 時	開会・会議録署名議員の指名・会期の決定・諸般の報告・議案の上程・提案理由の説明・議案説明・議案審議・討論・採決
第 2 日 本 会 議	3 月 9 日	土	—	休会
第 3 日 本 会 議	3 月 1 0 日	日	—	休会
第 4 日 本 会 議	3 月 1 1 日	月	午前 1 0 時	一般質問・議案審議
第 5 日 本 会 議	3 月 1 2 日	火	午前 1 0 時	議案審議
第 6 日 本 会 議	3 月 1 3 日	水	午前 1 0 時	議案審議
第 7 日 本 会 議	3 月 1 4 日	木	午前 1 0 時	議案審議
第 8 日 本 会 議	3 月 1 5 日	金	午前 1 0 時	議案審議
第 9 日 本 会 議	3 月 1 6 日	土	—	休会
第 10 日 本 会 議	3 月 1 7 日	日	—	休会
第 11 日 本 会 議	3 月 1 8 日	月	午前 1 0 時	議案審議・討論・採決・閉会

令和6年第1回五木村議会定例会

目 次

第1号(3月8日)	頁
1. 議事日程	3
2. 出席議員	4
3. 欠席議員	5
4. 説明のため出席した者の職氏名	5
5. 事務局職員の職氏名	5
6. 日程第1 会議録署名議員の指名	6
7. 日程第2 会期の決定	6
8. 日程第3 諸般の報告	7
9. 日程第4 委員会報告	14
10. 日程第5 議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	15
11. 日程第6 議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	15
12. 日程第7 議案第5号 教育委員会委員の選任について	15
13. 日程第8 議案第6号 指定管理者の指定について (五木村保健福祉総合センター)	15
14. 日程第9 議案第7号 五木村振興計画(後期基本計画)の策定について	15
15. 日程第10 議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について	15
16. 日程第11 議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条 例の整備に関する条例の制定について	15
17. 日程第12 議案第10号 五木村避難行動要支援者名簿に関する条例の制定 について	15
18. 日程第13 議案第11号 五木村特産品加工施設の設置及び管理に関する条 例の制定について	15
19. 日程第14 議案第12号 五木村一般職の職員の給与に関する条例の一部改 正について	15
20. 日程第15 議案第13号 五木村手数料徴収条例の一部改正について	15
21. 日程第16 議案第14号 五木村災害復旧事業の施行に関する令和4年度実 施協定書の変更について	15
22. 日程第17 議案第15号 五木村災害復旧事業の施行に関する令和5年度実	

		施協定書の変更について	15
23. 日程第18	議案第16号	工事請負変更契約の締結について (五木村告知放送システム改修工事)	15
24. 日程第19	議案第17号	工事請負変更契約の締結について (林道相良五木線災害復旧工事)	15
25. 日程第20	議案第18号	令和5年度五木村一般会計補正予算(第9号)	15
26. 日程第21	議案第19号	令和5年度五木村国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)	15
27. 日程第22	議案第20号	令和5年度五木村簡易水道事業特別会計補正予算 (第4号)	15
28. 日程第23	議案第21号	令和5年度五木村介護保険特別会計補正予算 (第5号)	15
29. 日程第24	議案第22号	令和5年度五木村代替地上下水道事業特別会計補 正予算(第1号)	15
30. 日程第25	議案第23号	令和5年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)	16
31. 日程第26	議案第24号	令和5年度五木村情報通信事業特別会計補正予算 (第3号)	16
32. 日程第27	議案第25号	令和6年度五木村一般会計予算	16
33. 日程第28	議案第26号	令和6年度五木村国民健康保険特別会計予算	16
34. 日程第29	議案第27号	令和6年度五木村ダム対策事業特別会計予算	16
35. 日程第30	議案第28号	令和6年度五木村介護保険特別会計予算	16
36. 日程第31	議案第29号	令和6年度五木村代替地上下水道事業特別会計予算 ..	16
37. 日程第32	議案第30号	令和6年度五木村後期高齢者医療特別会計予算	16
38. 日程第33	議案第31号	令和6年度五木村墓地公園特別会計予算	16
39. 日程第34	議案第32号	令和6年度五木村情報通信事業特別会計予算	16
40. 日程第35	議案第33号	令和6年度五木村簡易水道事業会計予算	16
41. 日程第36	議案第34号	令和6年度五木村農業集落排水事業会計予算	16
42. 日程第37	質疑(先議議案第18号)		27
43. 日程第38	討論(先議議案第18号)		34
44. 日程第39	採決(先議議案第18号)		34
45. 散 会			50

第2号(3月11日)

1. 議事日程	53
2. 出席議員	53
3. 欠席議員	53
4. 説明のため出席した者の職氏名	53
5. 事務局職員の職氏名	54
6. 日程第1 一般質問	55
(1) 田山淳士	55
(2) 藤本新一	60
(3) 川邊正美	68
(4) 早田吉臣	74
7. 日程第2 議案説明（議案第25号から）	86
8. 散 会	103

第3号（3月12日）

1. 議事日程	107
2. 出席議員	107
3. 欠席議員	107
4. 説明のため出席した者の職氏名	107
5. 事務局職員の職氏名	108
6. 日程第1 議案説明（議案第33号から）	109
7. 日程第2 質疑	116
8. 散 会	127

第4号（3月13日）

1. 議事日程	131
2. 出席議員	131
3. 欠席議員	131
4. 説明のため出席した者の職氏名	131
5. 事務局職員の職氏名	132
6. 散 会	133

第5号（3月14日）

1. 議事日程	137
2. 出席議員	137

3. 欠席議員	137
4. 説明のため出席した者の職氏名	137
5. 事務局職員の職氏名	137
6. 散 会	138

第6号（3月15日）

1. 議事日程	141
2. 出席議員	141
3. 欠席議員	141
4. 説明のため出席した者の職氏名	141
5. 事務局職員の職氏名	142
6. 日程第1 議案第35号 五木村教育長の選任について	143
7. 日程第2 議案第36号 指定管理者の指定について （道の駅 子守唄の里五木）	143
8. 日程第3 議案第37号 指定管理者の指定について （五木村コテージ及び森の遊び場）	144
9. 日程第4 質疑	144
10. 日程第5 討論	163
11. 日程第6 採決	166
12. 日程第7 議員派遣について	171
13. 日程第8 閉会中の継続審査・調査について	171
14. 閉 会	173

第 1 回五木村議会定例会会議録

令和 6 年 3 月 8 日（金）開会

（ 第 1 日 ）

五 木 村 議 会

令和6年第1回五木村議会定例会（第1号）

令和6年3月8日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 委員会報告
- 日程第5 議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第6 議案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第7 議案第5号 教育委員会委員の選任について
- 日程第8 議案第6号 指定管理者の指定について（五木村保健福祉総合センター）
- 日程第9 議案第7号 五木村振興計画（後期基本計画）の策定について
- 日程第10 議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第10号 五木村避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 五木村特産品加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 五木村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 五木村手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 五木村災害復旧事業の施行に関する令和4年度実施協定書の変更について
- 日程第17 議案第15号 五木村災害復旧事業の施行に関する令和5年度実施協定書の変更について
- 日程第18 議案第16号 工事請負変更契約の締結について（五木村告知放送システム改修工事）
- 日程第19 議案第17号 工事請負変更契約の締結について（林道相良五木線災害復旧工事）
- 日程第20 議案第18号 令和5年度五木村一般会計補正予算（第9号）

日程第21	議案第19号	令和5年度五木村国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)
日程第22	議案第20号	令和5年度五木村簡易水道事業特別会計補正予算 (第4号)
日程第23	議案第21号	令和5年度五木村介護保険特別会計補正予算(第5号)
日程第24	議案第22号	令和5年度五木村代替地上下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
日程第25	議案第23号	令和5年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
日程第26	議案第24号	令和5年度五木村情報通信事業特別会計補正予算 (第3号)
日程第27	議案第25号	令和6年度五木村一般会計予算
日程第28	議案第26号	令和6年度五木村国民健康保険特別会計予算
日程第29	議案第27号	令和6年度五木村ダム対策事業特別会計予算
日程第30	議案第28号	令和6年度五木村介護保険特別会計予算
日程第31	議案第29号	令和6年度五木村代替地上下水道事業特別会計予算
日程第32	議案第30号	令和6年度五木村後期高齢者医療特別会計予算
日程第33	議案第31号	令和6年度五木村墓地公園特別会計予算
日程第34	議案第32号	令和6年度五木村情報通信事業特別会計予算
日程第35	議案第33号	令和6年度五木村簡易水道事業会計予算
日程第36	議案第34号	令和6年度五木村農業集落排水事業会計予算
日程第37	質疑	
日程第38	討論	
日程第39	採決	

2. 出席議員は次のとおりである。(8名)

- 1 番 園 田 良 治 君
- 2 番 早 田 吉 臣 君
- 3 番 中 村 俊 也 君
- 4 番 川 邊 正 美 君
- 5 番 田 山 淳 士 君
- 6 番 藤 本 新 一 君
- 7 番 西 村 久 徳 君
- 8 番 岡 本 精 二 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村	長	木	下	丈	二	君
総務課長補佐	平	岡	丈	太	君	
ダム対策課長	麦	田	健	一	郎	君
保健福祉課長	高	田	孝	浩	君	
住民税務課長	北	原	仁	司	君	
産業振興課長	土	肥	博	司	君	
建設課長	豊	永	勝	彦	君	
会計管理者	大	岩	留	美	君	
教育長	西		龍	三	郎	君
教育課長	木	野	徹	也	君	

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

議会事務局長	土	肥	整	二	君
--------	---	---	---	---	---

開会 午前10時00分

—————○—————

○議長（岡本精二君） 起立、礼、おはようございます。着席。

これより令和6年第1回五木村議会定例会を開会します。

開会前に御挨拶を申し上げます。

令和6年第1回目の定例会は、令和6年度の主要施策に対する重要な議会でございます。全員お揃いでございます。令和6年度の主要施策として期待をしておるわけでございますので、それなりに皆さん方の御協力をよろしくお願い申し上げ開会をいたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡本精二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、3番 中村議員、4番 川邊議員を指名します。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（岡本精二君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。3番、中村委員長。

○3番（中村俊也君） それでは、おはようございます。

ただいまより議会運営委員会の報告をいたします。

去る3月1日金曜日午前10時からと本日午前9時半から、議員控室において議会運営委員会を開催いたしました。今回の3月定例会提出案件について、村長より説明を受けております。

執行部の提出案件につきましては、人事案件3件、指定管理の指定1件、振興計画の策定1件、条例の制定4件、条例の一部改正2件、工事変更協定及び工事請負変更契約案件4件、令和5年度補正予算7件、令和6年度当初予算10件の計32件でございます。

村長より、議案第18号、令和5年度五木村一般会計補正予算（第9号）については、先議の申し立てがあっております。議会運営委員会では、先議として決定をしておりますので、お取り計らいいただくようお願い申し上げます。

また、村長より人事案件1件と指定管理の指定2件について、最終日に追加提案があるということでございますので、よろしくお願いします。

一般質問につきましては、4名の方から通告が提出をされております。第4日目の3月11日を予定しております。質問者及び答弁者も簡潔なる質問、簡潔なる答弁でよろしくお願いします。

以上の案件を議会運営委員会で検討した結果、お手元に配付した会期日程でございますが、本日、第1日目を3月8日に開会をし、諸般の報告、議案の上程に伴う提案理由の説明、続いて、議案の説明、質疑、討論、採決を予定しております。第2日目及び第3日目は、休日のために休会といたします。第4日目の3月11日は、一般質問及び議案審議を予定、第5日目の3月12日から第8日目の3月15日までは議案審議、第9日目及び第10日目は、休日のため休会といたします。第11日目の3月18日は、議案審議、討論、採決、閉会という計11日間の会期でございます。当委員会では決定をいたしております。

以上を踏まえまして、会期の決定については、よろしくお取り計らいいただくようお願いを申し上げ、議長に報告をいたします。

以上です。

○議長（岡本精二君） お諮りします。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、会期は本日3月8日から3月18日までの11日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（岡本精二君） 日程第3 諸般の報告を議題とします。

例月出納検査及び定期監査の報告をお願いします。5番、田山監査委員。

○5番（田山淳士君） それでは、例月現金出納検査の報告をいたします。

五木村長 木下丈二様

五木村議会議長 岡本精二様

五木村監査委員 牛草敏憲

五木村監査委員 田山淳士

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

- 1、検査の対象、会計管理者の権限に属する現金の出納及び保管。
- 2、検査現在期日、令和6年1月末日。

3、検査実施日、令和6年2月21日。

4、検査の結果及び意見、検査現在期日における歳計現金、一時借入金、基金、歳計外現金の保管状況は別紙のとおりで、預金通帳、保管現金を現金出納簿等と照合した結果、全て符合し、誤りなく適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納に係る諸帳簿及び証拠書類を関係帳票と照合した結果、別紙「収支計算書」の計数に誤りなく、何ら不正非違の点も見受けられず、適正に処理されていることを認めました。

なお、参考までに検査現在期日における現金現在高は次のとおりである。

歳計現金7,695万5,021円、一時借入金3億円、基金25億2,657万2,068円、歳計外現金2,506万9,161円、現金現在高26億2,859万6,250円でございます。

その中に細かい明細とか付いておりますので、御覧いただきたいと思います。

それと最後のページに、令和5年12月と令和6年1月に行いました出納検査の報告も付いておりますので、一緒に御覧いただければと思います。

以上で、出納検査のほうを終わりにして、続きまして、定期監査の報告をいたします。

令和5年度定期監査報告書。

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告します。

記

第1、監査の概要。

1、監査期日、令和5年12月18日、1日間でございます。

2、監査対象、令和4年度決算書等による財政援助団体の決算状況について。

③五木村シルバー人材センター

④各分館

3、監査基準、地方自治法第199条及び五木村監査基準等による。

4、実施要項、担当課において当該団体に対する関係資料の提示を求め、補助金、助成金の決算状況についてヒアリングを行った。

第2、監査の結果。

監査の結果、五木村シルバー人材センターについては、「五木村シルバー人材センター補助金交付要綱」により、管理運営費及び人件費に補助金を支出し、現在は主に人件費に充当されいてる。補助金については要綱に沿った支出で問題はないものとする。しかし、令和4年度の決算によると翌年度への繰越金が282万4,000円と補助金以上に多いため、非営利団体であるので、適正な財政運営に努めていただきたい。

次に、各分館の決算については、決算審査及び議会の決算認定でも指摘があったが、分館活動にそぐわない経費が見受けられた件について、その後、担当課から指摘事項についての指導がなされた。今後はそのようなことがないよう指導徹底をお願いした。

所見、今回対象とした財政援助団体の決算状況として、五木村シルバー人材センターと公民館の各分館について、資料の提出及び担当課のヒアリングを実施したが、補助金や助成金としての趣旨・目的に沿った支援がなされているが、それにそぐわない支出等については、担当課からの指導をお願いしたい。また、決算による翌年度への繰越金が多く繰り越されている団体が多く見られる。単年度での精算が基本である。新型コロナウイルス感染症関係等が原因で計画された事業ができなかった要因ではあるが、適正な財政運営を指導されること、村においては、決算状況を踏まえた次年度の補助金・助成金等のあり方も含めて検討していただきたい。

令和5年度定期監査調査書。

ここにいろいろ書いてあります。これは監査の指摘だけ報告したいと思います。

6番目の監査指摘事項。

①五木村シルバー人材センター。当センターへは、「五木村シルバー人材センター補助金交付要綱」に基づき、設立当初から運営に要する経費のうち、人件費、管理運営費、その他村長が認める経費に補助金を交付している。平成26年から29年度240万円、平成30年度200万円、令和元年から令和2年度160万円、令和3年度から5年度130万円と減額している。

現在補助金は人件費に充当している。

これまでは、事務局は2名体制で、パートとして雇用していたが、1名が定年で退職があり、1名募集をしても応募がないため、今年度から1名体制の常勤とし、社会保険の加入などを行っていて、人件費の全体額は前年度と同規模となる。

人件費への補助としては妥当と考えるが、令和4年度の決算の繰越金が282万4,000円と大きいので、村からの補助金なしでも運営可能ではないのか。

令和4年度は一般受注による受託収入も増加したことによるもの、また、令和5年10月からのインボイス制度に備え、現金の確保を指摘されたため、経費削減に努め、額が大きくなった。

当センターは非営利事業であるので、今後、適正な財源の確保に努めてほしい。

②公民館各分館。

各分館の助成金については、均等割、区域内人口割、活動割にスポーツの日行事・女性部活動費分を加えて要望額等を考慮し助成している。

ここ数年は、新型コロナ関係で計画されていた事業が出来ずに繰越金が例年より

多く残っている分館もある。

各分館ともいろいろ行事等されているが、分館活動にそぐわない経費の支出が見受けられ、改善の余地があるのでは。

今回の決算において、監査委員、議会の決算認定において指摘があり、教育委員会から指導を行った。

今後もこのようなことがないよう指導をお願いしたい。

各分館の決算書において、支出項目を細かくされている団体と簡略されている団体があるので、決算書様式を統一されるか同じような項目でまとめてほしい。

以上で、令和5年度定期監査の報告を終わります。

○議長（岡本精二君） どうもありがとうございました。

次に、人吉球磨広域行政組合議会の報告をお願いします。5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） 令和6年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会報告書。

これは冒頭、6月29日に来たものですが、令和6年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、令和6年2月29日木曜午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

冒頭に、議長の西村議長が欠席届が出ておりましたので、人吉市選出の田中哲副議長が議長の代行をされて進行されました。

日程第1、会議録署名議員の指名では、14番、西本己喜男議員（相良村）、15番、中村重道議員（相良村）が指名されました。

日程第2、会期の決定では、皆越てる子議員（あさぎり町）の議会運営委員長の報告の後、会期は2月29日に開会し、3月1日から3月24日までを休会、3月25日を閉会とする26日間に決定しました。

日程第3、行政報告では、理事会代表理事から令和5年第4回議会定例会以降の定例理事会における審議等について報告がありました。

日程第4、議案第1号、人吉球磨広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

日程第5、議案第2号、令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第3号）。

日程第6、議案第3号、令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算。

日程第7、議案第4号、令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額。

この4件では、一括して理事会代表理事の提案理由の説明を受けました。

また、施政方針では、次期ごみ処理施設の建設予定地について、本組合所有地である旧免田ごみ・し尿処理場跡地とすることとして、理事会において方針決定した

ことの説明がありました。

日程第 5、議案第 2 号の 1 件については、執行部の補足説明を受け、質疑、採決を行い、原案のとおり可決し、定例会 1 日目を散会しました。

閉会日となる 3 月 25 日の議事日程については、最初に一般質問を行い、次に、議案第 1 号、第 3 号及び第 4 号の 3 件について執行部の補足説明の後、質疑、採決を行い、最後に委員会の閉会中の継続審査を諮り閉会することとなっております。

以上、令和 6 年度第 1 回人吉球磨広域行政組合議会定例会の会議の結果について報告いたします。

裏のほうに令和 5 年度第 4 回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告書がありますが、ここも少しですから朗読いたします。

令和 5 年 12 月 22 日、令和 5 年第 4 回人吉球磨広域行政組合議会定例会（2 日目）が、令和 5 年 12 月 22 日金曜日午前 10 時から開催されました。

日程第 1、一般質問、五木村選出の 16 番、私ですが田山淳士議員が、管内の一部事務組合の統合と行政組合の共同処理する事務の追加等について、執行部の考えをいただきました。

日程第 2、議案第 13 号、令和 5 年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正（第 1 号）。

この件では、執行部の補足説明を受けた後、質疑、採決を行い、原案のとおり可決されました。

日程第 3、委員会の閉会中の継続審査について。

この件では、議会運営委員長の申し出のとおり決定されました。

最後に、議会会議規則第 43 条の規定により、議決された事件について、その条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することで決定され閉会しました。

以上、令和 5 年度第 4 回人吉球磨広域行政組合議会定例会（2 日目）の会議結果について報告いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、人吉下球磨消防組合議会の報告をお願いします。4 番、川邊議員。

○4 番（川邊正美君） おはようございます。それでは、令和 6 年 3 月第 1 回人吉下球磨消防組合議会定例会の会議の結果を報告いたします。

1、日時、令和 6 年 3 月 1 日、午後 3 時に開会をしております。

2、場所、人吉下球磨消防組合消防本部会議場です。

3、出席者、議員が 8 名、執行部より管理者が 5 名、管理代行者 1 名、監査委員が 1 名、職員が 6 名、事務局から 2 名が出席をしております。

4の会議結果です。日程第1、会期の決定では、令和6年3月1日（1日間）と決定をしております。

日程第2、会議録署名議員の指名、7番、村上恵一議員（人吉市選出）、1番、松村太議員（人吉市選出）を指名をされました。

日程第3、議案第1号、人吉下球磨消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第4、議案第2号、人吉下球磨消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

これは、この下のほうに内容は詳しく書いてありますので、後で目を通していただければと思います。

第1号議案、第2号議案は原案のとおり可決をしております。

日程第5、議案第3号、人吉下球磨消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

今回の改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことから、人吉下球磨消防組合手数料条例の一部を改正するものであります。

2ページをお願いします。こちらも原案のとおり可決をしております。

日程第6、議案第4号、人吉下球磨消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の全部を改正する条例の制定について。

こちらは職員のほうから火災出動手当の支給を求める意見があったことから、支給の対象となる出動業務を見直すため、条例の改正を行ったものであります。こちらも原案のとおり可決をしております。

日程第7、議案第5号、令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第4号）について。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,134万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億9,081万6,000円とするものです。

増減の内訳としまして、2ページから3ページにかけて歳入、3ページに歳出が載せてあります。内容につきましては、詳しく書いてありますので、こちら後で目を通していただければというふうに思います。こちらも原案のとおり可決をしております。

日程第8、議案第6号、令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出予算について。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億7,248万9,000円とするものです。対前年比では3億2,505万7,000円の増加となっております。

4ページをお願いします。歳入歳出の内訳を載せてあります。歳入予算の中で北

分署の救急車を更新する予算が入っております。これは五木村の過疎債を活用して行うということとなっております。

その下が歳出になっております。4ページから5ページにかけて歳出が載せてあります。こちらも後で目を通していただければと思います。原案のとおり可決をしております。

最後に、日程第9、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告です。

令和5年11月22日に、第13回目となる消防庁舎建設に関する特別委員会を開催しております。概要についての報告が委員長からなされております。こちらも5ページから6ページにかけて詳しく載せてありますので、後で目を通していただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、行政報告をお願いします。木下村長。

○村長（木下丈二君） おはようございます。行政報告を行います。

本日、令和6年第1回定例会を招集いたしましたところ、御多用の中、議員の皆様にご出席いただき誠にありがとうございます。

それでは、2月14日の臨時会以降の行政執行の主なものにつきまして、御報告いたします。

2月18日、五木源パークにおいて五木の冬まつりが開催されました。開催に先立ち観光に係る安全祈願を行い、好天に恵まれた会場ではテントサウナが設けられ、水風呂として清流川辺川へダイブする姿があったり、また、特産品を活用した飲食など五木の魅力をPRすることができました。

2月27日、五木村再生総合行政審議会が開催され、五木村振興計画（後期基本計画）の案及び川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価準備レポートに関する村長意見について答申を受けました。

また、午後からは五木村総合戦略検討委員会を開催し、本村における人口減少・過疎化・家族や地域の絆の再生等の課題について取組を行っております。

3月1日、春の全国火災予防運動が始まりました。人吉下球磨消防組合北分署と人吉警察署にも同行をいただきながら五木村消防団防火パレードを実施し、村民へ火災予防意識の一層の普及を図る呼びかけを実施いたしました。

また、午後からは、人吉高校五木分校の卒業式が挙行され、4名の卒業生がそれぞれの進路に希望を膨らませ学び舎を後にしました。

3月4日、熊本県の主催により、役場大会議室において川辺川の流水型ダムアセスに係る公聴会が開催され、3名の公述人から川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価準備レポートに係る意見が述べられております。

3月5日、令和5年度熊本県林業大学県南校の閉校式が役場大会議室で行われ、10名の生徒の皆さんが無事に研修を終了され、1名の方が新年度から村内の事業所で従事される予定です。

また、先月、議員の皆様と共に、国及び県に要望をしておりましたひかり輝く五木村の実現に向けた地域振興に関する要望について、国土交通省九州地方整備局長及び県知事の両者から回答をいただきました。

3月6日、五木村再生総合行政審議会を開催し、要望に対する国及び県からの回答内容について報告を行い、今後の対応について協議を行いました。

ひかり輝く五木村の実現のため、今後も村民の皆様の御意見をいただきながら取り組んでまいりますので、議員各位の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

以上、行政報告を申し上げます。

-----○-----

日程第4 委員会報告

○議長（岡本精二君） 日程第4 委員会報告をお願いします。川辺川ダム対策調査特別委員会、2番、早田委員長。

○2番（早田吉臣君） おはようございます。それでは、ダム対策調査特別委員会の御報告を申し上げます。

五木村議会議長 岡本精二様

五木村川辺川ダム対策調査特別委員会 委員長 早田吉臣
委員会調査報告について

調査事件について、調査結果を次のとおり会議規則第72条の規定により報告します。

1、調査の経過。期日、令和5年4月27日から令和6年2月8日まで。

2、出席した委員、職務により同席した職員。委員長私をはじめ議員全員でございます。それから、事務局長が1名出席しております。

3、説明のために出席した職員。村長、木下丈二、ダム対策課長、麦田健一郎、そのほか関係の課長が出席しております。

4、調査の経緯。ひかり輝く新たな五木村振興計画（案）の方向性や振興策などについて協議を重ね、令和5年5月15日に国土交通省九州整備局長及び熊本県、五木村の三者で新たな振興計画について確認式を行った。振興計画のさらなる推進のため、地元県議会議員との意見交換会や地元選出国會議員や国土交通省、総務省、熊本県への要望を行いました。

5、報告書の概要については、下に一覧表として掲げておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。内容については、調査とか視察研修を5回、要望活動

を2回行っております。会議については11回行っておりますので、後ほど皆さんで御覧になっていただきたいと思います。

以上、報告を終わります。

—————○—————

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第5 | 議案第3号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第6 | 議案第4号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第7 | 議案第5号 | 教育委員会委員の選任について |
| 日程第8 | 議案第6号 | 指定管理者の指定について（五木村保健福祉総合センター） |
| 日程第9 | 議案第7号 | 五木村振興計画（後期基本計画）の策定について |
| 日程第10 | 議案第8号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第9号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第10号 | 五木村避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第11号 | 五木村特産品加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第12号 | 五木村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第13号 | 五木村手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第14号 | 五木村災害復旧事業の施行に関する令和4年度実施協定書の変更について |
| 日程第17 | 議案第15号 | 五木村災害復旧事業の施行に関する令和5年度実施協定書の変更について |
| 日程第18 | 議案第16号 | 工事請負変更契約の締結について（五木村告知放送システム改修工事） |
| 日程第19 | 議案第17号 | 工事請負変更契約の締結について（林道相良五木線災害復旧工事） |
| 日程第20 | 議案第18号 | 令和5年度五木村一般会計補正予算（第9号） |
| 日程第21 | 議案第19号 | 令和5年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第22 | 議案第20号 | 令和5年度五木村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第23 | 議案第21号 | 令和5年度五木村介護保険特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第24 | 議案第22号 | 令和5年度五木村代替地上下水道事業特別会計補正予算 |

(第1号)

日程第25 議案第23号 令和5年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)

日程第26 議案第24号 令和5年度五木村情報通信事業特別会計補正予算

(第3号)

日程第27 議案第25号 令和6年度五木村一般会計予算

日程第28 議案第26号 令和6年度五木村国民健康保険特別会計予算

日程第29 議案第27号 令和6年度五木村ダム対策事業特別会計予算

日程第30 議案第28号 令和6年度五木村介護保険特別会計予算

日程第31 議案第29号 令和6年度五木村代替地上下水道事業特別会計予算

日程第32 議案第30号 令和6年度五木村後期高齢者医療特別会計予算

日程第33 議案第31号 令和6年度五木村墓地公園特別会計予算

日程第34 議案第32号 令和6年度五木村情報通信事業特別会計予算

日程第35 議案第33号 令和6年度五木村簡易水道事業会計予算

日程第36 議案第34号 令和6年度五木村農業集落排水事業会計予算

○議長（岡本精二君） これから議案に入りますが、議案名につきましては事務局長に朗読をさせます。土肥事務局長。

○議会事務局長（土肥整二君） それでは、議案名を朗読いたします。議事日程のほうを御覧ください。

日程第5、議案第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第6、議案第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第7、議案第5号、教育委員会委員の選任について、日程第8、議案第6号、指定管理者の指定について（五木村保健福祉総合センター）、日程第9、議案第7号、五木村振興計画（後期基本計画）の策定について、日程第10、議案第8号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第11、議案第9号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第12、議案第10号、五木村避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について、日程第13、議案第11号、五木村特産品加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について、日程第14、議案第12号、五木村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第15、議案第13号、五木村手数料徴収条例の一部改正について、日程第16、議案第14号、五木村災害復旧事業の施行に関する令和4年度実施協定書の変更について、日程第17、議案第15号、五木村災害復旧事業の施行に関する令和5年度実施協定書の変更について、日程第18、議案第16号、工事請負変更契約の締結について（五木村告知放送システム改修工事）、日程第19、

議案第17号、工事請負変更契約の締結について（林道相良五木線災害復旧工事）、日程第20、議案第18号、令和5年度五木村一般会計補正予算（第9号）、日程第21、議案第19号、令和5年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、日程第22、議案第20号、令和5年度五木村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、日程第23、議案第21号、令和5年度五木村介護保険特別会計補正予算（第5号）、日程第24、議案第22号、令和5年度五木村代替地上下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第25、議案第23号、令和5年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第26、議案第24号、令和5年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第3号）、日程第27、議案第25号、令和6年度五木村一般会計予算、日程第28、議案第26号、令和6年度五木村国民健康保険特別会計予算、日程第29、議案第27号、令和6年度五木村ダム対策事業特別会計予算、日程第30、議案第28号、令和6年度五木村介護保険特別会計予算、日程第31、議案第29号、令和6年度五木村代替地上下水道事業特別会計予算、日程第32、議案第30号、令和6年度五木村後期高齢者医療特別会計予算、日程第33、議案第31号、令和6年度五木村墓地公園特別会計予算、日程第34、議案第32号、令和6年度五木村情報通信事業特別会計予算、日程第35、議案第33号、令和6年度五木村簡易水道事業会計予算、日程第36、議案第34号、令和6年度五木村農業集落排水事業会計予算。

以上です。

○議長（岡本精二君） 以上の議案を一括上程します。

先に報告をさせていただきます。竹村総務課長が病氣療養のため、平岡総務課長補佐が出席をいたしておりますので、よろしくお願いします。

提案理由の説明を求めます。木下村長。

○村長（木下文二君） 提案理由を申し上げます。

令和6年第1回定例会に当たり、令和6年度当初予算の概要と各議案について提案理由を申し上げます。

五木村が目指す将来像や各施策の方向性等については、各種計画に定められており、予算を基に執行されております。

村の最上位計画である「五木村基本構想」は、10年後の未来像を定め、総合的かつ計画的な村づくりの基本方針を示すものであり、令和元年から令和10年度までを計画期間としています。

「五木村振興計画」は基本構想で定めた村の将来の姿を実現するために、5年間で実施する各施策分野についての基本方針を示すものであり、五木村振興計画「前期基本計画」が令和5年度で終了することから、今議会に令和6年度から令和10年度を計画期間とする「後期基本計画」を上程しています。前期基本計画の検証や村

民アンケート、業種別意見交換会等を踏まえ、新たな目標人口を設定するとともに、各分野の目標とする指標の見直しや施策の方針設定等を行っております。

また、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定した第2期「五木村まち・ひと・しごと創生総合戦略2020」（令和2年から令和6年）については、重要業績評価指数（KPI）を設定し、五木村総合戦略検討委員会において効果検証を行いながら取り組んでおりますが、令和6年度が最終年度となるため、6年度中に第3期の策定に取り組んでまいります。

昨年の5月に村と国県、三者共同で策定した「ひかり輝く新たな五木村振興計画」は、今後の社会状況の変化に対応しながら、三者でさらに連携を強固なものとし、計画を推進してまいります。

このほか、各課で所管する多様な計画を総合的に取りまとめ、村の最重要課題である人口減少、少子化に歯止めをかける施策の展開が急務であります。

令和6年度の当初予算編成においては課題解決に向け、特に4項目を重点的に検討しております。

1、雇用の場の確保と定住に資する施策については、村内の林業事業所、商工業の雇用支援や商工振興補助金、次世代を担う事業者支援補助金等を活用し、雇用環境の改善や施設整備の支援など、地元事業所の育成を図ってまいります。

定住に向けては、働く場の確保とともに、出産、育児、教育など、五木独自の子育て支援策を村内はもとより、村外へもSNSなどを活用し情報発信を行い、子育て世代の定住促進に努めてまいります。

このような中で、今年の林業大学卒業生1名が村内への就職が決まり、また、下梶原のヤマメ養業場を管理している熊本市内の企業が村内に事務所を構え本格的に展開されると報告があり、大変期待をしております。

ほかにも、複業協同組合や地域おこし協力隊制度を活用し人材の募集を行っております。協力隊については夏秋イチゴの生産、鳥獣対策、歴史文化などに問い合わせが来ている状況です。移住定住を推進するに当たり、今後、住宅不足が予想されることから、解消に向けた建設候補地の調査検討を進めており、議会の皆様と協議のもと、早期の建設に向けて取り組んでまいります。

2、高齢者の総合サポートと村民の健康づくりに資する施策については、高齢者が健康で、生きがいを持ち元気な暮らしを維持できるように介護予防の取組や介護や支援が必要な住民に適切なサービスを提供出来る体制を維持しながら、医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供出来る「地域包括ケアシステム」の構築を目指します、

また、人吉医療センターが指定管理を受けて運営している診療所については、今

後も連携を強化しながらサービスの向上と、タブレット端末を活用した健康相談や遠隔医療の導入について検討してまいります。

また、65歳以上の村民を対象とした「住み良い」村づくりアンケートの結果では、村として力を入れてほしい取組が「通院、外出支援」、また「買い物支援」が上位を占めました。村内の移動手段と人吉球磨地域公共交通計画（令和4年度から令和8年度）に示されている人吉市内までの交通体系との連携を図りながら、令和6年度中に概要の取りまとめを行います。

3、地場産業と将来を担う人材育成に資する施策については、村内事業所の働き手不足は林業や商工業、サービス業など産業全体の課題であると同時に、将来の村を担う人材不足につながる重要な課題です。そのような中、異業種の若者がグループをつくり、将来について勉強会を行っています。昨年の秋祭りでは企画参加し、先月の2月21日には村、議会との意見交換会が開催されました。

国の教育再生実行会議が掲げる「人づくりは、国づくり」の理念は、地方の村づくりにも共通するものです。

村の再生には、学校教育をはじめ地域を担う人材育成に積極的に取り組み、村の未来を託す多くの若者を育て、また、活躍出来る環境をつくることが最重要であります。

将来の五木村を担う若者たちが、自己研鑽に励み、各産業を新しい時代へ導くために、先端企業の講師を招き、研修や交流を行うことは大変重要な取組であります。

村としても取組を見守りながら、必要な支援を行ってまいります。

4、流水型ダムに関わる振興、再建に資する施策については、川辺川に建設が計画されている流水型ダムについては、昨年11月に環境影響評価準備レポートが公表されたことに伴い、2月3日、4日に村民を対象としたレポート内容の説明会及び大型模型実験施設の見学会が開催されました。

また、今月4日、5日には、本村を含む4会場で県主催の公聴会が開催されています。現在、県知事から関係首長の意見を照会されていることから、本村もレポートの内容を精査し、環境影響の観点から必要な意見を述べてまいります。

また、2月6日、議会の皆様と共に九州地方整備局森戸局長及び蒲島県知事をそれぞれ訪問し、「ひかり輝く新たな五木村の実現に向けた地域振興に関する要望書」を提出しました。併せて、県議会議長、副議長にもお会いし、支援のお願いを申し上げました。

3月5日には、森戸局長、蒲島知事が来村され、要望に対する回答をいただきました。

本村が要望した五木村の安全安心対策を含めた12項目について、真摯に受け止め、

積極的、かつ丁寧な回答をいただいたと評価しております。

今後も国県との連携を図り、ひかり輝く五木村の実現に向け邁進してまいります。

それでは、提案いたしております議案について御説明いたします。

今議会へ提案いたします議案は、人事案件3件、指定管理者案件1件、計画策定案件1件、条例制定、改正案件6件、協定書の変更案件2件、工事請負変更契約の締結案件2件、令和5年度補正予算案件7件、令和6年度当初予算案件10件の計32議案であります。

議案第3号から議案第4号まで「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、固定資産評価審査委員の任期が令和6年3月31日に満了することにより委員を選任するため、議会の同意をお願いするものであります。

議案第5号「教育委員会委員の選任について」は、教育委員の任期が令和6年3月31日に満了することにより委員を選任するため、議会の同意をお願いするものであります。

議案第6号「指定管理者の指定について」は、五木村保健福祉総合センターの施設の指定管理者を指定するため、議会の議決をお願いするものであります。

議案第7号「五木村振興計画（後期基本計画）の策定について」は、五木村振興計画（前期基本計画）が令和5年度をもって終期を迎えることから、新たに五木村振興計画（後期基本計画）を策定するため、議会の議決をお願いするものであります。

議案第8号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、令和5年5月に「地方自治法の一部を改正する法律」が改正され、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することが出来るものとされたこと。また、法を引用した条例の一部を改正する必要があるため、これら関連する条例の一部を改正するものであります。

議案第9号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、令和4年6月に「刑法等の一部を改正する法律」が改正され、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されたことにより、既存の条例について懲役・禁錮を拘禁刑に改めるため、関連する条例の一部を改正するものであります。

議案第10号「五木村避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について」は、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の外部提供に当たり、根拠としていた五木村個人情報保護条例が廃止されていることから、新たに条例を制定するものであります。

議案第11号「五木村特産品加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について」

は、特産品の加工、商品開発及び加工技術を習得する場を提供することにより、付加価値を高め農業の振興及び地域の活性化を図るため、食品加工施設（味噌加工施設）を改修し、特産品加工施設として再整備したことにより、新たに条例を制定するものであります。

議案第12号「五木村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、令和3年6月に「地方公務員法の一部を改正する法律」が改正され、国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢制の制度が設けられており、地方公務員についても国家公務員と同様の措置を講ずるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第13号「五木村手数料徴収条例の一部改正について」は、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第14号「五木村災害復旧事業の施行に関する令和4年度実施協定書の変更に
ついて」は、五木村災害復旧事業（村道白蔵線地すべり災害復旧事業）の熊本県との協定において、協定金額の減額変更をするものであります。

議案第15号「五木村災害復旧事業の施行に関する令和5年度実施協定書の変更に
ついて」は、五木村災害復旧事業（村道白蔵線地すべり災害復旧事業）の熊本県との協定において、協定金額の増額変更をするものであります。

議案第16号から議案第17号までの「工事請負変更契約の締結について」は、いずれも変更契約締結に当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第18号「令和5年度五木村一般会計補正予算（第9号）」について、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,284万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を56億5,609万5,000円とするものであります。

歳出の主なものについて申し上げます。

総務費では、村有林素材生産（間伐）売払地主支払金を追加しております。

なお、執行残については全款にわたり減額しております。

議案第19号「令和5年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ1,798万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を1億4,083万5,000円とするものであります。

事業確定に伴い、療養給付費負担金を減額しております。

議案第20号「令和5年度五木村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」について、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ112万2,000円を減額し、歳入歳出それ

ぞれの総額を9,349万2,000円とするものであります。

事業確定に伴い、配水管布設替工事を減額しております。

議案第21号「令和5年度五木村介護保険特別会計補正予算（第5号）」について、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ305万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を2億2,055万2,000円とするものであります。

介護給付費準備基金積立金を追加しております。

議案第22号「令和5年度五木村代替地上下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ177万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を1,852万7,000円とするものであります。

事業確定に伴い、修繕料等を減額しております。

議案第23号「令和5年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ81万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を2,985万5,000円とするものであります。

事業確定に伴い、保険基盤安定負担金を減額しております。

議案第24号「令和5年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第3号）」について、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ2,045万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を2億7,204万4,000円とするものであります。

事業確定に伴い、ケーブルセンター機器更新等改修工事を減額しております。

議案第25号「令和6年度五木村一般会計予算」の概要について御説明いたします。

令和6年度五木村一般会計予算は、歳入歳出それぞれ45億4,419万9,000円を計上しております。

主な歳出について申し上げます。

総務費では、庁舎空調設備改修工事や地域おこし協力隊事業に係る費用を計上しております。

民生費では、子育て応援助成金。衛生費では、保健福祉総合センター指定管理料や椎葉地区簡易給水施設調査測量設計業務委託料を計上しております。

農林水産業費では、自伐型林業育成定住促進事業業務委託料を計上しております。

商工費では、物産館改修工事。土木費では、路線の改良工事。消防費では、人吉下球磨消防組合負担金。教育費では、五木中学校グラウンド照明LED化工事を計上しております。

議案第26号「令和6年度五木村国民健康保険特別会計予算」について、歳入歳出それぞれ1億5,686万2,000円を計上しております。主な歳出は、保険給付費となっ

ております。

議案第27号「令和6年度五木村ダム対策事業特別会計予算」について、歳入歳出それぞれ30万8,000円を計上しております。主な歳出は、基金利子積立金となっております。

議案第28号「令和6年度五木村介護保険特別会計予算」について、歳入歳出それぞれ2億1,144万6,000円を計上しております。主な歳出は、保険給付費となっております。

議案第29号「令和6年度五木村代替地上下水道事業特別会計予算」について、歳入歳出それぞれ1,798万6,000円を計上しております。主な歳出は、施設修繕料、管理業務委託料となっております。

議案第30号「令和6年度五木村後期高齢者医療特別会計予算」について、歳入歳出それぞれ3,451万9,000円を計上しております。主な歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金に係る負担金となっております。

議案第31号「令和6年度五木村墓地公園特別会計予算」について、歳入歳出それぞれ28万2,000円を計上しております。主な歳出は、墓地公園の清掃等の管理委託料となっております。

議案第32号「令和6年度五木村情報通信事業特別会計予算」について、歳入歳出それぞれ2億782万3,000円を計上しております。主な歳出は、告知タブレット導入及び設置工事となっております。

議案第33号「令和6年度五木村簡易水道事業会計予算」について、令和6年度から公営企業会計へ移行し、これまでの歳入・歳出用言がから収益的収支・資本的収支へ表現が変わります。

予算額は収益的收入6,043万7,000円、収益的支出5,609万3,000円、資本的收入5,620万7,000円、資本的支出6,084万5,000円を計上しております。収益的支出の主な支出は営業費用、資本的支出の主な支出は建設改良費で配水管の老朽化に伴う布設替工事となっております。

議案第34号「令和6年度五木村農業集落排水事業会計予算」について、令和6年度から公営企業会計へ移行し、これまでの歳入・歳出から収益的収支・資本的収支へ表現が変わります。

予算額は収益的收入2,270万円、収益的支出2,251万3,000円、資本的收入751万7,000円、資本的支出751万6,000円を計上しております。収益的支出の主な支出は営業費用、資本的支出の主な支出は企業債償還金となっております。

なお、議会運営委員長の報告にありましたように、議案第18号「令和5年度五木村一般会計補正予算（第9号）」は、一時借入金の手続きを急ぐ必要があるため、

先議をお願いしたく、お取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。これらの議案の詳細につきましては、職員から説明いたしますので、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

また、議会運営委員会で申し上げておりました「五木村教育長の選任について」及び「指定管理者の指定について（道の駅「子守唄の里五木」）と（「五木村コテージ及び森の遊び場」）につきましては、追加提案とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡本精二君） ここで暫時休憩します。20分から始めますので、よろしくお願いいたします。

—————○—————

休憩 午前11時08分

再開 午前11時22分

—————○—————

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番、西村議員については、体調不良のため欠席がなされましたので、御報告いたします。

〔「早退」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） ここでお諮りします。会議冒頭、議会運営委員長の報告並びに村長からの提案理由にもありましたように、日程第20、議案第18号の令和5年度五木村一般会計補正予算（第9号）につきましては、先議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、日程第20、議案第18号につきましては先議することに決定しました。

—————○—————

○議長（岡本精二君） それでは、議案第18号の説明をお願いします。平岡総務課長補佐。

○総務課長補佐（平岡丈太君） それでは、説明をさせていただきます。

議案第18号、令和5年度五木村一般会計補正予算（第9号）です。

資料のほうを1枚お開きください。1ページ目になります。令和5年度五木村一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,284万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億5,609万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

(一時借入金の変更)

第3条、一時借入金の借入れの最高額に3億円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を10億円と定める。

1枚お開きください。2ページ目になります。第1表、歳入歳出予算補正でございます。補正予算があるものを申し上げます。1村税、固定資産税1,920万円の増額、14国庫支出金、国庫負担金から委託金まで、合わせまして2,096万8,000円の減額、15県支出金、県負担金、県補助金、合わせまして1億9,106万2,000円の減額、16財産収入、財産売払収入2,880万円の増額、17寄附金30万円の増額、18繰入金494万8,000円の減額、20諸収入、雑入、委託事業収入、合わせまして504万8,000円の増額、21村債2,078万1,000円の増額です。歳入合計額は、補正前57億9,894万4,000円、補正額の減額としまして1億4,284万9,000円、合計56億5,609万5,000円となります。

次に、3ページの歳出です。補正予算があるものを申し上げます。1議会費230万円の減額、2総務費、総務管理費から統計調査費まで、合わせまして2,877万3,000円の減額、3民生費、社会福祉費、児童福祉費、合わせまして743万8,000円の減額、4衛生費、保健衛生費で304万6,000円の減額、5農林水産業費、農業費、林業費、合わせまして816万8,000円の減額、6商工費1,310万円の減額、土木費、土木管理費から、4ページに移りますが住宅費まで、合わせまして1,312万4,000円の減額です。

次の4ページに移ります。8消防費38万8,000円の減額、教育費、教育総務費から歴史文化交流館費まで、合わせまして882万4,000円の減額、10災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、公共事業災害復旧費、合わせまして5,768万8,000円の減額です。歳出合計は、補正前57億9,894万4,000円、補正額の減額としまして1億4,284万9,000円、合計56億5,609万5,000円となります。

次の5ページは、地方債補正でございます。補正予算があるものを申し上げます。臨時財政対策債18万1,000円の増額、過疎対策事業債1,390万円の増額、緊急防災・減災事業債180万円の減額、災害復旧事業債470万円の増額、脱炭素化推進事業債380万円の増額、補正額合わせまして2,078万1,000円となります。

次に、事項別明細書に移ります。歳出のほうからお願いしたいと思いますので、17ページのほうをお願いいたします。主な歳出について説明させていただきます。

まず、17ページの中段に総務費、一般管理費の節12委託料としまして、総合行政システム機器更新業務委託料2,500万円の減額がございます。これは当初予定していた機械につきまして精査した結果、システム改修によりしない機器が発生したため、その分の減額となっております。

次に、その下になりますが負担金、補助及び交付金としまして人事交流派遣職員人件費等負担金761万4,000円の追加でございます。これにつきましては、人事交流職員の人件費の負担がこの時期に県から請求されるためのものでございます。

次に、その下になりますが繰出金としまして情報通信事業特別会計繰出金1,959万9,000円の減額でございます。こちらは告知放送システム改修工事及びケーブルテレビセンター機器改修工事での減額となっております。

次の18ページをお願いいたします。上段の財政調整基金費、積立金に林業振興基金積立金1,900万円の追加がございます。こちらは間伐材売払い収入の確定による基金積立金の増加によるものでございます。

次に、最下段の企画費になります。下から4行目になります。五木村特定地域づくり事業推進交付金649万8,000円の減額でございます。これは五木村複業協同組合の交付金として当初7人の雇用を見込んでおりましたが、実質が2人であったことによるものになっております。

次に、その下の空き家バンク改修・修繕補助金600万円の減額でございます。これは当初4件分として800万円を見込んでおりましたが、実績がないため一部を残して減額するものでございます。

次に、その下の新婚生活支援事業補助金120万円の減額でございます。こちらは当初3件分として180万円を見込んでおりましたが、実績がないため一部を残して減額するものでございます。

次に、19ページをお願いします。上段のほうに諸費で村有林素材生産（間伐）売払地主支払金1,050万円の追加がございます。これは間伐売払いによる地主への支払いによるものでございます。

続きまして、最下段のほうで税務総務費で個人住民税システム改修業務委託料178万2,000円の追加がございます。こちらは昨年11月に閣議決定された定額減税、住民税非課税世帯への給付を行うもので、その給付に対応したシステム構築を行うものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。最上段のほうに戸籍住民登録費で戸籍附票システム改修業務委託料267万3,000円の追加でございます。こちらは全額国費によるマイナンバー関係システム改修費によるものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。中段より下のほうに農林水産業費の造林業

で村有林作業道開設事業業務委託料300万円の追加がございます。これは作業道平野線平沢津の追加補正分でございます。

次に、27ページをお願いいたします。最下段に教育費の文化財調査費で民家民具等悉皆調査業務委託料450万円の減額がございます。こちらは本村所有の民具等を調査し保管する業務が、委託予定先の都合で出来なかったことによるものになっております。

次に、歳出のほうをお願いいたしますので、8ページのほうをお願いいたします。歳入の主なものについて説明いたします。最上段の村税の固定資産税で土地・家屋・償却資産によるもので1,920万円の追加でございます。

次に、9ページをお願いします。上段から中段にかけてでございますが、国庫支出金の7災害復旧費国庫補助金で、事業の精算により公共土木災害復旧費補助金、これで1,300万円の減額となっております。

次に、12ページをお願いします。下から3段目になりますが、県支出金の物価高騰対応生活者支援交付補助金として1,184万4,000円を追加しております。

次に、13ページをお願いいたします。上段のほうに7災害復旧費補助金で林業施設災害復旧費補助金で3,860万7,000円の減額となっております。

次に、中段の財産収入、3生産物売払収入、村有林素材生産（間伐）売払収入として2,880万円を追加しております。

次に、14ページをお願いいたします。一番下の段になります。五木村振興基金繰入金として1億5,346万円を追加しております。

次に、16ページをお願いいたします。上段の総務債、こちらのほうで告知放送システム改修事業で1,020万円の減額。一つ下になります。ケーブルセンター機器更新事業で1,040万円の減額となっております。中段から下段にかけまして、災害復旧事業債で農林水産業施設災害復旧事業費として140万円を追加しております。

次に、その他災害復旧債、一つ下になりますが、くま川鉄道災害復旧事業負担分として320万円の追加をしております。

次に、また一つ下になります。保健福祉センター空調設備改修事業として3,800万円を追加しております。また一つ下になります。五木中学校LED照明導入事業としまして380万円を追加しております。

以上で、議案第18号の説明を終わらせていただきます。

—————○—————

日程第37 質疑（先議議案第18号）

○議長（岡本精二君） 日程第37 先議議案の質疑を行います。

議案第18号の質疑を行います。質疑ございませんか。歳入歳出ございますけれど

も、歳出の17ページから行います。17ページ、18ページ、ございませんか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 総務費の企画費でございますが、特定複業協同組合交付金でございますが、当初は7人を予想していたわけですが、今回、現実的には実績が2名ということで、当初からかなり計画練られて、結局、応募がなかったということだと思いますが、この計画、また協同組合の運営に影響がなかったのかどうかちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 麦田ダム対策課長。

○ダム対策課長（麦田健一郎君） お答えいたします。

五木村複業協同組合におきましては、毎年度国の補助金をいただくために計画を提出する必要があります。その中で、組合としては7名を雇用したいということで計画を出しておったところでございますけれども、議員の御指摘のとおり、結果的に募集は行っていたんですけれどもなかなか応募がございまして、派遣職員は2人の状況であったということでございます。それに伴いまして、交付金は減ることになりますけれども、この交付金の大半は人件費、あるいは事務所の運営費などに充てられるものでございますけれども、支出の方も減っておりますので、交付金が減ることによって運営のほうに支障が出るということはないと思っております。

○議長（岡本精二君） ようございますか。

では、先に進みます。19、20ページ。6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） ちょっとお尋ねしますが、19ページの人材育成の問題ですけども、非常に全然ゼロになってますが、どういうことで、人材育成ほど重要である中でなぜ取組が出来なかったのかちょっとお聞きします。

○議長（岡本精二君） 麦田ダム対策課長。

○ダム対策課長（麦田健一郎君） お答えいたします。

この人材育成事業助成金につきましては、五木村内の村民、あるいは団体がいろいろ研修ですとかそういったものを行う際に助成を行うものでございます。令和4年度におきましては12人の方がこの助成金を使われておりますけれども、今年度につきましては0件でございました。周知についてなんですけれども、五木村が作成しております各種支援制度のお知らせというものがありまして、これは子育てもろもろの支援制度をまとめたお知らせになりますけれども、そちらに掲載して全戸配布は行っておりましたけれども、結果的にそれを使いたいという応募がなかったということでございます。そういう全戸配布を行いましたけれども、周知が十分ではなかったのではないかと考えております。ぜひ積極的にこれからまた周知を行いまして、この助成金を活用して村民の方、あるいは団体に研修などを行っていただき

たいと考えております。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

先に進みます。21、22ページ、ございませんか。23ページ、24ページ、ございませんか。25、26ページ。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） すみません、24ページ、ちょっと過ぎてしまったんですが、24ページの商工費で商品券の補助をコロナ対策で200万円減額をしてありますが、もう3月になりましたが、実績でまた減額ということだったと思いますが、ちょっとその内訳とか詳細をもし分かれば教えていただきたいなと思っております。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

すみません、産業振興課の令和5年度一般会計補正予算資料の7ページのほうに記載しておりますけども、補助金が当初3,000万予定しておりますが、こちらが2,800万となったということで、200万の減額をさせていただいております。対象者としましては953名で、配布枚数、1枚が500円の券となっておりますので、5万7,180枚を配布させていただきまして、対象金額が2,859万円ということでございましたけども、実際、利用枚数が5万5,856枚ということで、利用金額は2,792万8,000円となっております。利用率としましては97.68%の利用率ということになっております。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） ようございますか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 失礼しました。今資料を見たものですから。未利用者という、利用された方が97.68%ということは、2.32%が未使用だったということでございますが、かなり周知を防災無線等々で呼びかけをしてありますが、大体、この商品券をたぶんかなり5年度か6年度か前くらいから、私の記憶ですが、大体使用率というのは、今までこれぐらいの使用率で二、三パーセントは未使用だったということですか。ちょっとその辺を分かれば。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

資料のほうは特にありませんけど、例年、大体九十七、八パーセントの利用率となっておりますので、どうしても使い忘れじゃないですけども使わない方、それと一人暮らしの方とか使えなかったという方もいらっしゃるということで、100にはなかなか難しい。ただ、言われるように本課としましても区長会等、また防災無線等使いまして周知のほうはさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） ようございますか。25ページ、26ページ、ございませんか。

先に進みます。27、28ページ。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 27ページでございますが、先ほど定期監査のほうでも指摘をしてありましたが、分館活動助成金が34万7,000円減額をされております。各分館によれば、そういう使われ方というのがいろいろ監査委員のほうから指摘されていますが、今回、この時期に34万7,000円の減額というのは、使用されなかったということでございますが、その内訳をお分かりになればよろしく申し上げます。

○議長（岡本精二君） 木野教育課長。

○教育課長（木野徹也君） それでは、お答えいたします。

今回、34万7,000円の減額を補正予算として計上いたしておりますが、この内訳を御説明するためには、まず分館に対する助成金の計算方法というのがございます。基本的には当初予算で大枠を設定した後、各分館の活動割や人口割、先ほど監査報告にもございましたが、そのような計算方法に基づきまして計算をしていった額を各分館のほうに助成金として配布する、そのような制度でございますが、今回、その制度で算出した金額よりも各分館から御希望された金額のほうが少なくございました。そのためにこの金額34万7,000円分を減額するものでございます。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。29ページ、お願いします。歳出については、ほかにございませんか。

それでは、歳入に移ります。歳入の1ページ、一時借入金の変更について、3億円を追加し10億円とするということで、一時借入金の変更が出ております。これについて御異議ございませんか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今の借入金のことでございますが、最高額を3億円増額する。10億円とするということで、関係説明資料がございまして、これを説明していただけないでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（岡本精二君） 大岩会計管理者。

○会計管理者（大岩留美君） それでは、議案第18号、令和5年度一般会計補正予算（第9号）、一時借入金の最高額を3億円増額し、10億円に定めることについて御説明申し上げます。

お手元に会計室の資料をお願いいたします。

まず、一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3の第2項に規定されておりますように、予算に定めなければならず、議会の議決が必要となっております。

それでは、2枚目をお願いいたします。この表は令和5年度事業費の支払予定額を調査したものでございます。1件当たり100万円以上の支払い予定額について調

査をしております。2月時点での調査でございますので、支払日が変わることもあれば、ここにある以外にも支払いが増えたり、歳入金が増えてくる場合もございます。

まず、3月の各課の支払予定額の合計が7億6,218万7,000円でございます。現在は資金不足によりまして、財政調整基金より8億円繰替運用をしております。繰替運用につきましては、財政調整基金条例の第5条に規定されております。先に代表監査から、令和6年1月末の例月現金出納検査の報告がございましたが、2月に3億円、3月にまたさらに2億円追加して、合計で8億円繰替運用を行っております。先ほどの支払予定額にこの8億円を加えまして、差し引きの支払予定額は12億251万6,000円になる見込みでございます。

右の表に3月の入金見込みの補助金や起債をそれぞれ書いておりますが、歳入に関しましては10億8,557万6,000円、3月に入る見込みでございます。ただ、その半分以上が3月末に入金予定であるために、3月の資金は月末入金予定分を除いた青色で囲んであります数字で計算しているところでございます。

現在の現金の残高が3億2,000万しかございませんので、不足現金が8億8,251万6,000円となっているところでございます。

その後、下のほうに計算しまして、3月末残高予定額というのを計算しておりますが、預金残高が多くあるように数字上は見えますけど、4月に入ってから支払いのほうが7億5,000万ほど予定されているところでございます。その補助金や起債の入金も4月末ごろになる見込みでございますから、4月の支払いにも資金不足は影響してくるということでございます。現在の一時借入金の最高額は7億円では資金が不足するような状況となることが予想されるため、今回増額をさせていただくものでございます。

ただ、今回の試算表につきましては、2月時点の調査でありますので、現在さらに精査をしているところでございまして、増額をさせていただきますが、全額を借入しなければならないという状況からは抜け出せるのではないかと、今予想をしているところでございます。

また、3月交付予定の五木村振興交付金が2月末に交付されまして、既に基金へ積立をしたところでございます。今回の補正予算を御承認いただいたならば、令和5年度事業費へ充当してある財源の一部を年度内に繰入するなど、一時借入金を圧縮し、資金不足に陥らないよう資金の運用を行ってまいります。

次のページをお願いします。これは平成26年度からの財政調整基金繰替運用状況と一時借入状況を表にしたものでございます。また、右のほうには、参考に管内町村の状況を記載しているところです。後ほど御覧いただければと思います。災害関

連事業費の増もございますが、本村の自主財源が少ない中、補助金や交付金、また起債を財源とする事業が多いことから、そのほとんどの歳入金が事業終了後の交付となっておりますので、ここ数年の状況を見ますと資金不足に陥ることが多くなっているということでございます。

次をお願いいたします。これは参考までに預金の現金のお金の動きをちょっとコピーでお配りしてるところでございます。これは昨年状況です。昨年は財政調整基金は7億円やはり繰替運用をさせていただいております。

まず、この黄色のところでございますが、銀行から3月28日にこれ一時借入金、最高額を借入させていただいております。これから真ん中ぐらいの3月30日に財政調整基金繰替の返納ということで2億円返しております。

最後のページをお願いいたします。3月31日に財政調整基金の繰替え、残りの分をこのときには5億円返しているわけでございますが、残高がここに書いてありでございます。この後に銀行のほう、手続きが行われまして、補助金、交付金、起債などがこの後に入金が入って来まして、3月末の残高的には6億ほどあるということでございますが、このお金の入り具合から見ますと、日中にお金が入りまして、この入金を確認してからの支払処理というのは、事務手続き上、なかなか難しい状況でございますので、今回は一時借入金は増額させていただきたいということで提案させていただいてるところでございます。

また、財政調整基金につきましては、基金でございますので。3月末までには返さなければならないということでございます。

4月になりますとある程度の収支予定が確定してまいりますので、一時借入金を一部繰上返済させていただく形で、借入利子の圧縮を図ればいいかなと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（岡本精二君） 昼を過ぎましたが、この議案第18号が終わるまで延長したいと思います。よろしくお祈いします。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） なかなか会計管理者とすれば、年度末のやりくり大変御苦労ということでございますが、今回、一時借入をした場合に、短期でもあれ金利が付くわけですね。大体どの程度になるのかもしお分かりになれば。また、そういう小さな自治体に課せられたこういうことでございますので、やり方とかいろいろ考えられないことはないと思いますが、その辺りは今から毎年度、年度末にこういうことがたぶん起こってくるのではないかと思いますので、まず短期の金利とか大体どれくらいの金額が発生するのかちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員、今の質問は何のことですか。

○3番（中村俊也君） 短期借入れで大体どれぐらいの利息が発生するのかというのを
お分かりになればということです。

○議長（岡本精二君） 今からの折衝だと思いますので、3億をプラスして10億にした
いということですから、そのことについてお願いしたいと思います。短期、中期、
長期というのは、今からの折衝だと思いますので。

○3番（中村俊也君） その折衝がしっかりやっていただくように。

○議長（岡本精二君） ただいま会計管理者のほうから10億にするということで、詳細
についての説明がございました。予算の歳入等についての関係等についてはよろし
くお願いをしておきたいと思っております。

8ページから、それぞれの予算の補正の関係の項目でございます。よろしくお願
いします。8ページございませんか。9ページ、10ページ、ございませんか。11ペ
ージ、12ページ。

ないようでしたら先に進みます。13、14ページ、ございませんか。

先に進みます。15、16ページ、ございませんか。

歳入歳出全款にわたって聞き漏れがありましたならばお願いしたいと思います。

ないようでしたら終わりたいと思いますが、ようございますか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 歳入のほうでちょっとお伺いすればよかったんですけども、こ
のバンジージャンプの分担金収入で25万上がってございます。もう年度も変わります
が、令和5年度の実績、またよかったら令和6年度はどういうことで運営になる
のかちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） 令和5年度のバンジージャンプの分担金収入、こちら
25万増額しております。今、最終的な令和5年度の実績と分担金については精査さ
せていただいておりますけども、予定を超えているということで、予定では1,000
人を予定しておりましたけども、1,500までは行かないと思いますけども増加して
るということで、今回増額させていただいております。

令和6年度の予定ということで、こちらにつきましては、周知もさせていただ
いておるんですけど、3月2日から既に令和5年度末、今回あと1カ月を実施する
ということで、この分も予定して今回増額させていただいております、引き続き、
村としましては昨年同様秋に向けて、この3月2日から実施していただければとい
うことで、今要望を出しているところでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

それでは、質疑なしと認め、これで議案第18号の質疑を終わります。

以上で、先議議案に対する質疑を終了しましたので、質疑の終結を宣告します。

—————○—————

日程第38 討論（先議議案第18号）

○議長（岡本精二君） 日程第38 これから先議議案の討論を行います。

議案第18号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第18号の討論を終わります。

以上で先議議案の討論が終了しましたので、ここで討論の終結を宣告します。

—————○—————

日程第39 採決（先議議案第18号）

○議長（岡本精二君） 日程第39 これから先議議案の採決を行います。

議案第18号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、先議の議案について全て終了しました。

ここで暫時休憩をいたします。午後は1時30分から行います。

—————○—————

休憩 午後0時16分

再開 午後1時26分

—————○—————

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第3号から議案第5号の説明を求めます。木下村長。

○村長（木下文二君） それでは御説明申し上げます。

議案第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名につきましては、尾方哲さんです。住所と生年月日等についてはお配りした資料に添付してございます。

提案理由でありますけれども、固定資産評価審査委員会委員の任期が令和6年3月31日に満了することから、新たに委員を選任するため、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名につきましては、小田一博様。住所、生年月日についてはお手元の資料に記載をしております。

提案理由、先ほどと同じではございますけれども、固定資産評価審査委員会委員の任期が令和6年3月31日に満了することから、新たに委員を選任するため、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要があるものでございます。

続きまして、議案第5号、教育委員会委員の選任について。

教育委員会の委員に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名につきましては、宮崎栄臣さんです。住所、生年月日等はお配りの資料等に記載をしております。

提案理由でございます。教育委員の任期が令和6年3月31日に満了することに伴い、新たに教育委員を選任する必要があるものでございます。

3名とも知見を有する方でございまして、人物等は非常に適した人物と評価してございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第6号の説明を求めます。平岡総務課長補佐。

○総務課長補佐（平岡丈太君） それでは、議案第6号について説明します。

議案第6号、指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和6年3月8日提出。

五木村村長 木下丈二。

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設、五木村保健福祉総合センター。

2、指定管理者となる団体の名称、社会福祉法人五木村社会福祉協議会。

3、指定の期間、令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日まで。

提案理由としましては、五木村保健福祉総合センターの設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、当該公の施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

補足説明としまして、決定に際しましては社会福祉法人五木村社会福祉協議会のこれまでの実績を基に選定委員会のほうに諮問を行いまして、答申を受けての決定

となっております。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第7号の説明を求めます。麦田ダム対策課長。

○ダム対策課長（麦田健一郎君） 議案第7号、五木村振興計画（後期基本計画）の策定についてでございます。

五木村振興計画（後期基本計画）を策定するため、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございます。五木村振興計画（前期基本計画）が令和5年度をもって終期を迎えるため、新たに令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とする五木村振興計画（後期基本計画）を策定するに当たり、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

後期基本計画につきましては、令和元年度から令和10年度までの五木村の将来像を定めました基本構想の下に位置づけられるものでございまして、各施策分野の基本方針を定めたものとなります。計画期間は、令和6年度から令和10年度までとなります。策定に当たりましては、村民アンケートや業種別意見交換会、パブリックコメントを踏まえまして、村民、あるいは事業者の皆様の御意見を踏まえたものとしております。詳細の内容につきましては、これまでの全員協議会などで御説明差し上げておりますので、省略をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第8号及び議案第9号の説明を求めます。平岡総務課長補佐。

○総務課長補佐（平岡丈太君） 説明いたします。

議案第8号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

1 ページお開きください。提案理由について説明いたします。

令和5年5月に「地方自治法の一部を改正する法律」が改正され、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することが出来るものとされたこと。また、条例で引用している地方自治法第243条の2の2（職員の賠償責任）については、この法改正により法第243条の2の8に繰り下げられたことから、これら関連する条例の一部を改正する必要がある。これが条例案を提出する理由である。

内容が細々しておりますので、概要について説明いたします。

概要につきましては、地方自治法の改正に関連する三つの条例を一部改正として

今回まとめて行うものでございます。これらは全国的に同様に改正を行うものとなっております。午前中の行政組合や消防組合の報告のほうでもありましたように、まず一つ目は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正します。会計年度任用職員につきましては、来年度から勤勉手当が支給されることによるもので、この改正で勤勉手当の項目を追加するという内容になっております。

二つ目ですけれども、職員の育児休暇に関する条例の一部改正です。これも会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関することに伴いまして、育児休暇をしている職員に会計年度任用職員も含める改正を行うものになっております。

三つ目は、監査委員に関する条例の一部改正でございます。条例で引用している法律の番号が繰り下がったことにより、引用している法律の番号部分を改正するものでございます。具体的には、地方自治法243の2の2の第3項が地方自治法243の2の8の第3項に繰り下がったので、これに伴う改正になります。監査委員が行う監査において賠償責任に関する事項がこの法律を引用しているための改正になっております。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

続きまして、議案第9号について説明いたします。

議案第9号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

1 ページめくっていただきまして、提案理由について説明いたします。

令和4年6月に「刑法等の一部を改正する法律」が改正され、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されました。

地方公共団体においては、既存の条例について懲役・禁錮を拘禁刑に改めるため、関連する条例の一部を改正する必要があります。これがこの条例を提出する理由であります。

概要について説明いたします。概要としまして、まず懲役受刑者は刑務作業が義務づけられておりまして、禁錮受刑者には義務はありません。しかし、最近では禁錮受刑者も刑務作業を行うなど区別がなくなってきたことや受刑者の多様性、これらに柔軟に対応するため懲役と禁錮を廃止し、これを一本化して拘禁刑とされております。このため懲役と禁錮を用いている条例の5本につきまして、表現を全て一括して拘禁刑に改めるものでございます。

改正する条例は、五木村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、五木村一般職の職員の給与に関する条例、五木村消防団員の定員、任免、給与、服務等に

関する条例、五木村議会の個人情報保護に関する条例、最後に、五木村行政不服審査会設置条例、以上の５本を一部改正することになっております。

以上で、議案第９号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第10号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） それでは、議案第10号、五木村避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

提案理由を含めまして、次のページのこちらの表により説明をさせていただきます。２ページ目の表でよろしくお願ひします。五木村避難行動要支援者名簿に関する条例案についてということで、条例制定の目的でございます。災害基本法に基づき作成している避難行動要支援者名簿について、平時から避難支援者等関係者へ提供できるようにするため、廃止された個人情報保護条例に代わる新たな条例を制定するものでございます。

図で説明をいたしますと、災害が発生する前に村は避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者（これは警察や消防を指します。）へ名簿の提供を行ってまいりました。この名簿の提供に当たりましては、根拠条例が必要であり、これまでは五木村個人情報保護条例の規定により提供を行ってきたところでございます。この五木村個人情報保護条例は、第９条６号を読み上げさせていただきますと、国、独立行政法人など、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供する場合において、当該個人情報を利用することに相当の理由があり、かつ本人の権利利益を不当に侵害する恐れがないと認められたときにおいては、本条例の規定により情報提供が可能となっていたところでございます。しかしながら、令和５年３月に五木村個人情報保護条例が廃止になり根拠条例がなくなりましたことから、新たに五木村避難行動要支援者名簿に関する条例を制定し、避難支援等関係者へ情報の提供が出来るようにするものでございます。

なお、令和５年３月に五木村個人情報保護条例が廃止になりました理由につきましては、国の法律でございます個人情報保護法が改正され、村の個人情報保護条例がこの法律に吸収をされた形となり、廃止となったものでございます。

情報の提供につきましては、あくまでも法律ではなく村の条例に特段の定めが必要とされておりますことから、新たに条例を制定するものでございます。

これで議案第10号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第11号の説明を求めます。土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） 議案第11号、五木村特産品加工施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

五木村特産品加工施設の設置及び管理に関する条例を次のように定めるといふこ

とで、裏面の提案理由でございます。特産品の加工、商品開発及び加工技術を習得する場を提供することにより、付加価値を高め農業の振興及び地域の活性化を図るため、食品加工施設（味噌加工施設）を改修し、特産品加工施設として再整備したことにより、新たに条例を制定する必要がある。これがこの条例案を提出する理由であるとしております。

また、附則の中で2項ですけれども、五木村食品加工施設設置条例（平成22年五木村条例第20号）は、廃止するという事で、今回の条例につきましては、令和5年度に味噌加工施設でありました加工場をくねぶ等の果実を搾汁し、また、清涼飲料等の加工が可能な施設に今回整備等を変更したことによりまして、新たに制定するものであります。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第12号の説明を求めます。平岡総務課長補佐。

○総務課長補佐（平岡丈太君） 説明いたします。

議案第12号、五木村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。

五木村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

下段のほうの提案理由について説明します。令和3年6月に「地方公務員法の一部を改正する法律」が改正され、国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務の制度が設けられました。

地方公務員については、国家公務員の定年を基準としてその定年を条例で定めることとされており、今般、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制度の導入など、国家公務員と同様の措置を講ずるもので、関連する条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

概要について説明いたします。定年延長に係る条例等の改正につきましては、令和4年度に改正を一旦済ませておりましたが、今回初めて定年延長の対象者が出ることによりまして、さらに必要な条例の改正を行うものであります。

具体的には、管理職、課長の職員は60歳で管理職から下りる制度になっております。本村では職務を審議員と想定しておりますが、しかし、この審議員には給与の根拠となる級別の設定がなされておりましたので、今回、課長の一つ下の級として4級を審議員として設定する改制度を行うものでございます。

以上、議案第12号の説明になります。終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第13号の説明を求めます。北原住民税務課長。

○住民税務課長（北原仁司君） 議案第13号、五木村手数料徴収条例の一部改正につい

て御説明いたします。

五木村手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

五木村手数料徴収条例の一部を改正する条例。

五木村手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

条文改正内容等につきましては、後ほど新旧対照表及び、先ほど午後からお配りしました住民税務課の1枚紙の表裏の資料により御説明をしたいと思います。

まず、次ページをお開きください。提案理由です。戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じて、条例の一部を改正するものです。これが、この条例案を提出する理由であります。

次のページには新旧対照表を添付しております。先ほど申しました住民税務課の赤黒の資料を御用意いただきたいと思います。それと併せて御説明をしたいと思います。

まず現状ですが、図で書いてありますが、今までは本籍が五木村にある人で住所が東京都とかにいらっしゃる方は、郵送請求とかそういうことで請求をしなければいけませんでした。今後は、自分が住んでる自治体で広域交付ということで、人吉市に住んでおられる方は人吉市で証明書の発行が出来るようになっております。手数料等は人吉市に入るようになります。今度は、証明者が人吉市長になります。この裏面を見ていただければちょっと分かりますが、この方はテスト用のですけれども、千葉県佐倉市に本籍がある人ですが、五木村に住んでいるので五木村で証明発行をされた場合です。この場合は五木村長の証明になります。

表に戻っていただいて、この図の1番です。これが戸籍証明書の広域交付になります。これは全国の自治体と法務省が連携したことにより可能となったことです。この図の2番と3番になりますが、届出等における戸籍証明書等の添付の省略、これが可能となります。今回の改正の分は4番目になりますが、戸籍の電子証明書の活用による証明書の添付の省略ということで、もう一度裏面を見ていただくと、通常の戸籍証明書と別に番号が出てきます。真ん中ほどですけども、16桁の番号が出てきますが、これの今回識別符合等通知書ということになります。今回の条例の改正につきましては、これの手数料が1件400円です。通常は戸籍の証明書は450円で、電子証明書につきましては400円となります。除籍の場合は、現状750円ですが、除籍のこの電子証明書につきましては700円ということで50円ずつ安くなっております。

例えばですけども、パスポートの申請とかそういうのに今まで戸籍謄本を付けておりましたが、この電子証明書により番号を提示することによりまして、戸籍の添付が省略されることになっております。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第14号及び議案第15号の説明を求めます。豊永建設課長。

○建設課長（豊永勝彦君） 議案第14号について説明いたします。

五木村災害復旧事業の施行に関する令和4年度実施協定書の変更についてでございます。

五木村災害復旧事業の施行に関する令和4年度実施について、次のように協定を変更する。

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1、目的 | 五木村災害復旧事業（村道白蔵線地すべり災害復旧事業） |
| 2、協定の金額 | 当初3億円 |
| | 変更2億9,990万615円 |
| | 減額9万9,385円 |
| 3、協定の相手方 | 熊本県、熊本県知事 蒲島郁夫 |
| 4、協定の方法 | 随意契約 |

提案理由です。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付する必要がある。これが議案を提出する理由でございます。

お手元に今回、建設課の議案資料（その1）というものを配付をさせていただいております。御覧いただきたいと思います。こちらの1ページから4ページのほうに今回の実施協定書の案のほうを添付をさせていただいております。1ページが案で、2ページ、3ページが図面、それと4ページが資金の計画書でございます。

それと、この資料の9ページのほうに今回の協定のスケジュールの一覧表を付けております。ちょっとこちらを見ていただければと思います。この資料の上段部分、令和4年度協定1期施工の欄でございます。現時点では協定の期間につきましては3月末までとしております。また、この図面上で令和4年の協定の1期施工の区域ですけれども、当初は赤で協定区域を設定しておりましたが、今回、変更によりまして、右側のほうの赤の区域の範囲に施工区域が変更するということにしております。これは現場の条件によるものでございます。事業費につきましては、事業費の確定によるものでございます。

続きまして、議案第15号について説明をいたします。

五木村災害復旧事業の施行に関する令和5年度実施協定書の変更について。

五木村災害復旧事業の施行に関する令和5年度実施について、次のように協定を変更する。

- | | |
|------|----------------------------|
| 1、目的 | 五木村災害復旧事業（村道白蔵線地すべり災害復旧事業） |
|------|----------------------------|

2、協定の金額 当初 6 億8,987万4,000円
変更 7 億5,600万円
増額6,612万6,000円

3、協定の相手方 熊本県、熊本県知事 蒲島郁夫

4、協定の方法 随意契約

提案理由です。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決に付する必要がある。これが議案を提出する理由でございます。

先ほどの建設課の議案資料の5ページから9ページのほうに、今度は令和5年度の協定書の案と図面と資金計画のほうを添付をさせていただいております。

また、先ほどの9ページのところでございますが、今回中段に令和5年度協定2期施工というところがございます。

まず区域につきましては、当初左側の青い区域でございましたけども、変更しまして、右側の青い区域に今回変更するというふうになっております。金額につきましては、当初契約から増額となっておりますけども、こちらにつきましては、グラウンドアンカーとか軽量法枠工、また吹付法枠工等々の資材の単価等が上がりまして、約10%程度資材高騰によるものでございまして、その金額に相当分を今回変更して増額をするものでございます。

これは熊本県に業務を委託して実施していただいておりますけども、今後も県と連携しながら事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第16号の説明を求めます。平岡総務課長補佐。

○総務課長補佐（平岡丈太君） 説明します。

議案第16号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結する。

1、工事番号 5 告知第1号
2、工事名 五木村告知放送システム改修工事
3、契約金額 当初8,250万円
変更7,642万3,023円
減額607万6,977円
4、契約の相手方 西日本電信電話株式会社

提案の理由につきまして、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、当該契約は議会の議決に付する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

減額の理由につきましては、現地精査の結果、当初施工世帯数は354世帯を予定しておりました。空き家や転居などで50世帯の減がありまして、最終的に304世帯になったということによる減額でございます。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第17号の説明を求めます。豊永建設課長。

○建設課長（豊永勝彦君） 議案第17号について説明いたします。

工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結する。

- 1、工事番号 2 林災（3 過）第16号
- 2、工事名 林道相良五木線災害復旧工事（8号箇所）
- 3、契約金額 当初 1 億2,045万円
 変更 1 億3,048万3,122円
 増額1,003万3,122円
- 4、契約相手方 熊本県球磨郡相良村深水1383
 株式会社新堀産業
 代表取締役 新堀忠伍

提案理由です。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、当該契約は議会の議決に付する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

先ほどお願いいたしました議案資料（その1）の建設課の分の10ページのほうを御覧いただきたいと思います。復旧の概要でございますけれども、復旧延長が141メートル当現場はございまして、路肩の決壊と法面崩壊が被災の内容となっております。今回の変更につきましては、平面図を御覧いただきますと、この林道の敷地内に当時の簡易水道の導水管が埋設をされております。図面でいきますと青い破線的位置にございます。当初は路肩構造物の床掘をする上で支障はないということで災害査定の方は受けておりましたけれども、施工をするに当たって、どうしてもこの導水管が支障があるということとなりましたことで、国との変更協議を行いまして、もちろん施工中に水を止めるということは出来ませんので、一旦、仮設の管を引き直すと、そして路肩の構造物完成後に、また元の形で埋設をし直すという工事の内容に変更をされたものでございます。こちらに写真は付けておりますけれども、写真の3と5、こちらが仮設の状況でございまして、写真の6のほうが今本設のほうをやっているということでございます。今回、導水管の移設及び本復旧、こちらに関し

ての変更の増額というものでございます。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第19号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） 議案第19号、令和5年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

1 ページ目をお開きください。令和5年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,798万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,083万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。まず歳入からでございます。県支出金、県補助金、1,798万4,000円の減額でございます。歳入合計、減額の1,798万4,000円です。歳入総額1億4,083万5,000円でございます。

次に、歳出でございます。款項、補正予算額を読み上げさせていただきます。保険給付費、療養諸費と高額療養費、合わせまして1,798万4,000円の減でございます。国民健康保険事業納付金、後期高齢者支援金等分と介護納付金分、合わせまして5万7,000円の減額です。保険事業費、保険事業費2万3,000円の減額です。諸支出金、償還金及び還付加算金8万円です。歳出合計1,798万4,000円の減額でございます。歳出総額1億4,083万5,000円です。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書について説明させていただきます。6ページをお開きください。まず歳入でございます。県支出金、県補助金ということで、普通交付金、これが1,798万4,000円の減でございます。

次に、7ページをお開きください。歳出でございます。保険給付費、療養給付費ということで、こちらのほう主なものだけを読み上げさせていただきますが、療養給付費負担金（診療報酬）ということで1,500万円の減額でございます。次に、保険給付費、高額療養費ということで、高額療養費負担金、300万円の減額でございます。この減額につきましては、被保険者数が若干減少したものと医療費が高額となります入院患者数が減少したために減額をするものでございます。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） ここで暫時休憩します。2時25分からお願いしたいと思います。

—————○—————

休憩 午後2時12分

再開 午後2時26分

—————○—————

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第20号の説明を求めます。豊永建設課長。

○建設課長（豊永勝彦君） 議案第20号について説明申し上げます。

令和5年度五木村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。

1 ページをお願いします。令和5年度五木村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,349万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正。まず歳入です。款項、補正予算額のみ読み上げます。3 国庫支出金、1 国庫補助金で減額の40万円です。5 繰入金、1 一般会計繰入金で減額の145万4,000円です。8 諸収入、1 雑入で増額の133万2,000円です。9 村債、1 村債で減額の60万円です。歳入合計、減額の112万2,000円で、補正後の予算が9,349万2,000円です。

3 ページをお願いします。次に歳出です。こちらも款項、補正予算額のみ読み上げます。1 水道管理費、1 総務管理費で増額の40万円です。2 維持管理費で減額の40万円です。2 施設管理費、1 施設費で減額の112万2,000円です。歳出合計、減額の112万2,000円で、補正後の予算が9,349万2,000円です。

次に、事項別明細書です。7 ページをお願いします。歳出です。1 水道管理費、1 総務管理費、1 一般管理費で22節償還金、利子及び割引料で増額の90万円です。こちらは消費税の返還金の令和4年度分の90万円ということで、今回予算計上しております。中身につきましては、これは昨年10月に税務署のほうに消費税の申告作業を行いました。令和4年度までは通常申告をして消費税を納付をすることが今まででございましたけども、今年度につきましては、逆に消費税が還付をされるということになりました。この還付の理由としましては、令和4年度から簡易水道の改修工事を実施しておりまして、村としても請負費に係る消費税等を業者に支払っているというものを考慮したことによって還付になったということでございます。還付額につきましては、歳入のほうで133万2,000円を計上をしているところでございます。ただ、しかし、申告をした際の金額のほうにちょっと修正があるということで再計算をいたしましたところ、実際の還付金額が43万2,000円ということでございまして、133万2,000円から43万2,000円を差し引きました差額につきましてが、ちょっと今回逆に還付金をいただきすぎたということで、返還金という形になって

しまったところでございます。これは大変申し訳ないということでございます。

次に、水道管理費の2維持管理費、1維持管理費で光熱水費を減額の40万円です。これは実績に踏まえております。次に、2施設費、1施設費、施設費で14の工事請負費で小鶴の配水管布設替工事で、減額の112万2,000円です。

次に、6ページをお願いします。歳入です。国庫支出金、1国庫補助金、施設費補助金で減額の40万円です。これは工事費の減額に伴うものでございます。次に、5繰入金、1一般会計繰入金の一般会計繰入金で減額の145万4,000円です。次に、8諸収入、1雑入、雑入ということで消費税の還付金133万2,000円でございます。次に、9村債、1村債、1土木債で、こちらは小鶴の簡易水道改修事業の起債を借りておりますが、そちらの減額で60万円でございます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第21号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） 議案第21号、令和5年度五木村介護保険特別会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

1ページ目をお開きください。令和5年度五木村介護保険特別会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ305万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,055万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。まず歳入からでございます。款項、補正予算額のみを申し上げます。保険料、介護保険料6万5,000円、国庫支出金、国庫負担金と国庫補助金、合わせまして16万7,000円です。支払基金交付金、支払基金交付金19万7,000円です。県支出金、県負担金、県補助金、合わせまして10万2,000円です。繰入金、繰入金25万4,000円です。繰越金、繰越金227万3,000円です。歳入合計305万8,000円です。歳入総額2億2,055万2,000円です。

次に歳出でございます。こちらも款項、補正予算額のみを申し上げます。総務費、総務管理費18万9,000円、保険給付費、介護サービス等諸費と特定入所者介護サービス等費を合わせまして108万円です。地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費から一般介護予防事業費まで、合わせまして48万4,000円の減額でございます。基金積立金、基金積立金227万3,000円です。歳出合計305万8,000円でございます。歳出総額は2億2,055万2,000円です。

次に、歳入歳出補正予算の事項別明細を説明させていただきます。まず、歳出のほうから説明をさせてください。9ページをお開きください。歳出のほう、これは精算に伴います若干の増減ということでございまして、主なものを申し上げさせていただきます。まず、一番上段ですが、総務費、印刷製本費ということで18万9,000円です。これは令和6年度から令和8年度まで3カ年の新たな介護保険計画を進めていく上で、新たに「すこやか介護保険」という冊子を作成を年度末にするものでございます。こちらの経費でございます。それと、中段辺りでございますが、保険給付費ということで、施設介護サービス給付費負担金が55万円の増、そして、地域密着型介護サービス負担金75万円の増額です。これは施設の利用者が若干増加したことによる増額でございます。

次に、10ページの一番下でございますが、集団健康教育業務委託料、これはげんぞう会でございますが、げんぞう会の回数が若干増加したということで、その増加分を計上させていただいております。15万円でございます。

最後に、11ページをお開きください。こちらは基金積立金です。介護給付費準備基金積立金ということで227万3,000円を積み立てる予定としております。

次に、歳入のほうを説明させていただきます。6ページをお開きください。こちらでも精算に伴う若干の増減ということでございます。中段辺り、国庫支出金でございます。介護給付費負担金17万9,000円、その下でございますけれども、調整交付金が12万6,000円の増を計上しております。

次に、7ページをお開きください。支払基金交付金ということで、一番上段です。介護給付費交付金29万1,000円です。次に、中段辺りの県支出金です。介護給付費等負担金17万円です。

最後に、8ページでございますが、繰越金ということで227万3,000円を計上をいたしております。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第22号の説明を求めます。豊永建設課長。

○建設課長（豊永勝彦君） 議案第22号、令和5年度五木村代替地上下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

1ページをお願いします。令和5年度五木村代替地上下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ177万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,852万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正です。まず歳入です。款項、補正予算額のみ読み上げたいと思います。1 使用料及び手数料、1 使用料で減額の25万2,000円、2 繰入金、1 繰入金で減額の12万6,000円です。5 諸収入、1 雑入で減額の140万円です。歳入合計、減額の177万7,000円で補正後の予算が1,852万7,000円です。

次、3ページをお願いします。次に歳出です。こちらも款項、補正予算額のみ読み上げます。1 管理費、1 維持管理費で減額の177万7,000円です。歳出合計、減額の177万7,000円で補正後の予算が1,852万7,000円です。

次に、事項別明細です。6ページをお願いします。歳入です。1 使用料及び手数料、1 使用料、1 使用料で減額の25万2,000円です。本年の2月実績を踏まえまして計上をしております。次に、2 繰入金、1 繰入金、1 繰入金です。一般会計での繰入金で減額の12万5,000円です。こちらも歳出の実績に踏まえて計上しております。次に、5 諸収入、1 雑入、1 雑入で公有建物災害共済金で減額の140万円です。こちらにつきましては、当初予算におきまして頭地の下水処理施設のポンプのほう令和4年の台風災害で被災をいたしまして、そちらを修繕するということで今年の当初予算の財源として、この共済保険の半額のほうを充当をしておりました。ところが、保険会社との協議を行いまして、今回の被災の原因が停電ということで、そういった場合にはちょっと保険の対象外ということになりまして、この共済金のほうを減額するものでございます。

続きまして、7ページをお願いします。歳出です。1 管理費、1 維持管理費、1 水道管理費で10の需用費及び11の役務費で減額の87万7,000円です。実績を踏まえて計上しております。2の下水道管理費は10の需用費で光熱水費と応急修繕料を合わせまして、減額の90万円です。こちらも実績を踏まえまして計上しております。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第23号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） 議案第23号、令和5年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

1ページ目をお開きください。令和5年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,985万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正です。まず歳入からでございます。繰入金、一般会計繰入金81万6,000円の補正予算額は減額でございます。歳入合計81万6,000円の減額です。歳入総額2,985万5,000円です。

次に、歳出でございます。款項、補正予算額を読み上げます。後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合納付金146万6,000円の減額でございます。保険事業費、保険保持増進事業費65万円、歳出合計81万6,000円の減額でございます。歳出総額2,985万5,000円です。

次に、事項別明細です。6 ページをお開きください。まず歳入でございます。事務費繰入金65万円、保険基盤安定繰入金146万6,000円の減額です。

次に、歳出、7 ページをお開きください。保険基盤安定負担金、減額の146万6,000円でございます。この保険基盤安定負担金につきましては、低所得者等について保険料軽減制度を設けて、軽減に要した費用を公費で負担をするものでございます。そして、健康保険審査業務委託料65万円でございます。これは人間ドックの受診者が増加したため、若干、予算が不足したものでございます。人間ドックの費用の増額ということで65万円を計上いたしております。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第24号の説明を求めます。平岡総務課長補佐。

○総務課長補佐（平岡丈太君） 議案第24号、令和5年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第3号）について説明します。

1 枚お開きください。令和5年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,045万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,204万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 枚お開きください。2 ページになります。第1表歳入歳出予算補正でございます。補正予算額のみ報告します。1 利用料及び手数料、利用料100万円の減額です。2 諸収入、雑入14万5,000円の増額、3 繰入金1,959万9,000円の減額です。歳入合計は、補正前は2億9,249万8,000円、補正予算の減額2,045万4,000円、合計で2億7,204万4,000円となります。

次に、3 ページの歳出です。補正予算額のみ報告します。1 総務費、維持管理費、補正予算額2,045万4,000円の減額です。歳出合計は、補正前は2億9,249万8,000円、

補正額の減額としまして2,045万4,000円、合計2億7,204万4,000円となります。

事項別明細です。歳入からお願いしたいと思いますので6ページをお願いします。主な歳入について説明します。最下段の1繰入金、一般会計繰入金で1,959万9,000円の減額となっております。

次に、歳出をお願いしたいと思います。7ページをお願いします。維持管理費、工事請負費、ケーブルセンター機器更新等改修工事で2,060万円の減額でございます。一般会計補正予算でも説明しましたが、告知放送システム改修工事として1,020万円の減額、ケーブルセンター機器改修工事として1,040万円の減額を行って分となっております。

以上で、議案第24号の御説明を終わります。

○議長（岡本精二君）　これから令和6年度の一般会計の予算となります。途中の説明になろうと思うわけですが、どうでしょうか。

それでは、議案説明の途中でございますけれども、ここでお諮りします。本日はこれで散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君）　それでは、異議なしと認め、本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでございました。

—————○—————

散会　午後2時53分

第 1 回五木村議会定例会会議録

令和 6 年 3 月 11 日（月）開会

（ 第 4 日 ）

五 木 村 議 会

令和6年第1回五木村議会定例会（第2号）

令和6年3月11日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 議案説明（議案第25号から）

日程第3 質疑

日程第4 討論

日程第5 採決

2. 出席議員は次のとおりである。（8名）

1番 園 田 良 治 君

2番 早 田 吉 臣 君

3番 中 村 俊 也 君

4番 川 邊 正 美 君

5番 田 山 淳 士 君

6番 藤 本 新 一 君

7番 西 村 久 徳 君

8番 岡 本 精 二 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村 長 木 下 丈 二 君

総務課長補佐 平 岡 丈 太 君

ダム対策課長 麦 田 健一郎 君

保健福祉課長 高 田 孝 浩 君

住民税務課長 北 原 仁 司 君

産業振興課長 土 肥 博 司 君

建 設 課 長 豊 永 勝 彦 君

会 計 管 理 者 大 岩 留 美 君

教 育 長 西 龍三郎 君

教 育 課 長 木 野 徹 也 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

議会事務局長 土 肥 整 二 君

開議 午前10時00分

—————○—————

○議長（岡本精二君） 起立、礼。おはようございます。着席。

先ほど議会事務局より報告がございましたが、本日は、東日本大震災が発生して13年ということでございます。午後2時45分になりましたならば、黙祷を捧げたいと思いますので、傍聴席の皆さん方も御協力をお願いを申し上げたいと思っております。よろしくお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

—————○—————

日程第1 一般質問

○議長（岡本精二君） 日程第1 これから一般質問を行います。

順次発言を許します。質問者及び答弁者も、議会運営委員長の報告にありましたように、簡潔なる質問、簡潔なる答弁をお願いをいたします。

5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） それでは、議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。もう私のは1件だけですので、簡潔にお答えもお願いしたいと思います。

川辺川ダム問題と村の振興についてということで書いておりますので、五木村はダム問題で長い間、58年になるわけですが、国と県に翻弄され続けていると。村の振興策は待ったなしとか、スピード感を持って等の言葉をよく聞いたり、文章などで見たりしますが、今現在の村のスタンスでは振興策もなかなか前に進まないのではないかと思います。そこで、ダム問題というのはもうずっと長い間引きずってるわけですが、延ばせばいい方向が出るというような問題ではないような気がするわけです。そこで、このまま行けばマイナスになるだけと、世論も反対の声とかもだんだん出ておりますし、もうぼちぼちはっきりする時期じゃないかなと思うわけです。そこで、村長にお伺いしたいのは、どういう考えかです。結局、これを今とりあえず率直に、今の村長の立場も分かるわけですが、どういう考えなのかダムに対してですね、ちょっと最初にお伺いします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、議員御質問のとおり、令和2年7月豪雨災害を受けて、新たな流水型ダムということで緑の流域治水という計画が発表されまして、令和4年には河川整備計画も球磨川水系で出来たわけですが、その中に流水型ダムというものが謳われ

てはおります。そういうものについて、私も当初のときに、流水型ダム等が五木村としましてはダム上流域に当たりますので、そういう環境影響の評価、環境に関するいろいろな村にとってダムの悪影響があってはいけないということで、いろんな環境のことについて説明をしてくださいということで、ずっと国のほうには要望してきておりまして、今、環境影響評価の準備レポートが公表されておりまして、村民に対しても久領にありますような大型模型、また役場の大会議室等においても、その概要等についての国のほうから丁寧な説明をいただいているところであります。そして、また今、県知事のほうからも流域の首長に対しては、その影響評価等についての意見書の問い合わせが来ておりますので、この意見書については私のほうも提出をしたいということになってきます。これをしますと、もう今度は県知事のほうで流域のいろんな御意見をいただいて、公聴会等もありましたけども、そういうものをもとに国のほうに国交大臣、上は環境大臣のほうに県知事としての意見を提出されるという運びになろうかと思っております。そういう中で、環境レポート等を見ましたときにも、五木村のいろんなこれから想定されるようなことについての国の今後の対応等については、丁寧に書いてございまして、また久領の施設等を見たときにも、模型を見たときにもこういうことは予想される。こういうものについてはしっかり取り組んでいくということは、国のほうでしっかり今お話をいただいているところであります。私としましては、そういう環境等については一定の評価をしておりまして、それについて、この前、国・県に議員の皆さんと一緒に、これから先の五木村のいろんな振興等についてのまだまだ課題があるということで、要望をさせていただいた経緯がございます。その回答が2月5日に県知事、また九州地方整備局の局長さんも来ていただいて、村のほうに回答をいただいたところがあります。そのときに、私が会議終わりましたから、いろいろ新聞の記者さん等から囲まれた中で申し上げましたのは、五木村として環境、また五木村の将来の振興等については判断する材料がそろいつつあるということは申し上げておりまして、私はもう令和2年の災害以降、この流水型ダムの計画があつて以降、最終判断をするときには、やっぱり村民の理解をいただいて、そういう中で私としては判断をしていきたいということを申し上げておりますので、私としても、今議員おっしゃるように、長引かせていいものではございませんので、そういう判断材料がそろったらしっかり判断をしていくというスタンスでございます。そういう中で、私はこれまでの五木村、またこれからの五木村を考えたときには、新たなダム建設に対する判断を含めた村づくりの方向性を示しながら、新たなスタートラインに立つべき時期が来たと私も考えておりますので、強いては私の考え、また議会は議会の皆さんで今特別委員会を設置されておりますので、そういうものを議会の皆さんと調整もし

ながら、住民の意見を聞く機会を早く設定をしたいというふうに考えております。そういう中で、私の考え、また住民のそれぞれの意見を伺って、そういうときに最終的な判断をしながら、新たなスタートラインに立つべき時期が来るというふうに私も思っておりますので、そういうものは住民集会等は早めに開催をしたいというふうに今考えてるところでございます。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） 村民の意見を聞きたいというような意見でございますが、村民の意見はもう随分聞いてますよね、いろんな機会です。そして、村民の意見を聞いてからという意見も村長は前から言われてることです。昨日今日出た話ではない。だから、やっぱりスピード感を持ってとかそういう言葉を使われる以上は、もっと積極的に行動して、意見を聞くんだったら早く、もう1回聞きたいんだたらもう1回聞く機会をつくろうと思えばいつでも出来るわけですから、そういったことをしていかないとですね。それと、やっぱり議会は何のためにあるかということです。住民もとても大事ですが、ここまで来てダム問題もどんなですか。もうUターンは出来ない状況になってると私は思います。ですから、やるのであれば早めに決断して村づくりをしていかないと、振興策はどんどんどんどん遅れていく。やっぱり世論も変わってきますし、今が一番熟した時期じゃないかなと私は思うわけですが、そこをいつごろ判断できるか、大体の目安として、村長、ちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、私も田山議員と基本的考えは一緒でありまして、もう機は熟しているというふうに申し上げましたのが、判断する材料がそろいつつあるということ为先ほど申し上げさせていただきました。そういう中で、私が村長として最後の判断をしますのは、やはり、村民の皆さんに集まっていただいて、そういう話をしながら村の大きな振興、国・県の今振興についての回答は出てきておりますけれども、そういうものをしっかり議員の皆さんと精査をして取りまとめをしまして、これから未来に向けた五木村の姿をしっかりと国・県の支援をいただいてつくっていくことをつくりながら、それをまた村民の皆さんにお知らせをして、そしてまた、環境の話については環境の準備レポートが出ておりますので、そういうものはお話をして、一緒にそういう場で、じゃあ新たなスタートを切るという時期が来ればそれを一緒にやりたいということで、それについてはあまり時間をかけずにしっかり住民の皆さん、また議会の皆さんとも協議をしながら、早い時期に村民集会等を開催しながら、一緒にそういう判断をしていきたいということでございます。

○議長（岡本精二君） 5 番、田山議員。

○5 番（田山淳士君） 私は少し考えが違うんですけど、やっぱり村民を例えば集めて説明会か何か知らないけどそういうのをやったときに、じゃあ、反対の意見がどんどんどんどん出てきた場合どうしますか。それにあれされて、それならちょっと待てとまたなるわけですか。それではまとまらないと思うんです。賛成より反対の声がやっぱり大きく聞こえるんですよ、どうしても。5 分の 1 ぐらい反対がいても、もう相当多いような感じが受けるわけです。下流の動きでも見て分かるでしょ。やっぱりそこは村長がある程度方針を決めて、集めるのであれば説得をするというか、村民にこういう要件もそろってます、こういう要件もそろってます。そういうことを説明して説得するような説明会じゃないと、どうしましょうかというような感じでは私はだめだと思うんです。ここで村長が提案理由の中にも書いておられますが、3 月 5 日は森戸局長、蒲島知事が来村されて、真摯に受け止め積極的かつ丁寧な回答をいただいたと、評価しておりますというふうに言われてますから、もう回答については大体満足されてるような文章です。ですから、ここにもやっぱり今後、国・県と連携を図り、ひかり輝く五木村の実現に向けて邁進していきますということを書いてあります。その決意は立派ですが、とにかくスピード感という言葉があります。待ったなしという言葉もよく何回も何回も聞きます。だから、もう待ったなしやスピード感を持ってということであれば、早急に手を付けて、私が生きてる間に何もかも済まないと、もう私は議員になって 27 年、ずっとダムの問題です。もう入ったときから。昔はダムによる村づくりということで、ダムに頼って犠牲になる代わりに国・県に助けていただいて村づくりをしていこうという方針でやってきたわけですが、一時中止になって、やっぱりとても困ったことがありました。もうどうしようと。それがまたつくるということになりました。これもいろいろな説明がありましたので、決断をもうするときだと思うわけですが、村長がやりたいと、いつごろそういう大会をするのか。大会というか大会になるわけでしょ、説明会みたいな。県、国の説明をもしやるなら国・県から来ていただいて説得していただくとか、そういった方向で行かないと、まだここに下から火をつけるようなことをしたら、もう大変なことになります。やっぱりまた振出しに戻ってしまう。だから、そこら辺をやり損なわないように、たぶんこれは放送されるから住民が聞いておられると思います、興味のある方は。やっぱり、しっかりしたやり方をしていかないと、村というのはこれは本当に、人口だって八百何十人ですよ、実際は。熊本県一小さな村になります。面積だけは広いけど。人口の減少率だって熊本県で 2 位です。球磨村が 1 位、球磨村は大災害がありましたからやむを得ない理由があるんでしょうが、五木村は大災害もないのにこういった人口減少率がすごく高い。大きな問題

だと思うんです。このまま行ったら本当どんどん減るばかりです。今もよそから来てくださってる人がたくさんいるから、まだ何とかこれだけけど、どうするかというようなことです。村長、今後の動きについてもっと積極的に答えを最後にお願ひしたいと、期日を大体いつごろ予定してるということをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

期日等の今御質問がありましたけども、その前段で、若干、会のほうのもし村民の方が集まっていたときのあり方等について、今議員のほうから質問がございまして、それは村民の方でいろんな御意見があることは私も承知をしております。そういう中で、もしそういう会を開催したときには、当然、村長として私の思いをまず住民の方にお伝えをして、それから住民の方の意見を伺う。そして村民の皆さんと意見の共有ができたときに、しっかり判断をしていくということになりますので、まず、私のほうが村長としての思いを住民に伝える、その場になろうかと思っております。そういう条件としましては、先ほど議員もおっしゃってましたように、いろんな国・県の、今回、回答をいただいた振興策等の支援等については、私は評価をしておりますので、また環境等についてもしっかり今国のほうで住民の皆様にも説明をいただいております。そういうのを踏まえて、私のことを私の思いをまず住民の方にお伝えをする。それから、村の振興等、また環境については話をさせていただいて、住民のいろんな意見をいただいて最終的に判断をするということでありまして、軸は私のほうの考えをまずは住民に伝えるという場になろうかと思っております。そういう会にしたいというふうに思っているのが一つであります。

それと、あと時期等については、やはり早くやったほうがいいと私は思っておりますので、それについては執行部と、また議会の皆さんもおられますので、特に議会においては特別委員会等も設置をされておりますので、そういう中で日程調整等は、一緒に議会の皆さんともさせていただいて、そういうものもしっかり住民の方にお知らせをしていながら集会等が出来ればというふうに思っておりますので、それについては議会の皆さんとも協議をさせていただいて、私の思いはなるべく早くそういう会をつくりたいということでございます。

○議長（岡本精二君） 5 番、田山議員。

○5 番（田山淳士君） なるべく早くしてもらおうということですが、せっかくですから、年内にやるとか半年以内にやるとか、そういうやっぱり数字を出していただきたいと思います。そういしないと、近い時間にやると言っても来年か再来年か分からないようなふうにも取れますので、ずっと今までこういったことを繰り返してきてる

わけですから、もう早く私は結論を出して、それからでも何ぼでも出来るんです、調整は。村づくりの調整でもですね。そして、国・県にもいろいろなことをお願い、今からでもたくさんしていいと思います。そして、やっぱり住民が安心出来るような村づくりをしていくというのが理想的じゃないかと思います。そこで、やっぱり最後にどれぐらいの、半年とか3カ月以内とか1年とか、そういう感じでお答えをお願いします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

早くやりたいということについてのどれぐらいの規模感といいますか、半年か1年かということでもありますけども、そういう私も規模感を私も持っておりませんで、早いというのはもう1カ月、2カ月の間というふうに思っておりますので、そうお答えさせていただきます。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） もう大体分かりましたので、これで私の質問を終わります。

○議長（岡本精二君） これで、田山議員の一般質問を終わります。

次に、6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） 議長の発言を許可いただきましたので、通告に沿って村長のほうに質問をしたいと思います。このレジメのほうに一つだけですけども、観光での村の振興はということで通告をいたしております。

五木村の観光での我が村の立村をどう村長は今考えておられるか、まずお聞きします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

まず、五木村の観光での振興ということで、まず観光での立村をどう考えるかという御質問であります。これについては、今いろいろ五木村でも、この前も冬の祭りとかいろんな秋の祭り等についても多くの人が村外から来ていただいて、また、村内の方も参加をしていただいております。基本的には、やはり五木村が持っております自然豊かなこの環境、自然のいろんな川とか山とか、今からヤマザクラ等も咲いてきますけども、こういうフクジュソウもありますけども、そういう自然の大きなものを村が持っておりますので、その豊かな資源を生かしながらそういうものを振興したらというふうに考えておりまして、その軸となりますのが、従来、観光協会等がございましたけども自主解散をされましたので、その後を受けて、今道の駅のほうにまず情報セターが立ち上がり、その後、今道の駅のほうでこれをまた継続してやっておりますけども、私自身も観光等、これからですね、先ほど田山議員

さんのほうからありました新たな村づくり等するときには、しっかりと観光振興をやるときの団体が必要と思っております、それについては、観光協会といいますよりも、今八代辺りはDMOということで、社団法人の格を取りながらしっかりと組織を使って、そこで雇用もしながら、言えば、観光等を商品化していくようないろんなやり方もありますので、そういうものを組織をまずしっかりつくりながら、今あったような五木村の自然を生かしていくような取組が出来るような観光のほうをこれからも進めていきたいというふうには思っております。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） 今、村長いろいろ申し上げられましたけども、非常に今村の状況を見ますと、新しい施設ばかりを重視したような取組でございます。我が村は長く先輩諸氏が生活してきた伝統と文化がございます。そういう中で、非常に立派な古民家がございます。この古民家を今観光的には若い人たちは、特にこういう古民家を活用すると、利用するという状況下にあります。そういうことで、村長はそういうことをどう受け止めておられるのかをちょっとお聞きします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

まず、今御質問にありますように、古民家を活用したそういうものはないのかというお話でありまして、古民家辺りを借家とかそこを一つの宿にしたり、あと事務所などに活用するという事例はよそでもあろうかと思っております。そういう中で、まず民間の方が事業化され、それをいろんな雇用も含めてなりわいとして組み立てていくというやり方もありますので、そういう今、村でもやってありますような空き家バンクとかそういうものも含めながら情報発信をして、そういうところに手を挙げていただいて、住居、またオフィス、事務所として構えてもらうものについてはアピールをしていきたいというふうに思っておりますし、また、従来のかやぶきの古民家等が各地に希少になりまだ残っております、その骨組み等が。そういうものも生かしながら、どういう取り扱いをしながら観光の資産として生かすかというのは、今後また検討していきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） この古民家というのは、私なりに調べてみました。宮園、西谷、梶原、葛の八重を含めて13戸の立派な活用できる古民家があるということです。こういうものを活用する考えがあるのかどうか。そして、特に第三セクター辺りが、やっぱり非常に経営的に毎年毎年厳しい経営が続く中で、事業を拡大する上で、やっぱりこういう素材を村内から集めて、それを夕食、あるいは朝食、そういうものにセットで販売するとか、いろいろなやり方もあろうかと思えます。そういう考え

が村長はあるのかどうかお聞きします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今、村内の地区を上げていただいて、御紹介をいただいて13戸あるというお話があります。そして、八原にも1軒あったかというふうに私も記憶しておりますけども、そういう古民家を実際に利用しますときには、やはり行政ではこういうものがあるということはお示しはしますけども、実際の運用に当たっては、やはり民間の力が必要になってきますので、そういうものと一緒にマッチングできたときには、村も一緒にやる方向はやぶさかではありませんので、そういうものも含めて、空き家バンク等も含めて村外の企業、いろんなところにそういうものをPRはしていきたいというふうには思っております。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） 村長、今おっしゃったとおり、要するに行政がやるというのはちょっと問題があるということを私も知っております。それで、第三セクター辺りでどうでしょうかというような考えを申し上げたわけでございまして、第三セクターでこういう事業拡大のためにこういう問題に取り組んではどうですかというようなことです。

特に、これはまた3番目に、古民家を含めて、私はいろいろなところで五木の子守唄というものの伝承が非常に少ないんじゃないかというようなことを受け止めております。それはどういうことかという、いろいろなイベントの中でも非常にそういうものが少ないということで、これは五木の子守唄は五木の宝ですから、伝承して広く勧めていくと、要するに宣伝していくということが重要かと思います。村長、その点はどういうふうな考えで、今五木の子守唄の問題等については考えておられるかお聞きします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

五木の子守唄自体は、本当に日本中、世界中でも歌われておりまして、村が誇るべき資産だというふうに思っております。そういう中で、いろんなイベント等でちょっと披露の場が少ないという議員の御指摘でございます。今、観光情報センターのかやぶき民家では、語り部として時あるときに子守唄の披露もやらせていただいたり、また、今ひな祭りのシーズンでありますけども、そういうときにもいろんなスタッフ研修等も行つて、そういうものを村外に向けては披露しようということと取り組んでおります。

それと、もう1点でありますけども、昨日も中学校の卒業式が開催をされまして、

最後に全校生徒で風の子守唄という歌を、これは中学校が継承しておりますけれども歌っていただいております。それと、また保育園の入園式、卒園式でも園児たちは五木の子守唄を歌っておりまして、また、祭りあるごとに五木の子守唄を歌い手さんに歌っていただいている経緯もありまして、私はこういう五木村が持っているこの貴重な五木の子守唄という資産については、しっかりまず村民が継承していくと。事あるごとにいろんな、言えば行事等もありますけれども、そういう中で村民自身が五木の子守唄を継承しながら、それを村外に向かって発表するときにはいろんな方に歌っていただいて、それをアピールしていくということであろうかと思っております。特に村外でやりますときには、ミルク牧場で今五木村フェアをやっていると思っておりますけれども、その中でも冒頭には五木の子守唄を披露したり、いろんな伝統芸能を披露したりということで、そういうものもしっかり村外に向けては披露していきますけれども、それを披露していただく村内の団体とか個人等の皆さん等については、しっかり今継承をしていただいておりますので、そういう方々の支援をやりながら、保育園の園児、また小学校、中学校、事あるごとに五木の文化、五木の子守唄に触れていただくような取組も、これは教育委員会の皆さんともですけれども一緒に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） この項目の基本計画の中で、45ページの中で文化財とか観光の振興というものを活用しながら、PRしながら進めていくということを書いてあります。どういうふうな進め方を後期基本計画の中で進めていかれる考えなのか、ちょっとお聞きします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今回、後期基本計画が議会のほうに上程させていただいております。その中の今御指摘のとおり、45ページのほうにそういう文言があるということで、どういうふうに進めていくかという御質問かと思っております。これについては、やはりこれから5年間を見据えたときには、今議員が御指摘のとおり、外に対してのPR不足しているものについては、PRをもっと強力にしていきたいというふうに思っておりますし、昨年、立ち上げました東日本ふるさと会、東京に今度できましたけれども、そのオープニングのときにも、東京のホテルのロビー、かなり大きい広いところでありましたが五木の子守唄を歌っていただきまして、それがふるさと会以外のたまたまホテルに来ておられた方もしっかり聞いていただいて、そういうところでPRした経緯もあります。そういうPRをしながら、もう一つは、先ほど言いましたようにそういう歌っていただく人、またいろんな太鼓踊りとか盆踊り、いろん

な伝統文化は継承されておりますので、そういう皆さんの支援をしながら、こういうものが放っておいたら消えてしまいますので、そういうことにならないように、この5年間しっかり取り組んでいきたいということで、そこに一文書かせていただいております。それと、あと言いましたように、そういうものを村民がまずしっかりそれも継承するということが必要になってきますので、そういう取組をやりたいということは、今回の後期計画の5年を見据えたところの計画というふうに認識をしております。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） じゃあ、4番目に、これまでの長年、子守唄祭りということで2日間大きなイベントをかけて、1万人近くの来客がございました。今、四季の祭りということで、年間4回行っておられますが、予算的にもあまり変わらないということですが、こういう中でも果たして子守唄というものが、そのもとの子守唄祭りから4回行う子守唄祭りになってどう広まっていったのかということをお聞きします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、祭り等については年に4回、今祭りの実行委員会を開催させていただいて、その中でいろいろ決定をさせていただいて取り組んでおります。今議員おっしゃるように、従前は五木の子守唄祭ということで、村で一番大きな祭りを秋に、紅葉時期に開催をして、特に芸能の皆さんも呼びながら2日間、前日の夜は芋煮会とか花火大会とかしながら、そういう7,000人、8,000人という方が来ていただいて、それともう一つは、新緑祭ということで、たぶん年に2回祭りを村としたら計画をその当時はしながら進んだ経緯がございます。そういう祭りのあり方等については、特に令和3年のコロナ感染が拡大してからは、そういう大きなイベント等が全部中止になった経緯があります。そういう中で、村内においても特に各地区では、あつておりました夏祭りとかいろんな分館行事のいろんなイベント等がなくなってきました。村民の方がなかなか集える場所がないということにもなってきました。それと、また村民体育祭等もずっと何十年前はあつておりましたけども、やっぱりこの人口減少に伴って、そういうこともなくなってきたということで、村民の人が一つの場所に集まっているいろんな話をしながら、たまには交流会をしながらという場がだんだん減ってきたということで、これについてはコロナ禍の中でも、やはり年に4回、村がリードをしてそういう集まる場をつくって、まずは村民の方に集まっていただいて、そういうものに触れていただこうかということで企画をしまして、年に4回の祭りということを今企画してある経緯がございます。その中で子守唄等

の取扱いについては、しっかり祭りのときには子守唄も歌っていただいておりますし、そういう取組をこれまではやってきております。今、コロナ禍も明けて2類が5類になったということで、いろいろ人の動きも活発になってきましたので、村としましては、やはりこれからの秋祭り等について、今議員おっしゃるように、秋祭りの名称等については、五木の子守唄祭という五木の子守唄を冠にしないのかという住民からのお話もありまして、これは実行委員会のほうでも話が出ております。今年行う秋の祭り等については、g7サミットも一緒に開こうと思っておりまして、そのときに名称等については、これから実行委員会のほうで秋祭りを子守唄祭にするかどうかちょっと検討させていただきたいというふうに思っておりますし、夏については、今地区のほうでもいろいろ夏行事がもう復活してきておりますので、メインとなりますのは、やはり新緑と秋のほうは実行委員会等で村としたら力を入れていながら、各地のいろんな祭り事についてもちょっとは支援が出来るような体制でこの計画を組んでいきたいというふうに思っておりますので、子守唄祭等についてはまた名称復活、また、そういう子守唄の披露については、先ほど言ったようなことというふうに私は捉えております。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） この五木の子守唄は、ここの5番に書いておりますとおり、素朴で五木の状況を伝えており、歌詞が100以上あるということです。五木の子守唄の歌い手として、一番最初は音丸さん、それから、森繁久彌さん、二葉百合子さん、江利チエミさん、八代亜紀さんといろんな方が歌われております。そういう方が歌うのに1人1人の歌い方が違うということで、またアクセントも違うということでございます。現在、今村長がおっしゃられたが、かやぶきで歌っているというのがただ1人の人が歌っているだけであって、これは100歌詞あるということですから、もう非常に人によって歌い方が違うわけです。特に私たちが小さいころに、もうこれはすばらしいと私なりに聞いた子守唄がございます。村長御存じかと思いますが、中園のばあちゃん、それから、平田のばあちゃん、この人たちの歌は堂坂さんに勝るとも劣らないような歌い手だったんじゃないかなと思います。そういうことで、やっぱりこういうテープを教育委員会があるとすれば、こういう人たちの子守唄もテープで流すとか、そういう方策もあろうかと思いますが、そのところ、村長、どう考えておられますか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今御紹介いただきましたように、いろんな著名な方が五木の子守唄を歌っていただいております。その保存等については、今、子守唄保存会

等がありますので、そちらのほうでいろんな保存については頑張っておられるというふうには私は承知をしておりますけども、今あったようないろんな有名な方が歌っておる中で、今、道の駅のほうではそのCDをいただいて、いろんな方の歌については定期的に道の駅のほうで流しております。そういうのがもし足りなければ、もう少ししっかり流してもいいかと思っておりますけども。それと、あと子守唄公園の石碑の前でも立たれたら子守唄が流れておりますけども、今議員おっしゃるように、多くの方が歌っていただいた歌を一堂に集めて、そういうものを一つの祭りの考えでやることも一つ方策かと思っております。そういうものについては、映像とかいろんな音楽を集めてやることもできようかと思っております。私が最近、今SNS等が非常に発達しておりますので、1回見たときには、海外の方が五木の子守唄をいろんな楽器で演奏されて、そういうものを賞を取ったという話もちょっと目にしたこともありまして、そういう五木の子守唄を題材的にそういうものを1回映像とか音楽を全て集めて皆さんに聞いてもらう一つのイベント的、一つの祭りじゃありませんけども、文化継承の一つとしてそういうものも企画したらというふうには私も個人的には考えております。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） ぜひそういういろいろな五木の子守唄をやっぱり広く広めていく必要があろうかと思っておりますので、よろしく願いしておきたいと思っております。

今度は6番に入りますが、村長、四季の4回の祭りは今後も続けられる考えなのか。あるいは、先ほど言いましたように、元の大きな子守唄祭に戻されるのかどうか。これをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今ありますように、年に4回のイベントして祭りを今行っておりますけども、その中で従来の子守唄祭りに変えないのかということも、予算的にも変わらないぞというお話であります。これについては、今、祭りの実行委員会を組織しておりますので、その中でいろいろ協議はしていきたいというふうには思っております。予算的な話を申し上げますと、従来の子守唄祭等の予算の中身等を見ますと、ほぼ大方は芸能人の招致に係る予算、それとまた音響関係、そういう舞台の設置というのが非常に大きくウェイトを占めておりまして、それには私は村の祭りにはそういう芸能の方を呼ばないという基本的な考えを持っておりまして、それについては芸能人を呼ぶならば、村の敬老式典等をしっかりゆっくり部屋の中で、体育館の中で、去年もお呼びはしましたが、ああいう中で村民の方にゆっくり聴いていただくという今考えを持っておりますので、基本的に四つの祭りは分散はしておりますけど

も、それについてはそれぞれのお客様も来ていただいて、五木村の特産品とかいろんな観光情報の発信とか、そういうのをしっかり今出来ているというふうに思っております。先ほど申しましたように、これが年に4回、村のほうをそれをしっかりリードするかというのはまた別な話でありまして、秋の祭り、春の祭りを村が力を入れた後、夏とかそういうものにやる地元の祭りとかそういうものをしっかり私どもは支援をしながら、そういうものをしっかり1年中五木に来て、何かあってるようなにぎわいを取り戻すようなことができれば、村としてもしっかり応援はしていきたいというふうに思っておりますので、従来の五木の子守唄祭、秋にあっておりますけれども、そういうものにちょっと変えるような意識等は、今現在のところは持っておりません。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） この五木の子守唄は、非常に暗い、あるいは寂しいイメージを受ける歌ですけども、中をかみ砕いてみますと、非常にこれは五木に生活する糧がなかったというだけかもしれませんし、いろいろ収益を上げる村民が生活していくようなものがなかったということで、一番最後にありました「つんつん椿」というものは、これはやっぱり椿を植栽して、実を取って油を搾り、あるいは、昔はシャンプーとかございませんでしたから、頭にシャンプー代わりに洗った後に付けるとか、あるいは、その木を木炭にするとか、そういうようなイメージを持って、これは子守唄というのは「つんつん椿」というものが出来てきたということも聞いております。そういう中で、ぜひこの子守唄というのは、非常に奥が深くて、非常に我が村の伝統的な文化でございます。どうぞこれをどんどん進めていくという考えでもって進めていただきたいと思います。村長の考えを。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

質問の冒頭から議員のほうから五木の子守唄をしっかりと残して、よそに誇れる文化として残すべきということは、私もそのとおりだと思っておりますので、いろんな取組をしながら、この五木の子守唄をつないでいきたいというふうに思っております。今御紹介があった椿油、食用とか整髪料になりますけども、1回、私が副村長の折には、村内の椿の実を集めて油を搾って、それを時の大相撲の横綱に、ちょうど九州巡業の折、鹿児島に寄られたということで持って行きまして、鬢付け油ですね、大相撲のほうされますので、それを五木の椿油をやったという経緯がありまして、そういうものもこれから先、いろいろそういうものも活用しながら、五木の子守唄というものをしっかりと守っていききたいというふうには思っております。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） 最後に、後期基本計画の中でこういう問題を取り入れて、ぜひ五木の子守唄というものを伝承を広めていくということを、村長、もう一度、強く考えをあるのかどうかをお聞きして終わりたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

もう先ほどから申しておりますけども、こういう歴史文化の特にこういう子守唄とかこれまでのいろんな村の歴史等を踏まえたものについては、これはもう5年、10年で出来るものじゃありませんで、代々五木の村民の方が歌い次いで来られたしっかりした文化遺産として、また文化の資産としてこれからも将来しっかり受け継いでいきたいと思っております。それと、また、先ほども言いましたように、いろいろ各地で伝統芸能と太鼓踊り、盆踊り等を継承いただいております。こういう方々がやっぱり日々大変御苦勞もされておりますので、そういう皆さんと一緒に、この歴史はすぐ放っておいたら消えてしまう。これはよその地域でもそうですけども、すぐなくなってしまうので、そういうものを少しでも残すように。それとまた、村のほうにあそこに資料館等もあって、そちらのほうでいろんな今展示もしていただいておりますけども、そういうヒストリアとかそういう五木の歴史文化、実際見れるものとそういうものを実際に聞いていただいたり見ていただく機会もこれから先設けていきながら、後期計画にしっかり、それを5年間の方向性を定めて取り組んでいきたいというふうに思っております。どうかよろしくお願いしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） さっきこれで終わりたいと思いますというような発言をしたと思いますが、じゃあ、これで私の質問を終わります。

○議長（岡本精二君） これで、藤本議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。11時からお願いします。

—————○—————

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

—————○—————

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） それでは、私のほうから一般質問をさせていただきます。今回は2点だけ質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、瀬目公園のトイレの改修についてということで通告しております。

もう設置から数年、年数がかなり経っていると思いますが、恐らく20年以上だと思いますが、改修の予定とかは今のところあるのかないかちょっと伺いたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

瀬目公園のトイレにつきましては、平成10年に出来ておりまして、もう26年以上経っているということで、建物自体は頑丈でして特に問題ないんですけども、中の設備につきましては、和式の特に便器辺りにつきましては、利用者、また管理されている方もなかなか管理しにくいということで伺っているところもございます。この施設につきましては、国交省のほうでつくっていただきまして、村のほうで今管理をしているということで、施設管理の協定を結ばせていただいておりますので、今後、こういった大規模改修につきましては、また国と村と協議をしながら検討していきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） 今、課長のほうから男子トイレですね、和式ということですけども、実際話を聞きますと、和式の本当掃除がしにくいとか、かなり汚れているときがあるとかという話を聞きますので、素人考えですけども、ただ便器を替えればいいんじゃないかというふうに思いますけれども。特に、五木の入り口でもありますので、出来ましたら簡単に出来る方法があれば便器を和式から洋式に替えるだけとか、そういったことは出来ないのでしょうか。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

便器につきましては、いろんなタイプがあると思いますので、構造上もですけども、その後の利用性、また耐久性なども考慮しまして、またその辺も含めて検討したいと思っております。

○議長（岡本精二君） 4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） よろしく願いをしたいと思います。先ほども言いましたけども、五木の入り口でもありますし、そしてまた非常にあそこ自体が、建物自体は問題ないと思いますけれども、そういったことでなるべく早く検討をしていただきたいというふうに思っております。村長はこれに対して考えはお持ちでしょうか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今議員御指摘の瀬目公園の関係かと思いますが、あそこはおっしゃるように、五木村の一番入り口の施設を今管理しておりますけれども、施設だと思っております。

それと同じに、例えば、川辺川の人吉からの一番の入り口になります。それと、あと大通、熊本市内から来ますと25号を入っての一番の入り口がやはり小鶴周辺の白滝公園の辺りということで、白滝公園等の周辺については、トイレも洋式化しまして、駐車場整備もやらせていただいておりますけども、今回、瀬目公園の一带等については、1回要望等があったのは、これは議会の皆さんから指摘があったように、展望所の見晴らしが悪いということで、これについては国のほうにしっかり対応をいただいて、今伐採等もしていただいて見晴らしがよくなっております。しかしながら、やはり施設等がもう老朽化しております、特に今担当課長も言いましたように、トイレ等がまだ和式のままのところがあったりということは、私も確認しておりますので、それについてまた国の皆さんと協議をしながら、早く入り口の施設としていろんなもう少し施設の老朽化をちょっとカバー出来るようなことで取り組んで行ければというふうに思っておりますので、今後ともどうかよろしくお願いいたします。

○議長（岡本精二君） 4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） トイレの改修のほうは前向きに検討をお願いしておきたいと思います。

続きまして、2番の林業振興についてということでお尋ねをしたいと思います。近年、森林整備員、特に保育、造林作業に従事する整備員が不足し、森林組合辺りもかなり作業する人が減っているということで、事業がなかなか進まないという話も伺っております。整備員を確保するのが一番ではあると思いますけれども、そのほかにも施業体制の工夫とか、あるいは整備員の作業の体制や作業内容の軽減とか、そういったものを改善出来るのではないかと考えております。例えば、例を挙げますと、夏場の下刈り作業辺りはかなりの重労働ですので、そういった時間帯をずらして涼しい時間帯に変更するとか、あるいは、通常6月ぐらいから8月、9月というふうになっておりますけれども、時期をもうちょっと早めにするとかといった工夫も大事じゃないかなというふうに考えております。そしてまた、植林とかに関しても、現在は苗が周年植栽が可能な苗もありますので、例えば、そういった時期の変更などで作業の期間が分散されるのではないかと考えております。村も森林組合辺りなどの事業体と連携をしていただいて、体制を検討することが作業員の施業体系が改善されることで、林業従事者が林業から離れることもないのではないかと考えていますけれども、そういったことで、林業のやっぱり働き方改革を含めて検討をしていただきたいというふうに思っておりますけれども、担当課長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

整備員の確保は村の最重要課題でございます。新規雇用につきましても、いろいろ現在検討したり、施策等を練っているところでございますけど、なかなか現状では厳しい面でございます。そういった中で、雇用もですけれども林業から離れないという体制も重要でございますので、雇用体系につきましても、以前の直営だけでなく、雇用関係も改善しながら、また違う方向もということで、現在も検討をしているところでございます。こういった面も含めまして、村の林業関係の諮問機関であります森づくり協議会でも提案をしながら、各事業体の雇用体系につきましても考えもあると思いますので、そういった面をお伺いしながら、提案等もしながら検討をしていきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） 数日前ですけれども、ある方とちょっと話をして、非常に心配をされておりました。将来、五木で林業で山で働く方がいなくなるのではないかとということで、もう木を切る人もいない、そして、その後に植林する作業をする人もいないということで、大変心配をされておられる方と話をしました。そういったことで働き方を変えとか、やっぱりその分の対価を得とかという仕組みを変えていかなければ、なかなか林業で働く人の確保は難しいのではないかとこのように思いますけども、村長はこれからの林業振興、五木村は基幹産業ということで位置づけられておりますけども、どういうふうな考えでおられるかちょっとお願いしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

林業振興についてということで、全般的に今川邊議員のほうから御質問をいただいたところです。先ほど課長のほうも答えはしましたけども、私、全体として林業振興等に思っておりますのは、今回の冒頭の提案理由の中の今回の予算編成についてということで、各事業体の担い手不足というのは、本当に村としても大変大きな課題というふうに思っております。その延長が人口減少にもつながったり、いろんなせっかくこうやって60年前に植林をされたこの木が大きくなって、それを活用出来ない。活用出来ないばかりじゃなくて、村の資産として運用出来ないということに今なってきておりますので、大変重要な問題だというふうに思っております。そういうものをしっかり改善するためには、今川邊議員御提案がありましたように、いろんな作業の体制とかいろんな、例えば、発注の仕方でもう少し早く涼しいときから、今ポット苗等もありますので、周年で植栽可能なものもあります。そういうものを活用して、もう少し労働的に涼しいときにそういう作業が出来たり、その取

り決め等をいろんな契約等の中に反映すると思いますけども、そういうものの考えというのは、村としても当然考えていくべきというふうに思っております。

また、国のほうでも森林環境税ということで国のほうが正式に令和6年度から徴収を始めて、それを村のほうに譲与いただきます。それについては、国のほうでも率の見直しをやっていただきまして、人口割のほうが若干改善されまして、やっぱり森林面積の割合ということで、今回の一般会計のほうでも予算計上しておりますけども、若干、環境税のほうが増額ということで計上させていただいております。

それと、令和7年度からはJ-クレジットの販売をしたいというふうに村も考えておりまして、そういういろんな財源を入れながら、林業振興については合ったような体制の構築とか、いろんな働いている皆さん方の仕事の環境の改善とか、そういうのを含めてやっていきたいというふうに私自身も思っております。

それと、もう1点は、前段でありましたような緑の流域治水の中で山づくりというのが、非常に今回注目をされておりますので、そういうものもいろんな資金を入れながら、そういうものを従事する人たちの環境と、そういう作業もしっかり、山づくりというのはしっかり緑の流域治水の根幹をなすものでありますので、そういうものを村としてもしっかり国・県との考えを密にしながら取り組んでいければということで思っておりますので、今後とも山の村として林業がしっかり村を支える産業というものを、私どももしっかり構築はしていきたいというふうに思っておりますので、今後とも御指導をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） 今、村長のほうからいろいろと答弁をいただきました。森林環境税辺りを十分に活用いただいて、少しでも働く人が潤うような体制をつくっていただければというふうにも考えておりますので、どうぞよろしくお願いをしておきたいと思います。

いろいろ作業時間とか働き方の内容とか言いましたけれども、造林事業というのは、ほとんどが補助事業を活用していると思いますけれども、施業体系が変わったことで補助事業とか補助金には影響はないのか、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

先ほどの議員が例として挙げられましたような雇用の時間とかそういったものの期間、こういったものに関しては、特に現在の補助事業等では問題はないとは思っております。ただ、内容としましては、現在の管理費とか社会保険、こういったものが何が含まれているか、そういったものによって算出が変わる場合はございます

けども、補助事業自体が対応しないということはないというふうに聞いております。ただ、あとは条件で、今後、先ほどもありましたように、雇用体系の中に自伐林家とかそういったものの考えられますので、そういったものも今後五木も進めていきたいなと考えてます。そういった中での間伐率であったり、そういった条件の中での対応はまた別に必要が出てくるかなと思いますけども、雇用自体の体系につきましては事業体の考えで構わないということを伺っているところです。

○議長（岡本精二君） 4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） ありがとうございます。そういったことが影響がなければ、先ほどから言いますように、少しでも作業する人が集まるような体制を村のほうで指導していただければというふうに思っております。それと、よく話が出てきますけども、林業大学校が五木にはありますので、少しでも多くの人が卒業されたら五木の企業体のほうに入っていただくように、常日頃から働きかけていただきたいと思いますけども、村長、どうでしょうか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

人材の確保等して、林業大学校の卒業生辺りの勧誘をということで、当然かと思っております。この前も閉校式がありましたときには、今回、1名の方が林業事業体、村内に入っていただくということで、大変ありがたく思っておりますけども、今回、県の振興の中でも提案がありましたように、県南校をもう少し拡充したいということで、言えば、2年間の専修課程をつくりたいということで、そういうことで五木村に人材を集めたい。そして、また指導をする先生方も五木に住んでいただきたいということで、今後、そういう人材をしっかりと県とも協力しながら確保しながら、五木の事業体にその中で入っていただくようなシステムはつくっていききたいというふうに思っております。特に五木村では、今ドローンも使って、大型ドローンでいろんな資材等も上げたりやっていただいておりますし、また、先ほど課長が言いましたように、自伐林家の協力隊も今募集をしているところでございます。ちょうど林業としましたら、大きなサイクルがまた回り始めて、今伐採期に入っておりますので、当然、造林も必要になってきますので、そういう新しく入ったサイクルの中で、これから50年先の林業をしっかりと管理できるような人材育成にはしっかりと努めていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） ありがとうございます。今、村長のほうからいろいろと人材育成等をやっていくということでしたので、よろしく願いをしておきたいと思えます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（岡本精二君） これで、川邊議員の一般質問を終わります。

次に、2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） こんにちは。お疲れさまです。本日4番目の一般質問を行いたいと思います。

早速ですが、通告に従い私は3点を質問したいと思います。1点目として、公共施設及び関連設備について、2点目、五木村の連携協定について、そして、3点目、g7サミットについてであります。

まず、1点目の公共施設及び関連設備についてですが、現在、その維持管理状況はどのような方法で行われているのか、総務課長か担当課長にお伺いしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 平岡総務課長補佐。

○総務課長補佐（平岡丈太君） お答えします。

維持管理につきましては、各課それぞれ所管する施設を管理しておりますが、例えば、総務課のほうにおきましては、役場庁舎のほうはもちろんのこと、それに付随する自家用電気工作物キュービクル、ほか消防設備、エレベーター、エアコン、自動ドアなど多岐にわたって管理をしております。他の施設で言いますと、学校施設とか村営住宅、公園などがございますが、それぞれの担当課のほうで管理をしているという状況でございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 今、担当課それぞれで管理をしているということなのですが、その管理としてやっぱり台帳とかそういった整備のマニュアルとか、そういったものが整備してあるのか。誰が見ても、担当者が代わっても分かるように維持管理として書面とかそういったもので管理をされているのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 平岡総務課長補佐。

○総務課長補佐（平岡丈太君） 総務課のほうの維持管理で申し上げますと、各設備の管理に関しますマニュアル等がございまして、施設とかあるところ、もしくは総務課の管理担当者のところでマニュアルを保管しておりまして、異動等により担当が代わった場合とか不在のときとかも対応出来るようなことで、一応対応しております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 維持管理でチェックシートとかきちんとつくって整備してあるのかですね。何年分保管するとか、今そういったものも必要とは思いますが、そういったものをきちんとあるのかどうか伺います。

○議長（岡本精二君） 平岡総務課長補佐。

○総務課長補佐（平岡丈太君） お答えします。

各施設のチェックシートというところまではございませんけれども、利用に当たっては管理台帳とか、先ほども申し上げましたけどもマニュアル等の整備等については行っているということになります。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 私がなぜこういう質問をしたかというのは、先月、道の駅でエアコンのトラブルがありました。ちょっと消防が出動したりしたんですが、そういったものがやはり、ほかにもエアコンでは、去年は診療所、その前は福祉センター、こういったものでかなりのトラブルが今出てきております。20年を経っておりますので、そういったものをきちんと把握しておかないと利用する住民が困ると思いますので、そういったものをぜひ整備してもらいたいと思うんですが、そういったとき、やはり再点検、そういったのを業者に委託するのもあると思います。そういったのをきちんとやはり持っておいて、それを把握しておいて、次の耐用年数がいつになるんだというのが必要だと思うんですが、そのようなのをするのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 平岡総務課長補佐。

○総務課長補佐（平岡丈太君） お答えします。

施設の管理につきましては、五木村公共施設等総合管理計画というものがございまして、そちらのほうでも一応管理をしているところでございます。耐用年数等の把握をしております、改修や建て直し、そういうものが集中しないようなことで改修等が行われるよう、今管理を行っているところでございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） その設備ですね、特に、そういったものの管理をやっていることなんですが、維持管理に関して、あと予算がですね、更新のものが予算が関連してきますので、そういった予算の確保、そういったものをきちんと出てるのかどうかです。例えば、今年、来年でそういったものが一つか二つか今あるのか、把握出来てるのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 平岡総務課長補佐。

○総務課長補佐（平岡丈太君） 施設の改修に伴います予算につきましては、財政調整基金というものがございまして、約6億4,000万ほどございます。ほかに公共施設設備基金で6億円の残高がございます。このような基金と、あと必要なものにつきましては、起債や国の補助金などを活用するような計画をしております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 先ほども申しましたが、代替地に移ってきて20年が経ちますので、そういったものが出てくると思うんです。今年度、来年度、そういったものはあるのかどうか。再度伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 平岡総務課長補佐。

○総務課長補佐（平岡丈太君） お答えします。

総務課のほうにつきましては、大きな改修等は来年度、予定はございません。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 総務課のほうではないとおっしゃったんですが、じゃあ、公共施設の全体の責任者として、村長は全部把握されておるのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

まず、冒頭道の駅のほうでぼや火災があったということで、大変申し訳なく思っております。あれについては、モーターのところにゴミが入ったということでちょっと煙が出まして、それがエアコンのダクトを通じて全体に広がったということで、大変御迷惑をおかけしたところであります。それに基づいて、今いろいろな設備等について、どういう点検をやってどういう管理をしているかということで、今早田議員のほうから御質問がありましたけども、この庁内等については点検等については委託をしておりますので、それについては基づいてその項目に沿って、例えば、エレベーターについても年に1回の法的に決まっておりますことについては委託料を組んで今点検等を行っているところであります。先ほど平岡補佐のほうからありましたように、今全体的な五木村の公共施設等についての管理というものは、平成28年度に五木村公共施設総合管理計画というのを作りまして、それに則って、今第6期の基本構想の中にも位置づけをしております、その中で二つの分野がありまして、まず一つは、インフラ資産ということで、これについては水道、トンネル、道路、橋の公共施設をどうやって維持管理をするかと、どういう計画を立てるか等が1本ございまして、もう一つにつきましては、公共の建物ということで、これについては、公営住宅の長寿命化の計画もありますけども、もう一つに五木村の公共施設の個別施設計画ということで、例えば体育館とか集会所とか、それについての個別の今計画を、これは令和3年につくっております、これに基づいてその当時の評価をですね、耐用年数が何年とか、今までも築何年とか、現状では例えばABCランクのCとか、そういうのは全てここに網羅をしておりますので、これについては、例えば一例ではありますけども、対象施設数につきましては48施設がございます。建物等で91の建物があるということで、これは村民の文化施設、また体育教

育の施設、またスポーツレクリエーションの施設とか、また産業系の施設、あと学校教育系の施設とか、あと医療施設、行政系の施設、いろいろ分野分けをして、その項目ごとに、今チェックシートじゃありませんけども、この仕様に基づいて毎年計画を立ててやろうということで、一つの水道とかのインフラと建物両方を今計画の中で謳っておりますので、これに基づいて毎年予算立てするときにそれは頭出しをしながら、しっかりそういう事故等、またいろんな施設の不具合が出ないように今管理に努めているということでございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 今、村長が説明がありましたとおり、インフラと設備については別々に管理をしているということなのですが、もう1点、心配してました道の駅のボイラーの今改修が途中というか仮復旧をしているんですが、これもやはりもう全面改修の時期に来てるのではないかなと思うんですが、その辺の考えはどうか、村長に伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

もう道の駅の施設については、今指定管理を行わせていただいております。今管理をいただいております。その中でもう経過年数としましては20年大体経ってきますので、いろんな不具合等が、例えば、物産館を軸にしましても、そうやって電気系統の不具合があったり、例えば、エアコンが止まったり、また冷凍庫がちょっと止まったりとか、あとまた、温泉のほうでも、前段、昨年末ありましたように、給湯器とかいろんなボイラーの故障とかがありまして、非常にもう20年経った中ではいろいろ不具合が生じてきております。それについては、令和4年4月に一つ基本構想的なもの、改修の、あるいは議会の皆様にも提案をさせていただいております。今回は物産館の改修については、今基本計画のほうを取りまとめて今回で報告をしたいというふうに思っておりますけども、それを合わせて、あと温泉、あと交流施設、これ等についても、そのときお示ししたものについては、今ありますランドリー辺りを前面に持って来て、今の大きな食堂を前やっておりますけども、あれについては短期宿泊にしたらどうかと提案も受けておったり、食堂等については、奥のほうの部屋の中の、言えば、靴を脱がずにテーブルで食事が出来るようなということは、基本的な考え方については提案をいただいておりますので、これについても議員の皆さんと協議をしながらもう早急に進めて、そういう不具合がないような施設にして、いろんな先ほどからありましたように、観光のお客様でありますとか村内の皆さんが活用出来るような施設に早くしていきたいというふうには思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 公共施設や設備については、住民が日々使うものでありますから、住民へ寄り添い、日々の生活の支えとなるような施設として維持をしていただきたいと思います。その維持について、やはり村長が今答弁ありましたが、温泉については、今年、来年、2年ぐらいでやれるのかどうか。その点を最後に伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） 温泉につきましては、昨年末から漏水関係で、大変、村民の皆様にも御迷惑をかけているところでございます。先ほど村長からありましたように、道の駅、全施設につきましては、基本構想をつくらせていただいて、その中で今後改修計画をつくっていくというふうにしております。温泉につきましてもそのような不具合が出ておりますので、早急にしたいと思っております。ただ、どうしても財源、かなり大きい規模の財源が必要となっておりますので、出来れば令和6年度中に基本計画とか、そういった財源を基に計画が出来ないかというふうにしております。ただ、当初予算の中で温泉の大規模改修という形には、まだ計上はさせていただいてはいないところでございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 温泉については、まだ計画の段階であって、まだその域までは達していないということです。予算の確保が出来たら、出来るだけ早く進めていただきたいと思います。

それでは、次の2点目の質問に移りたいと思いますが、五木村の連携協定について、現在、五木村と大学、もしくは民間との連携協定を幾つぐらい交わしているのか。また、その状況はどうなっているのか伺っておきたいと思います。これは担当課長か村長かどちらかお願いします。

○議長（岡本精二君） 平岡総務課長補佐。

○総務課長補佐（平岡丈太君） お答えします。

まず、総務課の管轄で申し上げますと、大学との協定はございませんが、民間との協定や覚書等がございます。最近では、日本郵政公社株式会社五木郵便局との協定を行い、安全・安心な暮らしの実現に関すること、道路損傷等の情報提供、地域活性化に関することと言った内容になっております。

また、覚書等であれば、九州電力株式会社と災害復旧に関する覚書がございます。災害が起きたときに、五木村からは道路状況や電柱倒壊などの情報提供を行い、九州電力からは停電の状況、停電の復旧見込みなど、主に電力の早期復旧に努めることなどがございます。

総務課以外でも多岐にわたった協定などがございますが、古いものになりますと、平成26年に熊本県立大学との協定、同じく、平成26年にバンジージャンプ事業に関するものがございます。新しいものでいきますと、今年1月に集荷イチゴ生産の団地化に関する連携、又は2月には株式会社肥後銀行と未来に向けた村づくりに関する包括連携協定、地場産業とか移住・定住、脱炭素の実現などの内容の協定がございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 民間との協定では九電とかそういった実務的なものは本当に必要で、今機能してると思うんですが、大学、県立大ともやってるんですが、私覚えてるのは、崇城大学ともたぶん交わしてるのではないかなと思うんですが、それはなかったですか。伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、各大学等の連携協定等については、平成26年に県立大と五木村のいろんな振興等について包括連携ということで協定書を結んでおります。今御指摘の崇城大さんとは、その記録とかは残っておりませんで、たまたま一緒に活動した記録はあったかとは思いますが、平成26年以前の話としてそれがあったかとは思いますが、それについては現在のところ協定に結んだいろんな取組、それについては今のところ一緒にはやっていないという現状でございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 私の記憶がちょっとあれなのか分かりませんが、私はたぶんあったと思っております。それと、県立大との協定ですが、今それが活用出来ているのかどうかです。私、今いろいろ見てるんですが、なかなか大学生が行ったり来たりする姿を見ませんし、こちらからも大学に伺って、例えば、担当課が行ったりとかそういったのがあまり見受けられないと思うんですが、その点どうでしょう。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

先ほど私の答弁で崇城大との連携協定は過去かなというお話をしましたけども、ちょっとすみません、認識不足で間違いでございます。訂正をさせていただきます。産業振興課長のほうから答弁させますので。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） 崇城大学さんとの協定につきましては、包括協定ということで協定をしております、その当時は薬草であったりいろんな薬関係とか、そういった自然関係、そういったものを崇城大学が持ってる知識と、五木村のこの

資産ですね、こういった自然と生かして何か出来ないかと。それ以外のこともいろいろ項目には載っておりまして、現在もその協定自体は残っている状況でございます。

○議長（岡本精二君） 麦田ダム対策課長。

○ダム対策課長（麦田健一郎君） 県立大学との連携協定の現状ということでお答えさせていただきます。

県立大学との連携協定につきましては、平成26年4月に締結をしております。中身としましては移住・定住の促進、地域産業振興、教育文化の発展、人材育成、地域づくりと、またその他の事項ということで、計六つの項目の協定を結んでいるところでございます。それに基づきまして、締結当初は、例えば、空き家を出さないための対策を大学生と地域住民と一緒に考えるといった取組ですとか、あと、大学生が子どもたちにいろいろ教えるとか、そういった取組をしております。最近ですと、目立った取組というのは、コロナなどもありまして止まっていたという実態はあろうかと思います。ただ、この協定にも関係するところで、本村のまち・ひと・しごと総合戦略を検証していただきます総合戦略の検討委員に県立大学から就任をしていただきましたり、また、この産業振興の中にコバ作文化の継承というのがありまして、焼畑についての項目があるんですけれども、昨年行いました焼畑の実証実験にも県立大の先生と学生にもお越しいただいて、関わっていただくといった取組を行っているところでございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 協定を交わしたときには結構活動があると思うんですが、その後、なかなか活動が見えてこないというのがありまして、特に今はDX関係、今SNSとかそういったもので、本当にコンピューターが発展してまして、大学がそれを活用していろんな起業をしてる人もいます、大学生で。そういった人を五木村に呼んできてするとか、そういったものが本当に若者との交流がなって出来るという、そういったことも考えられますので、そういったものを活性化、それを考える必要があるのではないかなと思うんですが、村長、どうでしょう。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

そのように各大学といろんな協定を、包括協定ということで五木村の振興に関わる場所にいろんな知恵と、あといろんな活動をやっていただいております。そういう若い人の視点と、あと大学が持っておりますいろんな知見も入れていただいて、それはDXも含めてですけども、そういうものを五木に合ったような形づくりとかが私も必要と思っております。その中で、前回、肥後銀行さんとも協定を結ばせて

いただきまして、五木村全体についての振興の代わりということで肥後銀行さんと協定を結ばせていただいております。早速ではありますけども、役場職員を対象に、今回SDGsの取組の事例ということといろんな考え方等については講演会をやっていただくようになっておりまして、今議員おっしゃるように、いろんな民間企業も含めていろんな包括連携をやってるところについては、そういう人材も含めていろんな情報提供をいただきながら、五木の言わば村づくりに資するようなことに努めていきたいというふうには思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） やはり人材を地元から育てるのも必要なんですが、よそから来てもらうことも、私は今人口がこれだけ減ってるので必要だと思うんです。やはりこういった自然の中で暮らしたいという人も大学生の中でいますので、そういったのを活用をぜひしておかれるのが必要ではないかなと思います。

それと、大学のやはり行ったり来たりですね、大学の教授も代わられます。代わられたときに、やっぱり関係が疎遠になってしまうんじゃないかなと思っておりまして、例えば、大学の教授が辞められるときには、何かちょっと一声かけて、大学の教授にもう少しおられませんかとかそういった人材のかからない、お金のかからない人の活用をしていただきたいと思います。

そして、また、大学とはまた別なんですけど、姉妹都市連携、これも私、今、今度の能登半島地震があったときに姉妹都市を取ったところが災害のときにさっと駆けつけて、そういったものを手伝ってくれた、そういった協定も私は必要だと思うんです。例えば、村と村、五木村、次に出てくるg7サミットもそうなんですけど、そういった協定を行うことによって、災害を小さくする、抑える、そういったものの協定も必要だと思うんですが、そういった考えはないのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

各自治体、特に村なら村と、今例にいただきましたg7サミット、これは日本中の小さい村が集まっておりますけども、今年は五木村のほうでも7回目の、言えば、一回りする最終年度のうちの大会といいますか、そういうものがありますけども、そういう中ではいろんな交流とかいろんな地域づくりについては、これまでもいろんな特産品を一緒に販売しましょうとか、そういう話は今までありましたけども、今議員御指摘のようにいろんな災害等があったときとか、いろんなそういうものについてのまだまだ踏み込んだところはございませんので、ぜひ今年の五木村の大会においては、そういうものもメニューに入れて取り組めればなというふうにして

おります。

それと、もう1点ではありますけども、姉妹都市ということであれば、天草市さんとは海山交流ということで、これについてはコロナで若干縮小はしましたけども、これは従前、もうお亡くなりになりましたけど中村五木市長のほうから五木に来ていただいて、天草市と連携をやりましょうということで、活動については今も子どもたちが行ったり来たりと海山交流ということで続けられておりますので、そういうものを深めながら、あとG7サミット辺りの小さな村等も一緒になって協力提携していければというふうには思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 市町村でそういったのをするというのは本当必要だと思います。

それから、以前、中学生議会であった国際交流、私は国際的にもそういった姉妹都市を結んで、行ったり来たりするのも必要ではないかなと思います。特に今回の補正予算で出た人材育成基金、これは余ってますね。こういったのを私は活用出来ればと思うんですが。例えば、本当に留学、そういったものの補助に3分の1とか3分の2とかそういったものをやって、また子どもたちが交流をして、本当に国際的な感覚を身に付ける。今大谷さんとかそういった海外で活躍してる選手もいます。また、別な意味でそういった海外で活躍するのが出来て来るかもしれませんので、そういった活用も私は必要と思うんですが、どうですか。人材育成基金でそういったものを出来ないのかどうか、村長にお伺いしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今人材育成について、村で持っております人材育成基金、これは従前のダムの計画のときにその基金として積んでいただいて、それを基に五木村の人材を育てましょうということで、人材育成基金として、今管理をいただいております。最近、その利用がだんだん減ってきてはおりますけども、そういう過去の歴史から見ますと、いろんな海外に行ったり、私も活用させていただいて、いろいろログハウス関係の資格を取った覚えもありますし、これからいろんな村民の方にそういうものを活用していただくということは必要かと思っております。その中で、子ども議会であったように、やはり海外に目を向けたいという子どもさん方の御意見も、私としてもそれは承知をしております。あと、その場所の選定等については、それはまたしっかり教育委員会さんのほうでも一応検討をいただいて、財源的には人材育成基金を使うことに子どものそういう海外に行って勉強したいということに使うことについて、私はそれはいろんな細部の検討は必要かと思いますが、それについては、それを使ってもよろしいんじゃないかというふうには思っております。その場所

等については、あとまたいろいろ課題があろうかと思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 人材育成基金については、有用な使い方をしたいということで、分かりました。

それでは、3番目の質問に入りたいと思います。先ほど少しありましたが、g7サミットについて、今年五木村で、先ほど村長もおっしゃったんですが、計画をされています。予算の中にも入ってるんですが、240万でしたか、それがあってなんですが、これは委託料みたいなほうになってるんですが、これは一般会計のほうで質問すればよかったのかなとも思うんですが、こういった内容でされるのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

g7サミットについては、去年は四国の大川村で開催をされまして、それが6回目になります。途中、コロナでちょっと2年ほど休憩しておりますので、基本的に北海道から九州の小さい村をまず1回回ろうということで、七つの村を回るということで、その1回目最終が今回五木村ということで、大川村の大会で決議されたので、今回、五木村で受けましょうということに今なっております。その予算を一部計上させていただいております。それについては、時期的にはもう五木の秋祭りに合わせてやりたいということで、今日程調整をやりながらしております。それで、一番大事なところは、その中でこの小さい七つの村が集まって宣言をしますけども、それについては、先ほど議員から提案がありましたような、災害、防災等について、それも入れればというふうに今思っておりますけども、全体としてこの小さな過疎の村が、どうやってこれから将来また生きていって、そこに住む人たちは元気を持って、そういう元気な過疎としてこれからはしっかり自治体として残るような活動をしましょうということが一つの大きなテーマになろうかと思っておりますので、それについては、いろいろ今事務辺りでやり取りしながら、そのときの宣言についてはやっていきたいというふうに思っておりますので、北海道からいろいろ中部、四国、いろんな首長さんが、私を入れて7人ですけども、集まってるんな協議をしますので、その中で一つ得た結果としましたら、去年、内閣府のほうにお邪魔して、総理大臣にもお会いさせていただいております。その中でいろんな支援員とかそういうものについての法改正も国のほうでやっていただいたり、私どもが言いましたのは、光ネットワークについての自治体のいろんな負担が今増えてきておりますので、そういうものについても、この山間部でいろんな都市部と違う災害がありますので、そういうものは国として支援をお願いしたいとい

うことで、総務省にも行きましたし、また総理府のほうでもそれを申し上げてきておりますので、今回の五木村の宣言というのは、地方創生の中では非常にインパクトが強い宣言になろうかと思っておりますので、それについては十分協議をして、また議員の皆様にもお伝えしながら、検討しながら、今回の五木大会を迎えたいというふうには思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） そのg7サミットが七つあって、最後の村となるんだそうですが、一般会計の資料の中にこういった資料が付いてるんですが、人口が一番多いところで新庄村が813、五木村は931、ほかはもう300とか500とか、そういった村になっております。そういった村がどういった方法で維持をしているのか。そういったものの情報がきちんと入ってるのかどうかです。私は維持が一番大事だと思うんです。この小さな村が継続するにはどうしたらいいのかというのを議論はされてるのかどうか、テーマを設けてですね。そういったのがあるのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今ありましたように、七つの村で五木村がおかげで一番人口が多い村であります。一番少ない村が四国の大川村ということで、今350人ぐらいだと思いますけども、その村で去年大会がありまして、そこに行って実感したことは、非常に学校等についても地元子どもさんはなかなかもういないということで、今山村留学の中で子どもさんが来ていただいたり、そして、ほとんどのいろんな若手の活動にしましても、協力隊が軸になっておりまして、協力隊の方は10名を超えて来ておられて、そういう人たちが、いろんな、例えば水道施設の管理、掃除に行ったりとか、いろんな産業の支援をしたり、そういうことがあったようには聞いております。大会があるごとにそういうものは、七つの首長が集まって議論はしておりますけども、それを五木村に当てはめてどういうふうにやろうかというのは、私も今回、大川村には行きましたけども、今回提案しておりますように、やっぱり人の担い手とかいろんな教育の問題とか、あと産業振興、これはどこでも同じ共通課題でありますので、そういうものを今精査をしながらやっていきたいというふうには考えてはおります。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） その会議の内容とかそういったもののテーマは、まだこれから練っていくという話なんですけど、私はこの小さな村の交流は、村長だけではなくて村民との交流も必要だと思っております。というのは、やはりどういった形で村民が村に関わっていくのか、そういったものの環境をやはり知っておくのが村の活性

化にもつながると思いますので、そういった住民との交流、村長だけじゃなくてそういった交流は考えていないのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） 答弁いたします。

言えば、各七つの村の住民相互の交流はどうかというお話かと思っております。今特産品関係については、大田区の一ブースを使って七つの村の特産品を今販売しております。これはNPOのほうで販売していただいておりますけども、人的な交流等については、まだまだそこまで進んでおりませんので、その視点も今回の五木村の大会宣言等については盛り込んでも必要かと思っております。と言いますのは、もう今、先ほどあったDXも含め光ネットワークが非常に発達しておりますので、オンラインで七つの村を結んで子どもたちがいろんな話をするとか、いろんなスポーツ大会をするとか、あといろんな産業系のシンポジウムを七つの村でやるとか、今そういうものを使ってそれは出来る可能性は今十分にありますので、そういうものを今回の五木村の一つの大会宣言とすれば、そういうものを一つの軸として、人の交流も含めて行政が当然動くときには、やっぱり一緒に村民の方も参加してもらうという視点到立ちますので、そういうものは十分検討していきたいというふうに思います。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 今、村長もおっしゃんですが、オンラインでのそういったものを私は必要だと思うんです。今五木中学校、東小学校の生徒はハワイの子どもたちと英語の会話をオンラインでやったことがありますし、そういったものを使いながら、やはりDXを本当に活用しながらやると、もっともっと村との交流が出来て、人的交流が出来ると思いますので、その辺のところはしっかりと計画を立ててもらいたいと思います。

最後に、やはり私は、昨日、中学校の卒業式に参加したんですが、子どもたちが地域に対する愛情はすごいと思いました。本当に五木村を愛してるし、五木村の住民に感謝をしてました。みんなが育ててもらったということを認識しておりますので、そういったものの子どもに対して、やはりもっと私は予算を付けていただきたいと思うんですが、村長、そういった考えはないのか伺って私の質問を終わります。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

昨日の中学校の卒業式には、私のほうも参加をさせていただいて、祝辞も述べさせていただいております。そういう中で、今議員がおっしゃるように、五木村、この人口減少とあと少子化という課題に直面しておりますけども、それを将来担って

いただく、またそこはしっかり変えていただくのは、今の若い人たちになってきますので、私も祝辞の中で、社会の宝、また五木の宝でもあります。まずもって家族の宝でもありますということを祝辞の中で述べさせていただいております。これについては、やはり五木村で育った子どもたちが五木村をふるさととして、これからいろんな学校に行ったり社会に出て行きますので、しっかり彼たちが帰って来れるような地域づくりを私も精いっぱい頑張っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） これで、早田議員の一般質問を終わります。

以上で、4名の方々の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩します。午後1時から再開をします。

—————○—————

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

—————○—————

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第2 議案説明（議案第25号から）

○議長（岡本精二君） 日程第2 議案の説明に入ります。

第1日目に議案第24号まで終わっておりますので、議案第25号の説明を求めます。

平岡総務課長補佐。

○総務課長補佐（平岡丈太君） 議案第25号、令和6年度五木村一般会計予算について説明します。

1枚お開きください。令和6年度五木村一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ45億4,419万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目

的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、10億円と定める。

(歳入歳出の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

1枚お開きください。2ページになります。第1表、歳入歳出予算です。補正予算があるものを申し上げます。1村税、村民税からたばこ税まで合わせまして2億3,341万3,000円、2地方譲与税、地方揮発油税譲与税から森林環境譲与税まで合わせまして9,795万7,000円、3利子割交付金4万円、4配当割交付金20万円、5株式等譲渡所得割交付金20万円、6法人事業税交付金190万円、7地方消費税交付金2,400万円。

3ページに移りまして、8環境性能割交付金318万円、9方特例交付金1,000円、10地方交付税12億5,000万円、11交通安全対策特別交付金1,000円、12分担金及び負担金、分担金、負担金、合わせまして292万2,000円、13使用料及び手数料、使用料、手数料合わせまして1,418万2,000円、14国庫支出金、国庫負担金から委託金まで合わせまして4億3,664万5,000円、15県支出金、県負担金から委託金まで合わせまして11億4,171万4,000円。

4ページに移ります。16財産収入、財産運用収入、財産売却収入合わせまして2,886万7,000円、17寄附金4,150万2,000円、18繰入金6億8,469万7,000円、19繰越金5,000万、20諸収入、延滞金加算金及び過料から貸付金元利収入まで合わせまして2,427万8,000円、21村債5億850万円。歳入合計は、本年度は45億4,419万9,000円、前年度は44億9,524万3,000円。増減としまして4,895万6,000円の増額となっております。

5ページの歳出に移ります。補正予算があるものを申し上げます。1議会費5,625万8,000円、2総務費、総務管理費から地籍調査費まで合わせまして8億4,895万8,000円、3民生費、社会福祉費、児童福祉費、合わせまして3億956万7,000円、4衛生費の保健衛生費2億2,819万1,000円、5農林水産業費、農業費から水産業費まで合わせまして3億6,031万6,000円。

6ページに移ります。6商工費、3億3,175万6,000円、7土木費、土木管理費から住宅費まで合わせまして4億1,916万7,000円、8消防費1億3,775万9,000円、9

教育費、教育総務費から歴史文化交流館費まで合わせまして2億4,735万2,000円、10災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、公共土木災害復旧費、合わせまして12億2,139万5,000円、11公債費3億8,148万円、13予備費200万円。歳出合計額は、本年度45億4,419万9,000円、前年度が44億9,524万3,000円、増減としまして4,895万6,000円の増額となっております。

次に、7ページの債務負担行為になります。ダム対策課の協力隊活動用自動車リース料から、最下段の建設課の積算用パソコンリースまで記載しておりますが、これにつきましては後ほど御覧いただきたいと思います。

続きまして、8ページをお願いします。地方債です。起債の目的と限度額だけを申し上げます。臨時財政対策債260万円、過疎対策事業債4億3,280万円、災害復旧事業債4,650万円、脱炭素化推進事業債2,660万円。合計としまして5億850万円となっております。

次に、事項別明細書の歳出になります。34ページをお開きください。歳出、議会費で本年度予算額5,625万8,000円、前年度予算額5,410万6,000円、215万2,000円の増でございます。増額の主な理由は、普通旅費で40万円、研修旅費で54万円などでございます。

続きまして、36ページをお願いします。総務費、総務管理費、一般管理費で、本年度予算額4億2,563万3,000円、前年度予算額5億1,093万6,000円で8,530万3,000円の減でございます。この36ページでは、主に人件費等の義務的経費を計上しております。

37ページをお願いします。中段ほどに役務費、下から4行目ですけれども、会計処理各種手数料がございます。前年度14万8,000円から98万8,000円に増となっております。

39ページをお願いします。負担金補助の下から6行目に新規で文書管理・電子決済システム負担金1,457万3,000円を計上しております。これはDXの一環で、現在行っておりますペーパー保存を電子化することによるものでございます。熊本県の指導で、県内6町村が参加し、システム導入に伴う負担金として支出するものでございます。

41ページをお願いします。中段ほどに財産管理費で、工事請負費の新規で庁舎空調設備改修工事8,926万2,000円を計上しております。午前中に施設の大きな改修はないと申し上げましたところですが、設備の改修としてこのたび庁舎開庁以来23年が経過しております老朽化に伴う抜本改修を行うものでございます。次に、一つ下の庁舎大会議室音響設備改修工事220万円を計上しております。こちらは空調設備と同じく23年が経過し、近年、ダムや五木振興に関する会議も頻繁に行われ、会議

中、断続的にマイクに不具合が発生するため、全面改修を行うものでございます。

43ページをお願いします。企画費で、上段のほうになります。報酬の五木村東地区グランドデザイン協議会委員報酬36万7,000円を計上しております。次に、一つ下の宮園周辺地域振興協議会委員報酬55万3,000円を計上しております。

44ページをお願いします。上段の委託料で、上から2番目、移住定住促進業務委託料、こちらは500万円から700万円へ増額となっております。次に、一つ下の小水力発電事業調査等業務委託料1,287万2,000円を計上しております。これは栗鶴川の小水力発電設備設置に向けた事業性評価及び設計、調査を行うものでございます。次に、一つ下の宮園周辺地域振興計画支援業務委託料6,000万円を計上しております。また、一つ下の小さな村 g 7 サミット業務委託料100万円を計上しております。これは、令和6年度に本村開催となる g 7 サミット開催に係る経費でございます。次に、中段の備品購入費で公用車567万円を計上しております。これは脱炭素推進のために電気自動車やその付属備品等の購入でございます。

47ページをお願いします。上段部分の地域おこし協力隊事業です。本年度は5,988万円、前年度は2,232万5,000円、3,755万5,000円の増でございます。こちらにつきましては、協力隊を確保し、産業振興や移住・定住に寄与するものでありまして、ドローン1名、観光1名、情報発信1名、移住・定住1名、鳥獣対策2名、集荷イチゴ2名、林業2名、文化財調査員1名、計11名に係る費用を計上しております。次に、下段部分の高野短期居住施設費の一番下の行になります。備品購入費、冷蔵庫・テレビ・洗濯機等100万円計上しております。こちらは、お試し住宅機能を発揮するため、家具や寝具等を購入するものとなっております。

50ページをお願いします。このページの下から3行目になりますが、戸籍住民登録費で、委託料、第4次住基ネット機器更新業務委託料1,076万9,000円を計上しております。こちらは5年に1度の機器更新を行うものになっております。

53ページをお願いします。このページの下から6行目に、地籍調査費委託料の地籍調査事業業務委託料1,494万6,000円を計上しております。こちらは、上荒地及び中道地区の地籍調査で、令和7年度の完了予定としております。

55ページをお願いします。ここからは民生費の説明になります。このページの一番下の行になります。社会福祉総務費で繰出金、国民健康保険特別会計繰出金、こちらは1,402万3,000円から1,722万7,000円へ増となっております。

58ページをお願いします。このページの下から3行目に老人福祉費、負担金、補助の新規で75歳以上の高齢者生活応援事業助成金120万円を計上しております。

次の59ページをお願いします。最上段の障害者福祉費、本年度予算額4,478万3,000円、前年度予算額5,208万8,000円、730万5,000円の減でございます。これは

下段にあります扶助費の減によるものでございます。

次の60ページをお願いします。最上段の後期高齢者医療費、本年度3,777万1,000円、前年度4,994万3,000円、1,217万2,000円の減でございます。次に、中段の子育て定住支援費、負担金、補助で子育て応援助成金450万円を計上しております。こちらは、高校生までの子どもに1人年間5万円を助成するものでございます。次に、二つ下、出産祝金100万円を計上しております。こちらは第1子20万円、第2子で30万円、第3子以降50万円に祝い金を贈るものでございます。

62ページをお願いします。ここからは衛生費の説明になります。中段ほどに、保健衛生総務費、委託料の保健福祉総合センター指定管理料1,988万5,000円を計上しております。こちらは令和6年度より5年間管理を委託するものでございます。

次の63ページをお願いします。最上段の工事請負費、診療所空調設備改修工事1,387万1,000円を計上しております。こちらは、老朽化による全面改修を行うものでございます。次に、備品購入費、3行下の診療所歯科診療室バキュームとしまして768万9,000円を計上しております。こちらは老朽化による各1台ずつの新規購入の予定でございます。

67ページをお願いします。上から4行目に環境衛生委託料の椎葉地区簡易給水施設調査測量設計業務委託料2,750万円を計上しております。こちらは、令和2年7月豪雨で被災した平沢津椎葉地区の給水施設の本復旧のための地下水調査及び井戸築造の測量設計を行うものでございます。一つ下に、梶原地区簡易給水施設改修測量設計業務委託料1,083万5,000円を計上しております。こちらは冬場の渇水時に対応した水源調査の結果を受け、測量設計を行うものでございます。さらに3行下になります。工事請負費で下谷地区簡易給水施設改修工事5,000万円を計上しております。そのまた二つ下ですけれども、環境巡視車2,090万8,000円を計上しております。こちらは脱炭素推進のために電気自動車やその他付属品の購入をするものでございます。

69ページをお願いします。ここからは農林水産業費の説明になります。下から6行目に農業総務費、繰出金として農業集落排水事業公営企業会計繰出金、こちらは903万1,000円から2,257万3,000円に増となっております。

次の70ページをお願いします。中段ほどに農業振興費、負担金、補助で振興作物団地化形成補助金400万円を計上しております。こちらは、集荷イチゴ栽培を団地化するための体制づくりに対する人材育成、種苗、施設整備に補助するものでございます。

次の71ページをお願いします。このページの一番下のほうに林業振興費、委託料、新規で林業外国人育成就労生受入実証実験業務委託料340万円を計上しております。

72ページをお願いします。一番上の行に委託料でＪ－クレジット対象地モニタリング調査業務委託料400万円を計上しております。その一つ下、自伐型林業育成定住促進事業業務委託料1,000万円を計上しております。こちらは、林業担い手の確保対策で自伐型林家等の現場研修、装備品等の支援を行い、村外からの移住人材を確保するものでございます。次に、中段ほどに負担金、補助としまして熊本間伐材利活用推進事業補助金、こちらは484万円から686万8,000円へ増額となっております。さらにその下のほうになりますが、有害鳥獣捕獲補助金、こちら1,830万円から2,240万円へ増となっております。

75ページをお願いします。このページの中段ほどに森林経営管理費、負担金、補助として林業担い手育成補助金、こちらは1,242万円から1,922万円に増となっております。一つ下の造林事業補助金、こちら1,296万円から2,031万6,000円へ増となっております。

次の76ページをお願いします。ここからは商工費の説明になります。上から5行目になります。商工振興費、負担金、補助として、次世代を担う事業者支援補助金、こちらは1,000万円から2,000万円の増となっております。これは村内で事業を継続する担い手などに施設整備等の補助金を行うものでございます。上限1,000万円の2事業者分となっております。

次の77ページをお願いします。中段ほどに観光費、委託料で、白滝公園落石防護施設測量設計業務委託料300万円を計上しております。これは令和5年に被災した遊歩道の施設復旧の測量設計を行うものでございます。二つ下に、アクティビティ設備導入体制検討委託料300万円を計上しております。こちらは、バンジージャンプ、カヤックに次ぐアクティビティ、遊びや体験などを検討し、新規企業の参入の可能性を模索するものでございます。次に、一番下の行でございます。工事請負費、白滝公園落石防護施設設備工事で2,700万円を計上しております。こちらは、令和5年に被災した遊歩道の施設復旧工事を行うものでございます。

次の78ページをお願いします。中段ほどに道の駅管理費、需用費、道の駅施設修繕料、こちらは383万7,000円から611万2,000円に増額となっております。2行下に委託料、道の駅指定管理委託料、こちら1,680万5,000円から2,235万円に増額となっております。こちらは、令和6年度より3年間管理を委託するものでございます。次に、3行下になります。物産館改修実施設計業務委託料1,260万円を計上しております。こちらは物産館のリニューアルに向けて実施設計を行うものでございます。2行下に工事請負費、物産館改修工事1億5,000万円を計上しております。こちらは、物産館のリニューアル工事を行うものでございます。その下になります。備品購入費、物産館備品購入費300万円を計上しております。一番下の行に負担金、

補助、第三セクター経営改善促進事業補助金（村単独）で500万円を計上しております。

次の79ページをお願いします。一番上の行に補償、補填及び賠償金で物産館飯店舗移転補償金1,000万円を計上しております。

次に、ここからは土木費の説明になります。下から2行目です。土木総務費、繰出金、簡易水道事業公営企業会計繰出金、こちらは2,165万6,000円から3,838万1,000円の増となっております。

次の80ページをお願いします。下から6行目、道路維持費、委託料で橋梁定期点検調査業務委託料1,830万円を計上しております。

次の81ページをお願いします。上から5行目です。村道大通線道路修繕工事2,100万円を計上しております。一つ下、村道端海野線道路修繕工事2,100万円を計上しております。

次の82ページをお願いします。このページでは、中段の委託料と工事請負費において、村道折立線の改良工事関係としまして、合計で4,600万円を計上しております。

次の83ページをお願いします。下から5行目、住宅管理費、委託料で野々協団地外壁塗装改良工事設計業務委託料380万円を計上しております。一番下の行の工事請負費、宮園団地外壁塗装改修工事600万円を計上しております。

次の84ページをお願いします。ここは消防費の説明になります。上から8行目、消防総務費、負担金、補助で人吉下球磨消防組合負担金9,305万9,000円を計上しております。こちらは、今回、北分署配備の高規格救急自動車を購入するための負担金4,170万円の増額となっております。

90ページをお願いいたします。ここからは教育費の説明になります。上から4行目、義務教育振興費、負担金、補助で高校就学支援金882万円を計上しております。こちらは五木中学校卒業者に高校進学のための支援を行うもので、本村に住所を有した保護者に月額3万5,000円の支援を行うものでございます。

93ページをお願いします。中段に教育委員会管理費、工事請負費で小学校校舎等照明LED化工事、こちらは580万7,000円から740万1,000円に増となっております。これは照明を蛍光灯からLED照明に改修するものでございます。一つ下の小学校トイレ洋式化工事592万2,000円を計上しております。これは小学校の和式トイレを洋式トイレに取替工事を行うものでございます。

94ページをお願いします。中段に学校管理費、委託料で校舎・体育館清掃業務委託料83万5,000円を計上しております。

96ページをお願いします。下から4行目に工事請負費、中学校校舎照明LED化

工事、こちらは462万円から520万円に増となっております。こちらは照明を水銀灯からLED照明に改修するものでございます。

次、100ページをお願いします。このページの真ん中ほどに伝統文化伝承館管理費、工事請負費、伝統文化伝承館防塵対策塗装工事600万円を計上しております。こちらは砂埃対策のため、透水性舗装工事を行うものでございます。下段の体育振興費で、こちらは中学校部活動地域移行検討委員会に係る費用としまして、報償費と旅費、合わせまして19万6,000円を計上しております。

次の101ページをお願いします。このページでは上段に球磨川リバイバルトレイル関係の経費として委託料と負担金、合わせて110万円を計上しております。

102ページをお願いします。上段の体育施設管理費、工事請負費で五木中学校グラウンド照明LED化工事2,091万9,000円を計上しております。こちらは照明を蛍光灯からLED照明に改修するものでございます。

103ページをお願いします。下から2行目、事業費、委託料で常設展小規模変更デザイン委託料605万円を計上しております。こちらは開館6年を経過し、常設展示品等の見直しを行うものでございます。

104ページをお願いします。ここからは災害復旧費になります。下段の道路橋梁災害復旧費でございますが、工事請負費の村道災害復旧費、合計390万円につきましては、前年度より1億8,900万円の減となっております。

105ページをお願いします。中段の公債費は元金、利子合わせて3億8,148万円となっております。また、下段の予備費は、毎年200万円を計上しているところでございます。

次の106ページをお願いします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調査と、次の107ページの債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額又は支出見込額及び当該年度以降の支出予定額に関する調書及び、109ページの給与費明細書、こちらにつきましては、後ほど御覧いただきたいと思います。

次に、12ページをお願いします。歳入について説明いたします。中段に村税、固定資産税、本年度1億8,201万円、こちらは土地・家屋・償却資産に係るものでございます。

14ページをお願いします。上段に譲与税、森林環境譲与税5,515万6,000円でございます。

16ページをお願いします。2段目に地方交付税12億5,000万円でございます。内訳は、普通交付税、特別交付税となっております。

20ページをお願いします。2段目の国庫支出金、国庫補助金、土木費国庫補助金

1億3,672万8,000円で、主に村道改良事業補助金となっております。次の最下段の災害復旧費国庫補助金1億3,693万6,000円で、公共土木災害復旧費補助金となっております。

次の21ページをお願いします。総務費国庫補助金1億172万2,000円で、主に最下段のデジタル田園都市国家構想交付金となっております。

25ページをお願いします。上段の県支出金、県補助金、災害復旧費補助金10億2,630万円で、林業施設災害復旧費補助金となっております。

28ページをお願いします。上段の繰入金、繰入金、財産調整基金繰入金1億5,409万4,000円となっております。次に、4段目で公共施設設備基金繰入金2億822万円となっております。最下段の五木村振興基金繰入金2億4,392万3,000円となっております。

32ページをお願いします。2段目になります。村債、村債、総務債1億8,778万4,000円で、タブレット導入事業となっております。次に、農林水産業債1,920万円、林道改良事業、林道橋点検事業となっております。土木債9,530万円、主に村道改良事業となっております。

33ページをお願いします。観光債5,690万円で道の駅施設改修事業となっております。消防債4,170万円で、北分署高規格救急自動車となっております。災害復旧事業債4,650万円で、農林水産業施設災害復旧事業債となっております。衛生費4,231万6,000円、下谷地区簡易給水施設改修事業となっております。最後に教育債1,880万円で、LED照明導入事業となっております。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第26号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） 議案第26号、令和6年度五木村国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

1ページ目をお開きください。令和6年度五木村国民健康保険特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,686万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳入歳出の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた

場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、2ページ目をお開きください。歳入歳出予算です。まず歳入でございます。款項、本年度予算額を読み上げさせていただきます。国民健康保険税、国民健康保険税1,574万2,000円、使用料及び手数料、手数料1,000円、国庫支出金、国庫補助金5,000円、県支出金、県補助金1億2,288万3,000円、財産収入、財産運用収入2,000円、繰入金、一般会計繰入金1,722万7,000円、繰越金、繰越金100万円、諸収入、延滞金及び過料と雑入、合わせまして2,000円でございます。歳入合計1億5,686万2,000円でございます。

次に歳出でございます。こちらも款項、本年度予算のみを読み上げさせていただきます。総務費、総務管理費から趣旨普及費まで合わせまして1,050万4,000円、保険給付費、療養諸費から出産育児費まで合わせまして1億1,529万9,000円、国民健康保険事業費納付金、医療給付費から介護納付金分まで合わせまして2,560万2,000円、保険事業費、特定健康診査等事務費、保険事業費合わせまして464万5,000円、基金積立金、基金積立金2,000円でございます。

次に、4ページ目をお開きください。諸支出金、償還金及び還付加算金10万円、予備費、予備費71万円、歳出合計1億5,686万2,000円でございます。

次に、歳入歳出予算の事項別明細について説明をさせていただきます。まず歳入のほうから説明させていただきます。

11ページ目をお開きください。最下段でございますが、国保システム改修業務委託料141万9,000円でございます。これはマイナンバーカードと被保険者証の一体化に向けたシステムの改修に伴います委託料でございます。

次に、13ページを御覧ください。一番上段部分でございます。保険給付費の療養給付費負担金ということで、こちらは診療報酬になります。こちらのほうが9,840万円です。次に、保険給付費ということで、一番下から2段目でございますが、高額療養費負担金ということで1,572万円を計上いたしております。

次に、15ページをお開きください。国民健康保険、事業費の納付金ということで、医療費給付納付金1,824万4,000円、後期高齢者支援金等分ということで555万8,000円、介護納付金180万円でございます。こちらのほうは県に納める納付金分でございます。

次に、16ページをお開きください。ちょうど中段部分になりますが、保険事業費ということでございますが、特定健康診査業務委託料ということで健康診査の業務委託を行う委託料を189万7,000円計上いたしております。

歳出については以上でございます。

次に、歳入について説明を申し上げます。7ページをお開きください。国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税ということで、こちらのほうは医療給付費分から介護給付費分まで合わせまして、本年度予算額1,574万2,000円を計上いたしております。

次に、8ページをお開きください。県支出金です。県補助金ということで、ちょうど中段部分になります。普通交付金でございます。こちらが1億1,446万6,000円です。これは保険給付費の実績に応じて交付を受けるものでございます。特別調整交付金でございますが321万5,000円でございます。これは結核・精神、そして非自発的失業等になった場合の財源を補うもので、その交付金でございます。321万5,000円です。都道府県繰入金308万5,000円でございます。こちらは受診率とか税の収納率とか保険者の努力分に加算されます繰入金でございます。

次に、9ページでございます。繰入金、一般会計繰入金でございます。保険基盤安定繰入金ということで、保険税の軽減分ということで447万8,000円です。保険基盤安定繰入金、保険者を支援する分ということで207万円です。給与費等繰入金が692万円です。財政安定事業繰入金ということで125万5,000円です。こちらは財政安定化のために一般会計より繰入のできる支援金となっております。一番下段ですが、事務費繰入金215万5,000円でございます。

次に、10ページをお開きください。繰越金ということで100万円を計上いたしております。

最後でございますが、19ページは債務負担行為、そして、20ページからは給与費等明細書を添付をいたしております。後ほど御覧いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

これで、議案第26号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第27号の説明を求めます。麦田ダム対策課長。

○ダム対策課長（麦田健一郎君） 議案第27号、令和6年度五木村ダム対策事業特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。令和6年度五木村ダム対策事業特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算、歳入でございます。歳入歳

出とも款項、本年度予算額を御説明いたします。財産収入、財産運用収入30万5,000円、繰越金、繰越金1,000円、繰入金、繰入金1,000円、雑入、預金利子1,000円、歳入合計30万8,000円でございます。

3 ページ、歳出です。総務費、総務管理費30万7,000円、予備費、予備費1,000円、歳出合計30万8,000円でございます。

次に、6 ページをお開きください。歳入の内容でございます。財産運用収入としまして、利子及び配当金は基金利子でございますけれども30万5,000円、2 段目、繰越金でございますが1,000円、繰入金は基金の繰入金として1,000円、最下段、預金利子といたしまして1,000円でございます。

7 ページをお開きください。歳出でございます。まず総務管理費、生活再建対策費といたしまして負担金、補助及び交付金1,000円、これは生活再建助成金等でございます。次に、基金費、積立金といたしまして30万6,000円、ダム対策事業特別会計基金利子積立金及びダム対策事業基金積立金でございます。最後に予備費は1,000円でございます。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第28号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） 議案第28号、令和6年度五木村介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

1 ページ目をお開きください。令和6年度五木村介護保険特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,144万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳入歳出の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

（2）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、2 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算でございます。まず歳入からです。款項、本年度予算額を読み上げさせていただきます。保険料、介護保険料3,060万1,000円、使用料及び手数料、手数料1,000円、国庫支出金、国庫負

担金から国庫補助金まで合わせまして5,526万3,000円、支払基金交付金、支払基金交付金5,160万3,000円、県支出金、県負担金と県補助金、合わせまして2,926万1,000円、財産収入、財産収入1,000円、繰入金、繰入金4,418万6,000円、繰越金、繰越金1,000円、諸収入52万9,000円でございます。歳入合計は2億1,144万6,000円でございます。

次に、4ページ目をお開きください。歳出でございます。こちらも款項、本年度予算額を読み上げさせていただきます。総務費、総務管理費から介護認定審査会費まで合わせまして1,686万3,000円です。保険給付費、介護サービス等諸費から特定入所者介護サービス等費まで合わせまして1億8,415万9,000円です。地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費からその他の諸費まで合わせまして942万3,000円です。基金積立金、基金積立金1,000円です。予備費、予備費100万円です。歳出合計2億1,144万6,000円でございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細について説明させていただきます。まず歳出からでございます。歳出の12ページでございます。こちらのほうは、一般管理費等を計上させていただいております。

次に、14ページ目をお開きください。保険給付費、介護サービス等諸費ということで、居宅介護サービス給付負担金2,640万円です。居宅介護サービス計画給付負担金ということで360万円でございます。その下でございますが、施設介護サービス給付負担金8,079万6,000円を計上しております。地域密着型介護サービス負担金5,184万円を計上いたしております。

15ページの最下段でございますが、高額介護サービス等負担金、こちらは600万円を計上させていただいております。

次に、16ページをお開きください。下のほうですけれども、特定入所者介護サービス等負担金、こちらは有料老人ホーム等の負担金ということで960万円を計上させていただいております。

18ページをお開きください。4款の地域支援事業費ということで、介護予防・日常生活支援総合事業費ということで402万9,000円を計上させていただいております。最下段から2段目ですが、集団健康教育業務委託料ということで、げんぞう会の委託料を267万1,000円計上いたしております。

次に、歳入について説明させていただきます。7ページをお開きください。保険料、介護保険料ということで、現年度の特別徴収、普通徴収分、合わせまして3,060万1,000円を計上しております。一番下でございます。国庫支出金の介護給付費負担金です。3,183万2,000円でございます。

次に、8ページをお開きください。国庫支出金でございます。調整交付金という

ことで2,051万4,000円を計上いたしております。

次に、9ページです。支払基金交付金です。一番上段部分ですが、介護給付費交付金ということで4,972万円です。そして、県支出金、中央辺りですが、介護給付費負担金ということで2,801万4,000円を計上いたしております。

最後、10ページでございます。繰入金でございますが、介護給付費繰入金2,301万8,000円です。職員給与費等繰入金905万1,000円です。事務費繰入金774万6,000円でございます。第1号被保険者保険料軽減分繰入金ということで312万9,000円を計上いたしております。

最後に給与費等明細についてでございます。20ページから載せてございますので、後ほど御覧いただければと思っております。

以上で議案第28号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第29号の説明を求めます。豊永建設課長。

○建設課長（豊永勝彦君） 議案第29号、令和6年度五木村代替地上下水道事業特別会計予算について説明いたします。

1ページをお願いします。令和6年度五木村代替地上下水道事業特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,798万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算。まず歳入です。款項、本年度予算額のみ読み上げます。1 使用料及び手数料、1 使用料と2 手数料を合わせまして756万4,000円です。2 繰入金、1 繰入金1,042万円です。3 繰越金、1 繰越金1,000円です。4 財産収入、1 財産運用収入1,000円です。歳入合計1,798万6,000円です。

3ページをお願いします。次に歳出です。こちらも款項、本年度予算額のみ読み上げます。1 管理費、1 維持管理費で1,793万6,000円です。2 予備費、1 予備費で5万円です。歳出合計1,798万6,000円です。

次に、事項別明細書です。6ページをお願いします。歳入です。1 使用料及び手数料、1 使用料、1 使用料で756万2,000円です。現年分の上下水道使用料と下水道使用料を合わせまして756万円と滞納繰越分で上下水道使用料と下水道使用料、合わせまして2,000円です。次に、1 使用料及び手数料、2 手数料、1 手数料で、督促手数料の現年分と滞納繰越分、合わせまして2,000円です。

7ページをお願いします。2 繰入金、1 繰入金、1 繰入金で一般会計繰入金で

1,042万円です。3繰越金、1繰越金、1繰越金で1,000円です。4財産収入、1財産運用収入、2利子及び配当金で基金利子1,000円です。

8ページをお願いします。歳出です。1管理費、1維持管理費、1水道管理費です。10需用費から26公課費まで665万円です。需用費の修繕料で下谷の水道ろ過膜取替修繕料ということで100万円を計上しております。こちらにつきましては、3年に1度程度、膜ろ過の目詰まり具合を見まして、洗浄、取替を行うものでございます。ちなみに、今回は令和3年度に実施しております。26の公課費で消費税50万円ですけども、こちらは令和5年度よりインボイス制度がスタートいたしまして、適格請求等保存方式というものが始まっております。当代替地上下水道につきましてもインボイス制度を登録を行っておりますので、令和6年度から消費税の申告をするために予算を計上しております。2下水道管理費は、10需用費から9ページの24積立金まで1,128万6,000円です。

9ページの12節委託料につきましては、これは毎年実施をしております頭地の下水処理施設、それと下谷及び野々脇の浄化槽の管理業務の委託料でございます。2予備費、1予備費、予備費で5万円です。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第30号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） 議案第30号、令和6年度五木村後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

1ページ目をお開きください。令和6年度五木村後期高齢者医療特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,451万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算でございます。まず歳入、款項、本年度予算額を読み上げさせていただきます。後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療保険料2,025万8,000円です。使用料及び手数料、手数料1,000円です。繰入金、一般会計繰入金1,155万4,000円です。繰越金、繰越金10万円です。諸収入、延滞金及び過料から雑収入まで合わせまして206万6,000円です。歳入合計3,451万9,000円です。

次に、歳出でございます。こちらも款項、本年度予算額を読み上げさせていただきます。総務費、総務管理費、徴収費合わせまして33万円です。後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合納付金2,867万5,000円です。保険事業費、

保険保持増進事業費504万8,000円、諸支出金、償還金及び還付加算金6万1,000円、予備費、予備費4万5,000円です。歳出合計3,451万9,000円でございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細についてです。6ページをお開きください。まず歳入でございます。後期高齢者医療保険料でございます。こちらのほう特別徴収保険料、そして普通徴収保険料、合わせまして2,025万8,000円を計上いたしております。次に、下段ですが、繰入金でございます。事務費繰入金313万5,000円、保険基盤安定繰入金でございます。841万9,000円でございます。これは保険料の軽減に伴う軽減額を補うための繰入金でございます。

次に、7ページをお開きください。一番下段でございます。諸収入でございます。健康保持増進事業収入ということで260万2,000円です。特定健診、人間ドック、歯科健診など広域連合からの受託事業の収入でございます。

次に、9ページをお開きください。こちらは歳出でございます。下段のほうです。後期高齢者医療広域連合納付金ということで、被保険者負担金2,025万6,000円です。保険基盤安定負担金841万9,000円でございます。

10ページ目です。上段のほうで保険事業費です。健康診査等業務委託料でございますが、こちらのほうは527万8,000円を計上いたしております。

以上で、議案第30の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第31号の説明を求めます。北原住民税務課長。

○住民税務課長（北原仁司君） 議案第31号、令和6年度五木村墓地公園特別会計予算について御説明いたします。

1ページをお開きください。令和6年度五木村墓地公園特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算です。款項、本年度予算のみ申し上げます。歳入、使用料収入、使用料収入1,000円、管理料収入、管理料収入22万8,000円、財産収入、財産運用収入2万8,000円、繰越金、繰越金2万4,000円、諸収入、雑収入1,000円、歳入合計28万2,000円です。

続きまして、歳出です。こちらも款項、本年度予算のみ申し上げます。総務費、総務管理費28万円、基金積立金、基金積立金1,000円、予備費、予備費1,000円、歳出合計28万2,000円でございます。

続きまして、事項別明細書です。6ページをお開きください。歳入です。使用料

収入、墓地公園管理料収入として永代使用料1,000円を計上しております。管理料収入、墓地公園管理料収入、墓地管理料として22万8,000円を計上しております。この内訳につきましては、1区画3,000円の76件分でございます。財産運用収入、利子及び配当金、基金利子として1,000円、財産貸付収入、土地貸付料として2万7,000円を計上しております。これは公園内に楽天モバイルの基地局がありますので、その分を毎年計上しております。

7ページをお開きください。繰越金、繰越金として2万4,000円を計上しております。雑収入、雑入で1,000円を計上しております。最下段の基金繰入金につきましては、本年度は廃款となっております。

続きまして、歳出です。8ページになります。総務管理費の墓地管理費として、需用費に消耗品、光熱水費、水道設備の修繕料として、合わせて5万円を計上しております。この水道設備の修繕料につきましては、冬期の凍結等によります緊急時の対応のために計上しております。役務費で通信運搬費と手数料として1万円、委託料、墓地公園管理業務委託料、これは除草とかシルバーに毎年お願いしておりますが、それを22万円計上しております。基金積立金、基金利子積立金として1,000円を計上しております。予備費で1,000円を計上しております。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第32号の説明を求めます。平岡総務課長補佐。

○総務課長補佐（平岡丈太君） 議案第32号、令和6年度五木村情報通信事業特別会計予算について説明申し上げます。

1枚お開きください。令和6年度五木村情報通信事業特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億782万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算でございます。歳入について、款項、本年度予算額を申し上げます。利用料及び手数料、利用料、手数料合わせまして1,319万円、諸収入、雑入5,000円、繰入金、繰入金1億9,462万7,000円、繰越金、繰越金1,000円、歳入合計2億782万3,000円でございます。

3ページをお願いします。歳出について御説明します。款項、本年度予算を申し上げます。総務費、総務管理費から施設費まで合わせまして2億782万3,000円でございます。合計で同じく2億782万3,000円でございます。

9ページをお願いします。主な歳出について説明いたします。総務費、維持管理

費、維持管理費で、上段の表の一番下の部分になりますけれども、工事請負費、告知タブレット導入及び設置工事で1億8,000万円を計上しております。

6ページをお願いします。主な歳入について説明いたします。上段の利用料及び手数料、利用料、利用料でケーブルテレビ利用料460万8,000円を、インターネット利用料で762万円を計上しております。

7ページをお願いします。上段の繰入金、繰入金、繰入金、一般会計からの繰入金として1億9,462万7,000円を計上しております。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君）　ここで暫時休憩します。2時45分になったならば会場にお詰めください。黙祷をお願いしたいと思います。

—————○—————

休憩　午後2時21分

再開　午後2時45分

—————○—————

○議長（岡本精二君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

まもなく東日本大震災の発生した午後2時46分になります。震災により犠牲となられた全ての方々に対し、黙祷を捧げたいと思いますので、全員起立をお願いします。黙祷。

（黙祷）

○議長（岡本精二君）　黙祷やめ。御協力ありがとうございました。着席。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君）　異議なしと認め、本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでございました。

—————○—————

散会　午後2時47分

第 1 回五木村議会定例会会議録

令和 6 年 3 月 12 日（火）開会

（ 第 5 日 ）

五 木 村 議 会

令和6年第1回五木村議会定例会（第3号）

令和6年3月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1 議案説明（議案第33号から）

日程第2 質疑

日程第3 討論

日程第4 採決

2. 出席議員は次のとおりである。（7名）

1番 園 田 良 治 君

2番 早 田 吉 臣 君

3番 中 村 俊 也 君

4番 川 邊 正 美 君

5番 田 山 淳 士 君

6番 藤 本 新 一 君

8番 岡 本 精 二 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

7番 西 村 久 徳 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村 長 木 下 丈 二 君

総務課長補佐 平 岡 丈 太 君

ダム対策課長 麦 田 健一郎 君

保健福祉課長 高 田 孝 浩 君

住民税務課長 北 原 仁 司 君

産業振興課長 土 肥 博 司 君

建 設 課 長 豊 永 勝 彦 君

会 計 管 理 者 大 岩 留 美 君

教 育 長 西 龍三郎 君

教 育 課 長 木 野 徹 也 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

議会事務局長 土 肥 整 二 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 起立、礼、おはようございます。着席。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 議案説明（議案第33号から）

○議長（岡本精二君） 日程第1 議案説明に入ります。

昨日まで議案第32号を終わっておりますので、議案第33号及び議案第34号の説明を求めます。豊永建設課長。

○建設課長（豊永勝彦君） おはようございます。それでは、議案第33号について説明をさせていただきます。

大変申し訳ありません、資料の確認ですけれども、2部資料のほうを配付をさせていただいております。こちらの資料も併せて見ていただきながら説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

まず、予算書1ページでございます。総則です。第2条、業務の予定量でございます。給水戸数が282戸、年間総給水量5万9,393立米、1日平均給水量162立米を見込んでおります。こちらの数値につきましては、給水戸数につきましては、令和6年2月1日時点でございます。また、年間総給水量と1日平均給水量につきましては、令和5年2月から令和6年1月までの集計による数値でございます。主要な建設改良事業、配水管整備事業としまして、小鶴地区の配水管整備事業を5,460万円を予定しております。

次に、収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入の第1款簡易水道事業収益6,043万7,000円を計上しております。支出の第2款簡易水道事業費用5,609万3,000円を計上しております。公会計の初年度予算となっておりますので、前年度予算が3月末で打ち切り決算となります。料金の収入などの未確定部分を加味いたしまして、収入額を434万4,000円と支出額より多くしております。

続きまして、資本的収入及び支出、第4条資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額463万8,000円は、引継金463万8,000円で補填するものとしております。こちらが建設工事関係の項目となっております。収入の第3款資本的収入5,620万7,000円を計上しております。支出の第4

款資本的支出6,884万5,000円を計上しております。

なお、不足額463万8,000円は、先ほど申し上げました引継金で補填するものとしております。

次に、2ページを御覧ください。特例的収入及び支出、第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ100万円及び161万1,000円である。

これは、前年度が打ち切り決算となるため特例条項として設けております。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

簡易水道事業として3,000万円を限度額としております。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は、5,460万円と定める。

こちらにつきましては、建設工事費の事業費と同額としております。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失との間。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費で1,115万5,000円です。

他会計からの補助金、第9条、簡易水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,838万1,000円である。

たな卸資産購入限度額、第10条、たな卸資産の購入限度額は、38万1,000円と定める。

次に、令和6年度五木村簡易水道事業会計予算実施計画となります。

6ページをお願いします。6ページが収益的収入及び支出の予算額となっております。7ページが資本的収入及び支出についての予算額となっております。この予算額につきましては、後ほど事項別明細のほうで説明をいたします。

8ページをお願いします。8ページにつきましては、予定キャッシュフロー計算書になります。年間の業務活動、投資活動、財務活動、それぞれの金額の動きを示したものでございます。

9ページから12ページにつきましては、給与費明細になります。こちらは後ほど御覧ください。

13ページをお願いします。13ページから14ページにつきましては、令和6年度簡易水道事業の開始時点での財務状況を想定した予定貸借対照表となります。開始時

点での資産の合計は、13ページの右下の4億3,718万1,147円としております。

次に、15ページをお願いします。15ページから16ページにつきましては、令和6年度中に1年間の事業活動を行った上で、令和7年3月31日現在での決算見込みを行った予定貸借対照表となっております。予定といたしましては、15ページの右下に総資産の合計がございます。資産合計は4億7,374万3,211円を資産合計として見込んでおります。

続きまして、17ページをお願いします。17ページから22ページまでは、収益的収入及び支出の予算事項別明細書です。23ページが資本的収入及び支出の予算事項別明細となります。

それでは、17ページを御覧ください。まず、資本的収入及び支出の収入です。款項目、本年度予算額を読み上げます。1簡易水道事業収益、1営業収益で1給水収益と3その他営業収益を合わせまして1,129万1,000円です。次に、2の営業外収益で2の他会計補助金から消費税及び地方消費税還付金を合わせまして4,914万6,000円です。

18ページを御覧ください。こちらは支出です。こちらも款項目、本年度の予算額を読み上げます。2款簡易水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費で11備用品費から19ページの33保険料を合わせまして1,914万1,000円です。2目配水及び給水費で17委託料から26材料費、合わせまして90万1,000円です。

20ページを御覧ください。4目総係費で1給料から21ページの33保険料、合わせまして1,541万1,000円です。ここで21ページの17節委託料につきまして、今回、新たに会計支援業務委託料と会計システム運用保守業務委託料につきましては、来年度からの公会計移行に伴う委託料でございます。5目で減価償却費で有形固定資産減価償却費としまして1,806万3,000円です。

次に、22ページを御覧ください。2項で営業外費用です。1目支払利息及び企業債取扱諸費124万2,000円です。次に3項で特別損失、5目その他特別損失出128万5,000円です。こちらにつきましては、自然災害等におきまして施設の被害等が発生した場合の予定の損失額でございます。次に、4項予備費、1目予備費で5万円です。

23ページを御覧ください。資本的入及び支出でございます。こちらも款項目、本年度予算額を読み上げます。まず収入です。3款の資本的収入、1項企業債、1目建設改良企業債3,000万円です。2項補助金で、1目国庫補助金と3目他会計補助金を合わせまして2,620万6,000円です。4項工事負担金、1目工事負担金で1,000円です。

次に支出です。4款資本的支出、1項建設課利用費、1目建設改良費で5,460万

円です。2項固定資産購入費、1目有形固定資産購入費60万円です。こちらにつきましては、備品の購入でございまして、水道管の漏水調査をする際の使用する機材のほうを購入する予定でございます。3項企業債償還金、1目建設改良企業債償還金で564万5,000円でございます。

ここで資料を配付させていただいております、こちらの簡易水道事業会計の当初予算説明書、昨日配付させていただきました資料のほうのA4横のペーパーのほうを見ていただければと思います。こちらのほうに、今回、簡易水道事業会計の仕組みということで、特別会計と公営企業会計の違いということで資料をつくらせていただきました。こちらの資料を説明させていただきます。資料の見方といたしましては、左側が令和5年度の特別会計予算の内容でございまして、総額が9,167万6,000円でございます。これは当初予算でございます。真ん中が令和6年度がこれまで同様で特別会計であった場合の予算額ということになります。その場合の予算額が9,809万円でございます。この段階で令和5年度と令和6年度を比較いたしますと、641万4,000円増額をしておるところでございます。増減の額の内訳といたしましては、営業費用で1,310万7,000円の増、償還利子で103万3,000円の増、工事請負費で1,190万円の減、購入費で60万円の増と償還元金で357万4,000円の増ということになっております。営業費用で特別会計になかった、先ほど御説明しましたけども、会計支援業務委託料と会計システム運用保守業務委託料と合わせまして、今回、小鶴、頭地、宮園の施設の修繕料が増加をしたものでございます。この9,809万円が、今回、公営企業に移行するということで、その会計内容が一番右側の今回の公営企業会計予算となっております。支出の予定額が1億1,693万8,000円となっております。この差額の増額分1,884万8,000円の内訳は、今回増えました減価償却費の1,806万3,000円と引当金繰入額としましての78万5,000円の合計額でございます。ただし、この減価償却費と引当金繰入額は令和6年度には実際には現金としては支出をしない金額でございます。

また、収入におきましても長期前受金戻入ということで1,552万1,000円と消費税の還付金、これは令和7年度の還付額でございますが、88万9,000円ということで収入を見込んでおりますが、実際には現金としては収入されない金額でございます。

この収支の予定額の、先ほど申し上げました減価償却費と引当金繰入額の合計額1,884万8,000円と収入予定額の長期前受金戻入と消費税の還付金の合計額1,641万円の差額243万8,000円、こちらに3条及び4条の合計額の収支マイナス29万4,000円となっておりますので、これを合わせた額、実際の収支としては214万4,000円となります。この214万4,000円が公会計に移行したことによりまして、この現金を将来に向けて積み立てていくという流れでございます。ただし、もちろん一般会計か

らの繰出金の現金につきましては、公会計に移行したことによって繰出金が増額にはなっているというところでございます。

以上で、議案第33号について説明を終わります。

続きまして、議案第34号について説明をいたします。

こちらにつきましても、先ほどの配付をさせていただいております2種類の資料を見ていただきながら説明をさせていただきます。令和6年度五木村農業集落排水事業会計予算。公会計移行によりまして、令和6年度から農業集落排水事業会計としております。

1ページを御覧ください。第1条が総則です。第2条、業務の予定量を定めております。排水戸数が51戸、年間総排水量9,511立米、1日平均排水量26立米を見込んでおります。こちらにつきましては、先ほど簡易水道事業でもお話ししたように、戸数につきましては、令和6年2月1日現在の戸数です。排水量につきましては、令和5年1月から12月までの集計によるものでございます。

次に、収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、次のとおり定める。

収入の第1款農業集落排水事業収益2,270万円を計上しております。支出の第2款農業集落排水事業費用2,251万3,000円を計上しております。こちらも公会計の初年度予算となるところでございます。前年度の予算額が3月末で打ち切り決算となりますので、料金収入等の未確定部分の加味をしまして、収入額を18万7,000円と支出額より多くしております。

次に、資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入の第3款資本的収入751万7,000円を計上しております。支出の第4款資本的支出751万6,000円を計上しております。

2ページを御覧ください。特例的収入及び支出、第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払い金の金額は、それぞれ1万円と253万2,000円である。こちらは前年度が打ち切り決算となるために特例条項として設けております。

一時借入金、一時借入金の限度額は300万円と定める。この300万円につきましては、予算規模の1割程度としております。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失との間。

他会計からの補助金、第7条、農業集落排水事業に助成するため、一般会計から

この会計へ補助を受ける金額は、2,257万3,000円である。

次に、令和6年度五木村農業集落排水事業会計の予定実施計画となります。

6ページをお願いします。6ページが収益的収入及び支出についての予算額となっております。7ページのほうが資本的収入及び支出の予算額となっております。この予算額につきましては、後ほど事項別明細のほうで説明をいたします。

8ページをお願いします。8ページが予定キャッシュフローの計算になります。年間の業務活動、投資活動、財務活動、それぞれの金額の動きを示したものでございます。

9ページをお願いします。9ページから10ページにつきましては、令和6年度農業集落排水事業の開始時点での財務状況を想定した予定貸借対照表となります。9ページの右下のほうに1億7,407万8,635円、こちらが資産の合計額となっております。

11ページをお願いします。11ページから12ページにつきましては、令和6年度中に1年間の事業活動を行った上での令和7年3月31日現在での決算見込みを行った予定貸借対照表となっております。予定といたしましては、11ページの右下に記載しております1億6,929万2,551円の予定の合計資産額を見込んでおります。

次に、13ページから15ページまでが収益的収入及び支出についての事項別明細書でございます。16ページが資本的収入及び支出の事項別明細書として計上をしております。

それでは、13ページを御覧ください。収益的収入及び支出の収入です。款項目、本年度予算額を読み上げます。1 農業集落排水事業収益、1 営業収益、1 集落排水処理使用料と4のその他営業収益を合わせまして266万5,000円です。次に、2 営業外収益、2 他会計補助金と4 長期前受金戻入を合わせまして2,003万5,000円です。

14ページを御覧ください。支出です。こちらも款項目、本年度の予定額を読み上げます。2 款農業集落排水事業費用、1 項営業費用で1 目管渠費、節の修繕費で20万円です。2 目ポンプ場費で光熱水費から保険料を合わせまして70万9,000円です。3 目処理場費で光熱水費から保険料を合わせまして589万8,000円です。4 目総係費で旅費から15ページの負担金まで合わせまして473万1,000円です。ここで17節の委託料につきましては、先ほどの簡易水道会計でもございましたけども、会計支援業務委託料と会計システム保守業務委託料については、今回の公会計移行に伴う委託料でございます。5 目で減価償却費で有形固定資産減価償却費としまして819万円でございます。次に、2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費100万1,000円です。2 目で消費税及び地方消費税128万4,000円です。次に、3 項で特別損失、5 目その他特別損失のほうで50万円です。

16ページを御覧ください。資本的収入及び支出です。こちらも款項目と本年度予定額を読み上げます。まず収入です。3款資本的収入、3項他会計負担金、1目他会計負担金で751万6,000円です。4項負担金及び分担金、3目工事負担金で1,000円です。

次に、支出です。4款資本的支出、3項企業債償還金、1目建設改良企業債償還金で751万6,000円でございます。

ここで簡水でも御説明をいたしました、農業集落排水事業会計予算説明書の最後のページのA3の横のペーパーを見ていただければと思います。こちらにつきましても先ほどと同様でございますが、農業集落排水事業会計の仕組みということで、特別会計と公営企業会計の違いということで資料をつくっております。

まず、左側のほうが令和5年度の当初の農業集落排水事業の予算額でございます。1,182万6,000円でございます。真ん中が令和6年度が特別会計であった場合の予算額ということでございます。総額が2,055万5,000円です。この段階で令和5年度と令和6年度を比較をいたしますと872万9,000円、今回増額となっております。増額の内訳といたしましては、営業費用ということで550万1,000円の増と償還利子で38万9,000円の増と償還元金が328万9,000円増額となっているところでございます。営業費用につきましては、先ほどから言っておりますが、特別会計になかった会計支援業務委託料と会計システム運用保守業務委託料、それに消費税分が増額をいたしまして、償還金が増額したものでございます。この2,055万5,000円が、今回、公営企業会計に移行するという、一番右側の資料となります。予定の予算額が3,002万9,000円となります。今回、この差額947万4,000円の内訳が減価償却費の819万円、それと令和7年度分の消費税の128万4,000円でございます。こちらにつきましては、消費税が簡水とはまた違いますけども、今回消費税を計上しておりますけども、公営企業会計というのが発生主義という考え方なので、今年度発生した消費税については予算を計上するということになっております。実際は、消費税につきましては令和7年度に申告をするわけですが、その分も令和6年度に予算に計上するという考え方であるためです。この減価償却費と消費税額につきましては、令和6年度、実際には現金としては支出はしない金額でございます。

また、収入におきましても、この長期前受金戻入497万8,000円、こちらにも実際に現金としては収入をしない金額でございます。この支出の予定額の減価償却費と消費税額の合計額947万4,000円と収入予定額の長期前受金戻入の497万8,000円、この差額449万6,000円に3条、4条の収支の18万8,000円を合わせました金額が実際の収支ということで、468万4,000円となります。この現金を公会計移行によりまして、将来に向けて積立をしていくというものでございます。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 以上で、議案の説明が終わりました。

—————○—————

日程第2 質疑

○議長（岡本精二君） 日程第2 これから質疑を行います。議案書お手元にありますでしょうか。

議案第3号から質疑を行います。議案第3号の質疑ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号の質疑を行います。質疑ございませんか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） この16号ですが、600万円ぐらい減額をされておりますが、この機器の見積りは正しかったと思っておりますが、これだけ単価が安くなってこういう600万円の減ということになったのか、ちょっとその辺を詳しく御説明お願いします。

○議長（岡本精二君） 平岡総務課長補佐。

○総務課長補佐（平岡丈太君） お答えします。

減額の原因につきましては、現地調査の結果によりまして、対象の世帯が当初354世帯を想定しておりましたけれども、世帯のほうで304世帯に減ったということによる減額の理由になっております。

○議長（岡本精二君） ようございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第17号の質疑を終わります。

議案第18号は先議をしておりますので、可決されております。

議案第19号に入ります。特別会計でございます。質疑ございませんか。これは歳入歳出併せて質疑を行います。歳入6ページ、歳出7ページ、8ページ、ございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号の質疑を行います。これも歳入歳出全款にわたって行います。

歳入6ページ、歳出7ページ、質疑ございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号の質疑を行います。これは歳入歳出に分けて行います。まず歳出9ページから10ページ、開けていただきますようお願いします。質疑ございませんか。歳出11ページ、ございませんか。

これで歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入に移ります。6ページ、お願いします。質疑ございませんか。7ページ、8ページ。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号の質疑を行います。これも歳入歳出全款にわたって行います。歳入6ページ、歳出7ページをお開けください。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号の質疑を行います。これも歳入歳出全款にわたって行います。歳入6ページ、歳出7ページ、お願いします。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第24号の質疑を行います。これも歳入歳出全款にわたって行います。歳入6ページ、歳出7ページをお開けください。質疑ございませんか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） この情報会計、歳出で見るとケーブルセンターの機器改修工事代が2,000万円ほど、また、そのことで一般会計からの繰入が減額になっておりますが、この内訳はたぶん聞いたと思いますが、確認をちょっとしたいものですから御説明よろしくをお願いします。

○議長（岡本精二君） 平岡総務課長補佐。

○総務課長補佐（平岡丈太君） お答えします。

減額2,060万円の内訳としましては、告知放送システム改修工事、先ほど御質問ありましたけれども、この分で1,020万円の減額になっております。

次に、ケーブルテレビセンター機器改修工事として1,040万円、合わせて2,060万円の減額というふうになっております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今答えがそうだということですが、初歩的な見積りがちょっと

誤差があったと思うんですが、それはどういうふうに、約四、五十件ちょっと減ったということでこの数字に出ているわけですが、当初の見積りが間違ってたのか、また実際にそういう数だったのか分かったらよろしく。

○議長（岡本精二君） 平岡総務課長補佐。

○総務課長補佐（平岡丈太君） お答えします。

告知放送システムの改修工事につきましては、減額となった原因につきましては、世帯数が減ったということで、機器等の変更が特にあったということによる減額ではございません。減額の理由としましては、対象の世帯数が減ったということになっております。

次に、ケーブルテレビセンターの機器改修工事、こちらのほうの減額につきましては、当初見積りを取った後に、実際、改修工事を行いまして、その中で改修の必要のないもの等々の精査等がありまして、それによる減額分というものも含まれております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 同じようなことですが、世帯数がかなり減ったという意識を感じたわけですね。だから、それぐらいの件数とかというのじゃなくて何十件か減ってると思うんですが、最初のそういう調査、また見積りでこの予算を最初立ててこれだけ減額になったということは、それだけ戸数が減った。その内訳は、最初の見通しが甘かったというかいろいろあるんですが考えは、その辺りがもし分かれば戸数が減ったという理由、よろしくお願いします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、世帯数が実際は減って減額をしたという結果になっておりますけれども、当初予算を組むときに、五木全体の予算でありますので大まかに世帯数掛けるということでやっております、実際、今日、竹村課長は出席しておりませんけれども、よくありますように告知端末、いろんな情報系にしましても、世帯によってはもううちに取り付け得てはくれるなとか、いろんな状況が発生しております。そういうものと空き家の実際もう病院に行かれていなかったとかいろんな状況がありまして、当初、設定した数よりも減ってきたということでありまして、これについては、五木の大事な情報源になってきますので、これについてはまた各世帯にお願いをしながら努めていきたいというふうには思っております。

○議長（岡本精二君） ようございますか。ほかにございませんか。

質疑なしと認め、これで議案第24号の質疑を終わります。

○議長（岡本精二君） ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時04分

再開 午前11時22分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから令和6年度の予算に入りますが、一般会計については明日、全員協議会の中でいろいろと検討をするということにしておりますので、26号から質疑に入りたいと思います。国民健康保険からお願いをしたいと思います。これは歳入歳出に分けて行います。まず、歳出11ページをお願い申し上げます。質疑ございませんか。12、13ページ。14、15ページ。16、17ページ。18、19ページ。歳出についての質疑ございませんか。これで歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入に移ります。7ページ、お願いいたします。8ページ、9ページ。10ページまで、ございませんか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 歳入で最初に言えばよかったんですが、7ページで一般被保険者国民健康保険税が300万ほど減額になっておりますが、この内訳をちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 北原住民税務課長。

○住民税務課長（北原仁司君） お答えいたします。

昨年6月の定例会のときに条例案で変更しましたが、保険料を下げておりますので、その分が今回反映されておりますので、前年度と比べまして保険料の減額となっております。

以上です。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

それでは、質疑なしと認め、これで議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号の質疑を行います。これは歳入歳出全款にわたって行います。歳入6ページ、歳出7ページをお開けください。質疑ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案第28号の質疑を行います。これは歳入歳出分けて行います。まず、歳出12ページをお願いいたします。12、13ページ、質疑ございませんか。14、15。16、17ページ。18、19ページ。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 私は18ページの地域支援事業費で、12節の集団健康教育業務委託料でげんぞう会ということでございますが、過去の令和4年度、また令和5年度、そして今回は当初が前年比の比較でゼロですが、げんぞう会に出席される方の人員

の推移というのは、今どうなっているのかちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君）お答えいたします。

げんぞう会につきましては、頭地、宮園、小鶴、平沢津、瀬目、三浦、下梶原、平瀬地区、村内8カ所で実施をしておりますところでございます。毎週火曜日と木曜日に実施をしているところでございます。令和3年度、4年度については、コロナ禍でなかなか実施が出来なかったという経緯もございますけれども、令和5年度につきましては、現在のところ157回を実施見込みでございます。すみません、令和3年度、4年度については、ちょっと数字を持ち合わせておりませんので、後ほど実績については報告をさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（岡本精二君） 歳出関係ございませんか。6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） ちょっとお尋ねします。18ページの負担金、補助金の中で通いの場活動補助金というのがありますが、これがどういうものかちょっとお聞かせいただければ。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君）お答えいたします。

通いの場の補助金ということで17万円を計上いたしておりますが、現在、通いの場を実施している地区につきましては、頭地、山口、下梶原ということと、今後実施予定ということで小鶴、下梶原、平瀬ということで予定をしておりますところでございますけれども、こちらの内容については、集いの場ということでサロンの場所ということで、いろいろと筋力の低下とかそういうものを防止するために体操とかそのようなものをやっていたらいい場でございます。備品等の購入でありますとか活動費ということで助成をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。これで歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入に移ります。7ページ、お願いします。質疑ございませんか。8ページ、9ページ。10ページ、11ページ、ございませんか。ほかのページで質疑ございませんか。

それでは、質疑なしと認め、これで議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号の質疑を行います。これは歳入歳出に分けて行います。まず、歳出8ページ、お願いいたします。ございませんか。4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） 歳出のところの下谷水道施設ろ過膜取替修繕料100万ですか上

げてありますが、3年に1回ぐらいの交換というふうにこの間説明を受けましたけれども、令和5年度の特別会計の補正で7万7,000円減額をしてありますけども、あれの修繕とは全然違うわけですか。

○議長（岡本精二君） 豊永建設課長。

○建設課長（豊永勝彦君） お答えします。

今御質問の補正予算の修繕とは別に、今回2年ぶりに膜ろ過を交換すると、新たな修繕料の金額でございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。9ページ。これで歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入に移ります。6ページ、7ページ、質疑ございませんか。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 6ページの使用料がちょっと昨年度よりは減ってるんですが、これは何か理由があるのかどうか。

○議長（岡本精二君） 豊永建設課長。

○建設課長（豊永勝彦君） お答えします。

前年度から7万2,000円の減額で当初予算のほうを計上させていただいておりますが、こちらにつきましては、世帯数の変化、転移数等があって加入者数の減で、現状の数字で積算をしたということでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。7ページ。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 私は7ページで繰入金でございますが、一般会計からということで、前年度よりも令和6年度は84万6,000円ほど減額になっております。また、今いろいろな水道又は下水道の管理ということで、今いろいろな物価とか等々が上がってるということで、今回の84万ぐらいですが、これで代替地の上下水道の運営に影響がないのかどうかちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 豊永建設課長。

○建設課長（豊永勝彦君） お答えします。

ただいま御質問の歳入の84万6,000円の減額でございます。繰入金ということで、繰入金につきましては歳出予算の収入で不足した分につきまして繰入を一般会計からお願いしてる分でございます。今回、歳出と収入のバランスを考えまして繰入金を減額したということでございまして、支障がないかということでございますけども、特にそれはないということでございます。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今さっき、2番議員さんから質問がありましたが、使用料で戸数の減少ということだったんですが、今回、令和6年度、そういうことを考えると、私はどうかな。途中で補正をすればいいという安易な考えかも知れませんが、そういうことはないと思いますが、もう一遍、このバランスというのはどこに重点を置いているのかちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 豊永建設課長。

○建設課長（豊永勝彦君） お答えします。

先ほど申しましたように、一般会計からの繰入金につきましては、歳出予算の不足分を繰り入れてるということで、歳出予算のほう下水道管理費等で、昨年度からすると300万円程度減額になっておりまして、全体予算額も減額ということで、先ほどの使用料の収入につきましては、あそこに村営住宅がございますけども、村営住宅の転居者が数名いらっしゃった関係で、この数万円程度の歳入の使用料の減額にはなってるところでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） 何かほかにございませんか。

それでは、質疑なしと認め、これで議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号の質疑を行います。これは歳入歳出に分けて行います。まず、歳出9ページ、10ページ、お願いします。ございませんか。これで歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入について質疑を行います。6ページ、8ページ、お願いします。質疑ございませんか。

それでは、質疑なしと認め、これで議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号の質疑を行います。これは歳入歳出分けて行います。まず、歳出8ページ、お願いします。質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） これで歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入に移ります。6ページ、7ページ、質疑ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） それでは、質疑なしと認め、これで議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案第32号の質疑を行います。これは歳入歳出分けて行います。まず、歳出8ページ、9ページ、お願いいたします。質疑ございませんか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） この放送番組審議会報酬とか費用弁償ですが、この放送審議会にいろいろな村民からの御意見とか、これはちょっと違いますが、いろいろ番組の

中の要望とか、言えば、一例を上げれば、同じものをずっと流すとか云々とかいろいろ私は聞くんですが、この辺りの審議会にそういう村民からの御意見とかいろいろ聞いておるのか。また、その対応はどうしているのかちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、放送審議会等については、定期的に集まっていただきまして、今放送しておりますいつきちゃんネルとか、その内容等について、今議員おっしゃるようないろんな御意見が役場のほうにも伝わってきますので、それについてはしっかり今審議をしていただいて、あと、いろんな番組の構成等も担当と打ち合わせをしながら、会議を持ちながら今やっております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 9ページの告知タブレットの導入及び設置工事1億8,000万ですが、これのスケジュールというか、そういったものはどんなふうになってるのか。このタブレットを使用するに当たり、やっぱり住民への使用の仕方とかそういったのを説明が必要だと思うので、設置工事したがそれは利用出来なかったら何も意味がありませんので、そのタイムテーブルというかスケジュールみたいなのがあったらお伺いしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 平岡総務課長補佐。

○総務課長補佐（平岡丈太君） お答えします。

来年度のスケジュールにつきましては、まだ詳しい明確なスケジュールは立っておりませんけれども、一応、来年プロポーザル入札方式におきまして業者の決定を行いまして、その後、配付の対象は全世帯を対象にしておりますけれども、アンケート等により必要な世帯へ設置を行っていくというところで考えております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 工事のプロポーザルとかそういうのをやるんですけど、大体どれくらいの時期にそれが終わり、住民が使えるのはどれくらいの時期なのかと、おおよそのスケジュールでいいですので、その辺を伺いたいと思います。

○議長（岡本精二君） 平岡総務課長補佐。

○総務課長補佐（平岡丈太君） お答えします。

先ほどの入札の時期等につきましても、まだ明確に何月ごろというふうなことは決まっておりますけれども、年度の前半で行いまして、その後、周知等々も行いまして、年度内には設置をするという計画にしております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） タブレットには一応電話機能が付いてるんですけど、その後、

I P電話を両方とも使えるようにするのか。それとも片方はもうやめるのか、そういった計画はどうなってるのか。両方とも併用していくのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君）　ここで暫時休憩します。

—————○—————

休憩　午前11時56分

再開　午前11時58分

—————○—————

○議長（岡本精二君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

歳出についての質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君）　それでは歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入に移ります。6ページ、7ページ、質疑ございませんか。

それでは、質疑なしと認め、これで議案第32号の質疑を終わります。

○議長（岡本精二君）　ここで暫時休憩します。午後1時から再開します。

—————○—————

休憩　午前11時59分

再開　午後1時00分

—————○—————

○議長（岡本精二君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第33号の質疑を行います。これは先ほど説明がありましたが、収益的収入及び支出の基本的収入及び支出に分けて行います。まずは、収益的収入の17ページからお願いをします。質疑ございませんか。18、19ページ、ございませんか。20、21ページ。22ページ。

ございませんでしたならば、次に、基本的収入及び支出について、23ページでございまして。ございませんか。全款にわたって何か質疑ございませんですか。6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君）　ちょっとお尋ねしますが、この資産の部で、全部資産合計が4,800かな、この積み上げはどんなふうなことで積み上げてあるのかな、これ。

○議長（岡本精二君）　豊永建設課長。

○建設課長（豊永勝彦君）　お答えします。

ただいまの質問で貸借対照表のほうに資産の合計ということで、4億3,718万1,000円というふうに記載をしておりますが、これの積み上げにつきましては、簡易水道施設の配水管なり導水管なりろ過施設なり、それを建設当時の費用、それを

1 個 1 個全て全部積み上げまして、その総資産額で計算をしたわけです。それを令和 4 年度の業務委託でこの資産の評価をしていただいた業務報告書があります。その数字でございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

それでは、質疑なしと認め、これで議案第 33 号の質疑を終わります。

次に、議案第 34 号の質疑を行います。これは収益的収入及び支出、基本的収入及び支出に分けて行います。まずは、収益的収入 13 ページからお願いします。ございませんか。支出の 14、15 ページ、ございませんか。3 番、中村議員。

○3 番（中村俊也君） 今回、公営企業会計に移行ということで、こういう収支とかいろいろなことでございますが、農業集落もまた前の簡易水道もそういう事業運営にかなり厳しいという状況は変わらないと思います。また、この両方とも基金もあまりないということで、この公営企業会計に移る、たぶん恩典とかはないと思います、これは実際の数字ですから。今からそういうことが普通になると思いますが、簡易水道ももちろんですが、この農集も今からどういう経営をまたしていくのか。かなり使用料とかいろいろ、もうそれは固定である程度予測が出来ますが、今からどうやって収支のバランス、またいろいろな経営をしていくのかちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 豊永建設課長。

○建設課長（豊永勝彦君） お答えします。

農業集落排水事業につきましては、令和 6 年度から公営企業会計に移行した中で、実質、先ほど説明いたしました収支の中の 400 万程度を、今後将来のための施設整備等の負担として積み立てていくという考え方をしているわけでございます。ただ、この 10 年以内ぐらいに施設整備辺りがだいぶ改修辺りも出てまいります。ですから、ただ 1 年に 400 万貯めても 10 年で 4,000 万ということで、まだまだ財源的には非常に厳しい状況が続こうと思いますので、そもそものこの農業集落排水の事業のあり方、それも今後議論していく必要があるかなと思っております。

以上です。

○議長（岡本精二君） 3 番、中村議員。

○3 番（中村俊也君） なかなか将来のことが不安材料がいっぱい。これ以前にもいろいろ農集も、また簡易水道はもう終わったんですが、いろいろな修理代とか不慮の出費というのがかなり現在は出ております。これを思えばこの将来は、村長もですけども、いろいろな簡易水道ももちろんですけどこの農集も将来的にどういう経営をしていくのか。また、一般会計からの繰越というののもかなり現在まで目立ちますが、どうやって運営をやっていくのかちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今農業集落排水事業のあり方、また、公会計に移行したということで、今担当課長のほうからいろいろ説明をさせていただいております。そういう中で、簡易水道も含めてですけども、水道施設等の、言えば村民の生活に直結するライフライン的なものについての維持管理のあり方。昨日、一般質問等でもありましたように、公共施設等についてはインフラ整備とあと施設ということで分けて今総合的な計画はしておりますけども、個別的なものについての将来のあり方等については、非常に生活に密着しておりますので、急に方向転換等は出来ないとは思いますが、そういう現状を十分把握しながら、特に農業集落排水事業等については、今宮園地区のほうで展開されておりますので、そういうものについて、今回、基盤整備等も大規模に県の河川のほうで行われるというふうに今計画されておりますので、そういうものも含めて総合的にそういう事業等の比較をしながら管理計画が出来ればというふうには思っております。これについては、もう当然、地元の住民の方の理解がないと大幅なことは出来ませんので、そういうものを含めてこれから検討が出来ればというふうに思っております。

それと、また頭地辺りの代替地施設の上下水道等についても、今国のほうでも20年経ったということで、いろんな代替地における上下水道については、抜本的なことを考えたいということも話も聞いておりますので、そういうものを含めて国・県といろんな協議をしながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 16ページの基本的収入及び支出についてないですか、質疑。ただいま3番議員のほうから全体的な農業集落関係等についての質問がございました。その答弁等ございましたが、ほかに農業集落排水関係等についてございませんか。

ないようでしたらば、それでは、質疑なしと認め、これで議案第34号の質疑を終わります。

議案に対する質疑が終了しました。議案に対する質疑というのは、25号については明日説明をしていただくようにしておりますので、全体的な質疑は25号だけ残っております。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、本日はこれで散会いたしたいと思います。お疲れさまでございました。

—————○—————

散会 午後1時16分

第 1 回五木村議会定例会会議録

令和 6 年 3 月 13 日（水）開会

（ 第 6 日 ）

五 木 村 議 会

令和6年第1回五木村議会定例会（第4号）

令和6年3月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1 質疑（議案第25号から）

日程第2 討論

日程第3 採決

2. 出席議員は次のとおりである。（7名）

1番 園 田 良 治 君

2番 早 田 吉 臣 君

3番 中 村 俊 也 君

4番 川 邊 正 美 君

5番 田 山 淳 士 君

6番 藤 本 新 一 君

8番 岡 本 精 二 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

7番 西 村 久 徳 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村 長 木 下 丈 二 君

総務課長補佐 平 岡 丈 太 君

ダム対策課長 麦 田 健一郎 君

保健福祉課長 高 田 孝 浩 君

住民税務課長 北 原 仁 司 君

産業振興課長 土 肥 博 司 君

建 設 課 長 豊 永 勝 彦 君

会 計 管 理 者 大 岩 留 美 君

教 育 長 西 龍三郎 君

教 育 課 長 木 野 徹 也 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

議会事務局長 土 肥 整 二 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 起立、礼、おはようございます。着席。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより暫時休憩をいたします。会議室に移動をお願いを申し上げます。

-----○-----

休憩 午前10時00分

再開 午後4時15分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日はこれで散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後4時15分

第 1 回五木村議会定例会会議録

令和 6 年 3 月 14 日（木）開会

（ 第 7 日 ）

五 木 村 議 会

令和6年第1回五木村議会定例会（第5号）

令和6年3月14日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

議案審議

2. 出席議員は次のとおりである。（7名）

- 1 番 園 田 良 治 君
- 2 番 早 田 吉 臣 君
- 3 番 中 村 俊 也 君
- 4 番 川 邊 正 美 君
- 5 番 田 山 淳 士 君
- 6 番 藤 本 新 一 君
- 8 番 岡 本 精 二 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 7 番 西 村 久 徳 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

- 村 長 木 下 丈 二 君
- 総務課長補佐 平 岡 丈 太 君
- ダム対策課長 麦 田 健一郎 君
- 保健福祉課長 高 田 孝 浩 君
- 住民税務課長 北 原 仁 司 君
- 産業振興課長 土 肥 博 司 君
- 建 設 課 長 豊 永 勝 彦 君
- 会 計 管 理 者 大 岩 留 美 君
- 教 育 長 西 龍三郎 君
- 教 育 課 長 木 野 徹 也 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

- 議会事務局長 土 肥 整 二 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 起立、礼、おはようございます。着席。

これより本日の会議を開きます。

お諮りします。本日はこれで散会をし、議会全員協議会を開催したいと思います
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前10時00分

第 1 回五木村議会定例会会議録

令和 6 年 3 月 15 日（金）開会

（ 第 8 日 ）

五 木 村 議 会

令和6年第1回五木村議会定例会（第6号）

令和6年3月15日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 議案第35号 五木村教育長の選任について
- 日程第2 議案第36号 指定管理者の指定について（道の駅 子守唄の里五木）
- 日程第3 議案第37号 指定管理者の指定について
（五木村コテージ及び森の遊び場）
- 日程第4 質疑
- 日程第5 討論
- 日程第6 採決
- 日程第7 議員派遣について
- 日程第8 閉会中の継続審査・調査について

2. 出席議員は次のとおりである。（7名）

- 1番 園 田 良 治 君
- 2番 早 田 吉 臣 君
- 3番 中 村 俊 也 君
- 4番 川 邊 正 美 君
- 5番 田 山 淳 士 君
- 6番 藤 本 新 一 君
- 8番 岡 本 精 二 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 7番 西 村 久 徳 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

- 村 長 木 下 丈 二 君
- 総務課長補佐 平 岡 丈 太 君
- ダム対策課長 麦 田 健一郎 君
- 保健福祉課長 高 田 孝 浩 君
- 住民税務課長 北 原 仁 司 君

産業振興課長 土 肥 博 司 君
建 設 課 長 豊 永 勝 彦 君
会 計 管 理 者 大 岩 留 美 君
教 育 長 西 龍三郎 君
教 育 課 長 木 野 徹 也 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

議会事務局長 土 肥 整 二 君

開議 午前10時00分

—————○—————

○議長（岡本精二君） 起立、礼。おはようございます。着席。

これより、本日の会議を開きます。

ここでお諮りします。本日、村長より追加提案の申し出があっております。つきましては、直ちに議題としたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、早速、議題といたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

—————○—————

日程第1 議案第35号 五木村教育長の選任について

○議長（岡本精二君） 日程第1 議案第35号 五木村教育長の選任についての説明を求めます。木下村長。

○村長（木下丈二君） おはようございます。

それでは、議案第35号、五木村教育長の選任について。

下記の者を五木村教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。

住所、生年月日等については、お配りの資料等にご書いてございます。氏名、西龍三郎、現教育長でございます。

提案理由であります。教育長の任期が令和6年3月31日に満了することに伴い、新たに教育長を選任し、議会の同意を得る必要がある。これが提案の理由でございます。

現教育長につきましては、現在もしっかり教育行政を行っていただいております。また、これからのいろいろな五木村の教育の課題等については、義務教育のあり方、また小中一貫校等の課題もございますので、しっかりそれに知見を持って、また人物等も適格というふうに判断をしておりますので、提案いたすところでございます。よろしくお願いいたします。

—————○—————

日程第2 議案第36号 指定管理者の指定について（道の駅子守唄の里五木）

○議長（岡本精二君） 日程第2 議案第36号 指定管理者の指定についての説明を求めます。平岡総務課長補佐。

○総務課長補佐（平岡丈太君） 説明いたします。

議案第36号、指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

- 1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設、道の駅「子守唄の里五木」。
- 2、指定管理者となる団体の名称、株式会社子守唄の里五木。
- 3、指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで。

提案理由としまして、道の駅「子守唄の里五木」の設置及び管理に関する条例第3条の規定に基づき、当該公の施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

以上でございます。

—————○—————

日程第3 議案第37号 指定管理者の指定について

(五木村コテージ及び森の遊び場)

○議長（岡本精二君） 日程第3 議案第37号 指定管理者の指定について（五木村コテージ及び森の遊び場）についての説明を求めます。平岡総務課長補佐。

○総務課長補佐（平岡丈太君） 説明いたします。

議案第37号、指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

- 1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設、五木村コテージ及び森の遊び場。
- 2、指定管理者となる団体の名称、株式会社子守唄の里五木。
- 3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

提案理由としまして、五木村コテージ及び森の遊び場条例第3条の規定に基づき、当該公の施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

—————○—————

日程第4 質疑

○議長（岡本精二君） 日程第4 これから質疑を行います。

まず、議案第35号の質疑を行います。関係者に現教育長でございますので、除斥をお願いを申し上げたいと思っております。

(教育長 除斥)

○議長（岡本精二君） それでは、議案第35号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号の質疑を行います。質疑ございませんか。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） この議題の中で指定の期間、これは3年間となっておりますが、なぜ3年間になったのか。後のコテージの場合は5年間、また、社会福祉協議会のあそこも5年間となっておりますが、なぜこの差が出たのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

議案第36号の道の駅子守唄の里五木についての指定管理の期間でありますけども、今回、議会のほうにも一般会計のほうで上程しておりますけども、今、実施設計、物産館の改修等を行う計画になっております。その改修等については、令和6年度に行いたいと思っております、それを踏まえていろいろな取組をこの指定会社にはやっていただく中で、新しくなった物産館等について、それを踏まえて新たにまたいろいろな募集をかけて、新たな施設をまた活用していくもし団体がおられましたら、そういうものにも募集したいということで、今回、3年ということにしております。これは物産館の改修に起因するところであります。

あとのほかの施設等については改修等はありませんので、従来どおりの5年間ということで指定を決定しておるところでございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 改修が含まれるということなんですが、改修があるならば、その先のことを考えて改修するべきではないかなと思うんですが、出来たら私は長くしてもらって、その改修に合った店舗とかそういったのにすべきではないかと思うんですが、その辺どうお考えなのか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

あそこの物産館等の道の駅、交流施設、また温泉もですけども、出来てから20年という時間が経過しております、今回、やっと基本構想等のプロポーザルで提案をいただいた中で、やっと物産館等の財源等についても国の決定をいただいて、今回、令和6年度から取り組むことになっております。その中で長く今回の指定期間も5年ということでやればどうかという議員の御質問でありますけども、今回、絵は描いておりますけども、そういう中で、実際あれを動かしたときに、そういうものをいろんなまだ当然課題等も出てこようかと思っております。そういうものを令和6年度に改修をして、当然、あそこは仮店舗の今度は営業になってきますけども、令和6年度は。そうなりますと、令和7年度まで入って行くということになるかと思っております。そうしますと、やっぱり3年間という中でそういうものを整理させていただいて、新たにまた物産館、そういうものについては公募をかけるとい

うことが妥当かということで、そういう考えのもとに今回３年間の期間ということで提案をしているところでございます。

○議長（岡本精二君）　ここで暫時休憩します。

—————○—————

休憩　午前10時09分

再開　午前10時17分

—————○—————

○議長（岡本精二君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第36号について、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君）　質疑なしと認め、これで議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案第37号の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君）　質疑なしと認め、これで議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案第25号の質疑が残っておりますので、議案第25号の令和６年度五木村一般会計予算の質疑を行います。歳入歳出に分けて行います。予算書をお出してください。34ページから行います。議会費、ございませんか。36、37ページ、一般管理費、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君）　38、39ページ、ございませんか。40、41ページ、財産管理費。

42、43ページ、ダム対策費、企画費。44、45ページ、人材育成諸費。46、47ページ、生活交通対策費、地域おこし協力隊事業費。48、49ページ。50、51ページ。52、53ページ。54、55ページ。56、57ページ。58、59ページ。60、61ページ。62、63ページ。64、65ページ。66、67ページ。68、69ページ。70、71ページ。72、73ページ。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君）　70ページでよろしいですか。農林水産で18節のソバ活用推進助成金が出ておりますが、この資料を見ますと令和４年、令和５年、また収量も違いますが面積も違います。補助金も違うと思うんですが、この半減というかこうなった理由は何でこういうことになったのかちょっと教えていただけますか。

○議長（岡本精二君）　土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君）　お答えします。

こちらのソバ活用推進助成金につきましては、実績で出来たものに対する、流通に対する補助となっております。近年、生産者、実際生産したものから出来たものに対する助成をしております。主に獣害で減っているのがこの近年が多いと

ころになっております。台風被害等もソバの場合あるんですけども、この一、二年は台風被害はございませんけども、獣害で特に昨年は材面積が被害を受けて出荷がなかったということになりまして、かなり落ち込んだ状況になっております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 獣害、シカとかそういうので被害があってこういう結果になったということですが、生産者自体の数は変わらないけども、獣害の被害が一番この要因だったということですか。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

生産者につきましても、やはり高齢化で若干減ってきております。ですけども、一番大きい要因は面積的にも1人当たりの面積は大きい人がございますので、そういったもので獣害での出来が悪かったのが一番の量的には要因になっております。

○議長（岡本精二君） ようございますか。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 71ページの一番下です。林業外国人育成就労受入実証実験の委託料、これはどういった形でされるのかと、今いろんな形で、例えば、建設業とかあるんですが、そういった形でやるのか。林業は結構長い期間にわたって必要としますので、その辺の考え方を伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

産業振興課の資料8ページのほうに今資料のほうを付けておりますけども、まず現時点では、林業分野がこの制度に載っておりませんので、1年だけの制度というふうになってます。ただ、国のほうでも来年度からこれを3年の制度に変えたいということにしておりますので、今年から実際勉強を始めたいということで、今現在、勉強会を事業所と一緒にやる準備をしているところでございます。一応、試験としましては、資料の右手ですけども、まず、入国前に対象国に行きまして募集等を行って、面接、入国の手続き等を行うと。そして、来られてから、今度は実際に事業所に入る前の研修、そういったものを受けてやっと配属ということになると。最終的には、この配属期間も管理じゃないですけども、そういった方々を見守るということが必要となりますので、そういったことまでも含める流れとなります。こういったものが実際、林業のほうでやっておりませんので、こういったものが今後必要になって、どこが事業体にとってはネックなのか、こういったことを事前に実施していきたいと。うまく行けばこれが3年の制度に乗りますと、そのままいていただくということで、最長5年間ということに資格を取っていただければなり得ますので、そういったものを将来は見越していければと思っております。現在、そこにつ

きましては事業体の動きも必要となってくるので、事業体と勉強会をしながら進めて行きたいと思っております。

以上です。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 今こういった制度がないということで、国とか県とかの動きはどうかです。熊本県はやはり緑の流域とかそういうようなのを言うんだったら、もう少しこういったのに力を入れて、補助とか助成とかそういったものはないのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

先ほども言いましたように、現在は国の制度、これはまだなっておりませんが、もう進めるということで林野のほうでは事業を進めておりますし、こういった試験ですね、こういったものをするということでの実証実験を令和4年度から行っておられるということで、熊本県もそこに手を挙げられて、熊本県のほどもそういった試験をやっているということをお伺いしておりますので、今後進みますと、五木もスムーズに事業をしていきたいと思っておりますし、県のほうもそういった今進めておりますので、一緒になって出来ればとは思っております。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。72、73ページ。74、75ページ、ございませんか。76、77ページ。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 77ページでございますが、商工費で12節委託料のアクティビティ設備導入体制検討委託料がございますが、これはちょっと前にも聞いておりますが、改めて、これはどういうことを想定して、今現在、カヤックとかバンジーとかやっているわけでございますが、どういうことを検討するかという初歩的な段階だと思いますが、将来何を想定した委託料なのかちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

資料の16ページに簡単に付けておりますけれども、本村の魅力であります自然、こういった景観などを使った体験型の観光を行っていききたいということで、現在、議員が言われたとおりバンジージャンプでありましたりカヤック、こういったものを進めております。そういったものも含めて横の連携をつながながら、全体的にアクティビティの事業が進んで交流人口、また滞在時間の確保が出来ればということで、中学生議会でもありましたけどもジップライン等、そういったものも実際できないか。最終的にどこでどういうふうに、最終的には誰が事業として行って益を業として成すのか、その辺までもして出来る出来ないのかというのを今回施策して

いきたいというふうに思っております。場所と人と内容、こういったものを踏まえて、業としてなり得ることが出来ないのかというのを調べていきたいなというふうに現在は思っております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今のお答えはよく分かりますが、やはり、本当に課長が言われるように、誰がやるのかと持続的にやるのかというのが一番肝要だと思います。この資料を見たときに、これはもうちょっと質問、この自転車、サイクルロードと以前あったんですけども、これはまた主体が違いますが、こういうまた別予算で球磨トレイルランとかありますが、ああいうのも、やはりよその町村が音頭を取って五木にそういう企画をどうですかということだったんでしょうが、こういうのを全体的に、やはり五木から発信するようなアクティビティの事業を想定というか、ちゃんとした考えを五木から発信するんだということをやっていただきたいなと思いますが、そういう分野も含まれているのか、この委託料に。ちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

こういった事業にはある程度、バンジーもですけども専門的な知識を持たれた方々がいらっしゃいますので、そういった方々に五木のこの現状をPRして、じゃあ五木に参入して事業化出来ないか、そういったものも含めて実施出来ればなと思っています。今現在、川辺川を使ったアクティビティとかやられてる方々もおられて、そういった方との交流も若干進んでおりますので、そういった方々との情報交換だったり情報をいただいて、さらにそういう詳しい、五木で参入出来ないかといったような方がいないか、そういったものを調査しながら進めていければなとは現在は思っております。

以上です。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） 76ページの商工振興費の件でちょっとお伺いします。この中にかなり大きな額が出ておりますが、商工会の助成金が550万、これはもう会員さんもかなり少ないというふうに聞いてるんですが、やっぱり多いときの半分もないのにあの当時より補助金が大きくなってるんです。その理由をお聞きしたいと思います。

それと、その下に商工振興補助金、次世代を担う事業者支援補助金、これが両方で2,000万と500万、2,500万ありますが、これの内容をちょっと詳しく教えてください。規定とか資格とかどういう人が対象になるのかですね、お願いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まずは商工会の助成金ですけども、商工会につきましては、県と村で各市町村に商工会を置くということで現在も置いていただいて人件費等、県と村で助成をしながらしております。その中でも特に必要なものは県と村で折半しながら出しておりますけども、地域性を生かした事業等を進めるということにつきましては、やはり各自治体、五木村とかの協力が要ということですので、そういった総会とか要望内容を確認しまして、現在こういった、昨年よりも若干、もう数十万ですけどちょっと増えておりますけども昨年も同等、一番中心になるのはやはり人件費と活動費という運営費、そこになっております。

次の商工補助金ですけども、こちらにつきましては産業振興課の資料の15ページに商工補助金と次世代を担う事業者支援補助金ということで、商工補助金につきましては、事業対象、業務改善・効率化支援、新規業種導入とか施設の整備支援等を行っております。対象経費としましては、今言った事業に対する経費ということで、補助率としましては2分の1で、小規模事業者につきましては3分の2ということにしておりまして、1事業体、限度額が100万円ということで、今年度は5事業体分を計画をいたしているところでございます。こちらにつきましては、以前から行っているものでございまして、継続して支援をしていきたいということでしております。

次世代を担う事業者支援補助金につきましては、令和5年度に設立いたしまして、対象事業としましては、事業を継続するために必要な事業、後継者対策に必要な事業、また、新たな取組に必要な事業、これは継続して事業所がある方が新たな取組を行うということに対しております。こちらにつきましては、事業対象令和9年までということで、5年間のみの事業として実施しております。対象事業としましては、施設、設備の設置・改修等に要する経費、専門的機材の導入、改修に要する経費、こういった経費に対する必要な技能習得ということにしております。補助率としましては3分の2ということで、交付限度額につきましては1,000万ということで、今回は2,000万ですので2事業体分を計画をいたしております。こちらにつきましては昨年度から始めまして、昨年度が1事業体としておりまして、次元レポートしておりますので徐々に増えてくるかということで、今年は2事業体分、今相談が来てるのが1事業体でございます。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） 商工会の助成金のことですが、さっき人件費が上がったというわけじゃないんでしょ。人件費がほとんどですけど、前、私も商工会の会長をしたことがあります。そのときは確か400万ちょっとだったと思うんです。そのときは

会員も60名ぐらいおりました。今は30そこらでしょ。半分しかいないのに増えてるということで聞いたわけです。人件費がそれだけ上がったということはないと思うんです。倍になってるわけじゃないですから。ちゃんとした理由がよく分からないんです。確かいろんなことをして、商工会員じゃない方にもいろいろ応援してもらったりしてはいるんですが、そういうのには特別また経費はかからないと思うわけですけど、細かい理由というか、もう断然的にこういうところが前と違うんだということがあれば教えていただきたいんです。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

先ほど申しましたけども、経営改善、事業指導、こういったことと普及指導、こういったものはもう以前と変わらず行っておりまして、今、指導員を含めまして3人の方で行っていただいているということで、こういった人件費、また活動費、こういったものにつきましては県と村で負担をしながらしております。

先ほども言いましたけども、地域性のあるということで地域総合振興事業、こういったものを実施されております。特に昨年からは、村のこの振興に併せまして小さな事業体、五木村内は小さい企業がほとんどですので、こういった企業体が将来継続して事業を実施していただくということで、五木未来経営塾という事業を進めております。こういったもので若い方々の今後の事業経営を継続していく、また拡大していくということを現在取り組んでおられまして、その取組の販路拡大、そういった経営軸の運営、これは勉強会とかそういったものを中心になりますけども、そういったことを今新たに進められておりますので、そういったところにつきましては協力したいということでしております。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） 分かったような分からないような説明でしたけど、それと最後の次世代を担う事業者、2事業所で2,000万予算を組んであるということですが、このお金の使い方ですよね。これは何か委員会みたいなもので許可するとかそういうのがあるんですか。それとも、ただ村長が印鑑を押せばそれでいいとか、その内容もですよね、どういった基準で。それは申請する人はいろいろ書いて来るでしょうけど、それを見る人です。どこまで行くのか。村長で話が終わるのか。また、これは大金ですから、こういったものをぼんぼんやったら、それはやっぱり対象になる人はいいいですけど、全然関係ない人もいっぱいそういう人がほとんどですから、やっぱりそこら辺の使い道も慎重にやってもらわないといけないと思うんですが、委員会みたいなので審査して事業補助金をやるのか、それとももう担当課長ぐらいで止まるのか村長まで行くのか、そこら辺のシステムと言いますかそこら辺をちょ

っと教えてください。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

すみません、先ほどの資料の中には掲載がされてないみたいでした。申し訳ございません。一応、こちらにつきましては、昨年度、補助事業を要項をつくる際に審査委員会を設けるということで、審査委員会の中で調査して中身を見て、また改善出来るものは事前に計画をまたさせていただきまして、最終的に村長のほうに答申するというので、昨年も中身等をチェックしまして、ちょっと不都合なところもありましたので、改善等をいただいた後に村長のほうに答申したという結果になっております。

以上です。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） そこはまた時期的に中身を確認していきたいと思います。

そして、もう1件お願いしたいんですが、次の77ページに五木源パークの件が何件か出ておりますが、この中に公園管理委託業務、それと維持管理業務、これも両方ではかなりの額になるわけですが、これは芝刈りしたりそういった感じの金ですか。草刈りはどこかで見たような気がしますけど、そうじゃなくて、これは管理はどういうふうに使うんですか。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

五木源パークの維持管理業務委託、こちらの中に先ほど言いましたトイレの清掃と、もちろん芝刈りと周りの樹木管理、こういったものを全て含んだ部門でございます。下にあります浄化槽につきましては、専門家のほうに浄化槽の管理をお願いしている部分でございます。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） ここは普通、グラウンドゴルフとかよく使ってるわけですが、その際、芝がかなり長いんです。グラウンドゴルフ場としてはですね。もうボールが半分沈むぐらいのところもあって、草の刈り方が非常に長いわけです。だから球磨郡の大会とかしたらもう200人から300人人が来ますから、やっぱりいろいろ言う人がいるんです。この芝は転がらないからどうだこうだとか言う人がいるわけです。水はけも悪いところも一部あります。だから、そういったのも去年か質問したら改修に向けてやっていくということだったけど、やったような跡が全然見えないもんですから、そういうこともダム問題で水没地になるということになってはいるんですが、いつになるか分からないですから、もうこれはこれでやっぱり今あるものを

大事にしていった方がいいんじゃないかなと思うわけですが、この草刈りについてどんなですか。もっと短く刈るという方法はないんですか。課長、あそこを歩いてみたら分かりますよ。特に梅雨なんかになったらもうぐじゃぐじゃでとても使えない。だからそういった管理を砂を入れるとか水はけをよくするとか、しばらくどうせ使わないといけないでしょから、そういうようなことを考えておられるかどうかをお願いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

芝刈りにつきましては、昨年につきましても機械の使用の仕方、こういったものも含めまして委託者と勉強会をさせていただきました。併せまして、先ほどもありましたけども、グラウンドゴルフ協会の方と打ち合わせをしながら、今実際にいろいろ御協力もいただきながら行っているところでございます。どうしても一度に短く切ると、機械に負担がかかって機械が壊れるということですので、どうしても数多くしなければいけないということになっております。今回、昨年に比べればかなりここ増額になっておると思うんですけど、これは回数が増えると、今言われたとおり短くするためには回数で調整していく必要があるということで、今回はその回数を増やす方向で入れております。先ほどの水はけにつきましては、専門的な業者さん呼びましたけども、かなり改修に時間がかかると。芝の育成に合わせて改良しないといけないということでしたので、先ほどちょっと言われましたあその場所に考え方も含めまして、さらにちょっと検討が必要ということで、もう少し検討させていただければと思います。

○議長（岡本精二君） 6番、藤本議員。

○6番（藤本新一君） 77ページの委託料ですが、公園関係の委託料が出ておりますが、公園管理が十分出来ているかどうかということです。公園内の手すり等が非常に危ないところが数多くある。これが一つ。もう一つは、自然公園、これは端海野のつもり、これはいつまでこういうものに続くのか。誰かが借り受けるという話もあっておりますので、こういう問題と併せてどうかなと私はと思いますが、課長、その点をどう。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まず、公園管理の中での今言われました手すり等の話につきましては、管理者からの報告にも上がっておりますし、また地域の方からも御意見をいただいた部分もございますので、こちらにつきましては調査をしまして、現状、把握をいたしましたけども、すぐちょっと金額がある程度かかるなということもありますので、今後

予算的にはまた協議させていただきたいと思っております。今回の中には入ってはおれません。

自然公園につきましては、以前御説明させていただきましたけども、端海野キャンプ場につきましては試験的に行いたいということで、今までは指定管理で行っていましたが、今回は行政財産使用許可のほうでまず行っていただきたいということで、運営について、今計画を着実につくっていただいているところでございます。そこと協議をしながら、村としても協力して運営がうまくいくように進めていきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） ようございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 78、79ページ。4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） 78ページに委託料の中でコインランドリーの管理委託料というのが入っておりますが、予算的なことは別にありませんけども、ただ、コインランドリーが温泉が休みの関係で火曜日が休みになるわけです。それで、今の時期はまあまあいいんですけど、梅雨時期等、雨が続くときに、出来ましたらこれをやっぱり休みなしで開けていただくようなことは出来ないのでしょうか。いろんなそういう話を聞きますもんですから。いかがでしょうか、課長。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

コインランドリーの運営につきましては、今言われたとおりの運営が使いにくいというアンケート等もあっておりまして、現在の温泉の改修計画の中でも場所の移動等を計画しております。これにつきましては、現在、実施計画、こういったものを進めたいというふうにしておりますので、すぐすぐ改善が図れるものではございませんので、ただ、先ほど言われた件につきましては、今後、運営者のほうと協議をして、どうしても人件費等いろんなものを発生しますので、そこにつきましては協議をさせていただいて、またそういった意見があるということを伝えさせていただきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） 何回もすみませんが、78ページの子守唄祭の実行委員会の助成金のことでお伺いいたします。これは実は休憩のときに話は1回したんですが、やっぱり記録に残しておきたいもんですから、村長の考えをお聞きいたします、もう1回。私の考えはこの1,200万の金ですね、もう大金だと思うわけですが、出来れば祭りを村民というか日本国民が長い間休めるお盆とかゴールデンウィーク、そういったときにぜひ1回はしてほしいと思うわけですが、小さい祭りを何回しても同

じ人が出店して、大体同じようなものがあってもう見栄えしないからあれはもう飽きてきますよ、後から。ですから、それはそれでいいでしょうけど、やっぱりお祭りというのは何万人とか何十万人来るのが祭りです。人がわさわさ来るような、そして花火をしたり、都会に帰ってる子どもたちや孫たちやもう昔就職した人も帰って来れるような祭りをすれば、毎年楽しみに帰って来るんじゃないんですか。そうしたら五木もまた帰って来ようかなと思う人も出てくるかもしれない。やっぱり村民、元村民のためにこの祭りというのは私はしてほしいと思うんです。それにプラス村外からの方も見えるわけです。そういう考えの祭りに私はしていただきたいと思うんですが、村長の考えをもう1回お願いしておきます。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今議員御指摘の五木の祭り実行委員会、今回1,200万の予算を計上させていただいております。今ありますように、年に4回の春夏秋冬ということで今祭りのほうを実行委員会の皆さんと協議をしながらやらせていただいております。そういう中で、今御提案がありましたように、年に1回大きな祭りをして、それもお盆とか連休の間にやって、家族とかよそにいられた方が帰って来るような大きな祭りをしたらどうかというお話かと思っております。今、年に4回行ってる祭り等についても、村外にいられた方等も顔を拝見する機会等もありますけども、そこに出店をいただくいろんな商工事業、各事業所、またいろんなグループさんとか出店とかも出させていただいております。そういうものを総合的に考えたときに、祭りの形態というのが今のような形になってきております。これについてはコロナ禍を踏まえたときに地区の祭りもないということで、そしたら年に4回五木の村民の方が集まってもらうようなことをちょっと村が主導してやればということで、この趣旨の年に4回のお祭りを今計画しておったところでありますけども、今コロナ禍のほうも2類から5類になったということで、地区のほうも盆のいろんな行事等とかスポーツ行事等も今活発になってきておりますので、村としましたら、春と秋のほうに力を入れながらということは考えておりますけども、ほかの地域の祭り等にもしっかりサポートはしていきたいというふうに思っております。

そこで、今議員提案の何万人来るようないろんな大きなイベント等は、それはいろんな形の中でやるに越したことはないと思いますけども、そういうものについては、しっかり運営等についてはやはり大きな人も必要になってきますし、当然予算も必要になってこようかと思っております。その件については、祭りの実行委員会等でしっかり協議をさせていただきたいというふうに思っておりますし、今年の秋の祭り等についてはg7サミットということも一緒にやらせていただいて、これか

らの祭りのいろんなあり方等についても実行委員会の中でいろいろ協議をさせてもらえればというふうに思います。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 私は商工費で道の駅の管理費でございますが、これもちよっと聞いておるところでございますが、備品購入の300万がどういうことか。また、一番下の第三セクター経営改善促進事業補助金の500万はどういうことかということをおうかがいしたいのと、次の79ページの一番上ですが、補償、補填及び賠償金ということで、物産館仮店舗移転補償金ということが1,000万上げられております。それでは将来の話ですが、本店舗改修後に本店舗の移転補償というのが発生するかどうかちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まずは道の駅の物産館改修事業関連の件でお答えします。資料をお配りしております16ページに、今回の物産館の改修の関連事業としましての事業の内容と財源をお示しさせていただいております。今回の改修に伴う事業につきましては、国の補助事業を使わせていただきながら、まずは実施設計が必要となるということで実施設計を行って、その次に物産館の改修工事、こちらにつきましては、本体、設備、外構が含まれております。備品購入、これが改修に伴うもので補助事業上、工事の中で入れられないという項目を備品購入として補助事業対象ではありますけども、項目を分けるということになりましたので、今回300万円の備品購入ということで、新たな改修の店舗の中での配置に必要な備品を入れるということにしております。

併せまして、仮店舗移転補償というのが、今回、工事着手いたしましたら、完成までの間営業が止まってしまうということで、村としましては出荷者の皆さんのものを1年で求めるというのと、また作物の管理、畑の管理等もありますので、ぜひ村としては営業をしてほしいということで、仮店舗を設けてその期間は営業をしていただきたいと。その仮店舗の設置、また引っ越し、そこで販売をしていただく部分の仮説的なものの必要経費を補償として見て事業を進めていきたいということで、今回関連的に上げさせていただいております。

もう1点ですけども、第三セクターの経営改善促進事業につきましては、この17ページに記載しておりますけども、第三セクターが今事業を行っておりますけども、改善計画等、昨年改定しまして業を進めていくということで、今後、この改善計画をスムーズにする中では、昨年システム、またレジシステム、インボイス関係等で入れておりますけども、こういったもの、物的にはかなりいいものでございますけども、なかなかうまく利用出来ていないということで、こういったもののスムーズ

な利用に対して専門家の御意見と指導をいただきたいというふうに考えております。こういうことをすることによりまして、もちろん店自体もですけども出荷者等の品物の管理、こういったものもうまく運営出来るようになっていくものと思っておりますので、今回、計上させていただきました。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 14節と18節は、昨日もいろいろ議論がありましたので、あえてもうこれ以上申しませんが、その仮店舗移転の補償金ということは、出荷協会とかいろいろな道の駅に1年間もう休むんですか。私はそう捉えたんです。そういう迷惑をかけるからということも含めて、またそういう移動とか引っ越しの分の補償だということ、たぶんそう私は捉えたんですが、その辺。普通だったら仮店舗をつくってからということじゃないでしょうか。ちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） ここで暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時05分

再開 午前11時25分

—————○—————

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

土肥産業振興課長、先ほどの説明をお願いします。

○産業振興課長（土肥博司君） 先ほど御説明しました中身につきましては、物産館、改修期間止まりますと出荷者の皆様、またお客様にも御迷惑をかけますので、そういったことがないようにということで仮店舗で営業をお願いしたいということで、今回仮店舗をつくってそこで営業をしていただく。仮店舗に必要な費用をとということでこちらは計上しておりましたけども、今言われるとおり、村の施設でありますので、村のほうでそういった仮店舗を設備するということにしたいと思いますので、こちらにつきましては予算の節の差し替えをさせていただければと思います。

○議長（岡本精二君） ようございますか。78、79。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 80、81ページ、道路関係です。82、83。84、85。86、87。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 私は消防費の4款の災害対策費、一番最後の17節備品購入費で指定避難所の備品を購入するということですが、どういうものを購入をするのかちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 平岡総務課長補佐。

○総務課長補佐（平岡丈太君） お答えします。

指定避難所の備品購入としまして、中身としましては防災備蓄品としまして赤ちゃんのためのミルクとミルクを飲むための哺乳ボトルとかおむつ、離乳食を想定しております。また、それ以外に一般の方にも利用出来るようにということで歯ブラシとアレルギー対応食品等を想定して購入の計画を立てております。

以上です。

[何事か呼ぶ者あり]

○総務課長補佐（平岡丈太君）　そうです。設置としましては指定避難所のほうに設置というところで考えております。

○議長（岡本精二君）　3番、中村議員。

○3番（中村俊也君）　指定避難所のそういう今言われたものを買うということでございますが、先ほど備蓄と申し上げられました。それは指定避難所、備蓄倉庫があるところがほとんどだと思いますが、備蓄倉庫の中に保管をするのか、それとも指定避難所の倉庫みたいなところに保管をするのか、また、今現在、備蓄という言葉が出ましたので、その備蓄倉庫の管理運営はどうなってるのかちょっとお分かりになればお聞きいたします。

○議長（岡本精二君）　ここで暫時休憩します。

—————○—————

休憩　午前11時30分

再開　午前11時31分

—————○—————

○議長（岡本精二君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

木下村長。

○村長（木下文二君）　お答えいたします。

今、各指定避難所のほうには備蓄倉庫等も備えて緊急あるときにはそちらに避難をいただいて、長期になるとときにはその備蓄倉庫の中の備品等を使っていただくということになっております。今、課長補佐のほうで説明ありましたように、今回、ミルクとかいろいろな、これはまたエアーマット等も避難所のほうの住民の方から要望もありましたので、そういうものを今回整えて配置をしたいというふうに思っております。それについてはしっかり管理が出来るように備蓄倉庫のほうに収納いただいて、その後、議員からありましたように地区の管理はどうかというお話もありましたけども、これは以前そういうお話もありましたので、発電機も含めて、年に何回か地区のほうでいろんな寄り合い等にはそれを使ってもらうとか定期的に、鍵も皆さんに配付をしてそういう管理に努めてくださいということを今お伝えをしておりますので、しっかりその辺の管理も含めてこれから役場のほうでも指導して

いきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今、村長が言われましたが、備蓄倉庫の管理体制、また鍵をいろいろなところじゃなくて限られておるでしょうが、言われましたが、果たしてそう実際なってるのかちょっと、私の地区ではそれがまだ私も確認はしておりませんが、また、今ピンポイントで能登半島動地震でこの備蓄品のことがかなりクローズアップされております。やはり管理運営をちゃんとしておかないと現地の方はかなり厳しい状態とか、欲しいものが手に入らないとか、女性用品とかいろいろ赤ちゃんのミルク、またボトルもそうでしょうが、そういうところを徹底した管理というのを、村長が今お答えになったんですが、それを実際に実現出来るような体制ということをよろしく願います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、議員御指摘のように、能登半島地震等でもいろんなそういう備えはあったにしても、その中で足りないものとか期限が切れていたとか、五木村内の言えば備蓄倉庫についてもそういう事例がありましたので、それについてはしっかり対応いただくようにということでお願いをしているところであります。

将来の防災的な話をさせていただきますと、今、消防団の皆さんも団員の減少が進んでおりますけども、それをどうやって地域で、言えば災害等いろんな環境があるときの対応をしたいかということで、各地域に設置をしていただいておりますけども自主防災組織、これを強化に令和6年度は取り組んでいきたいというふうに思っております、消防団のOBの方とかそういうものを中心になって、五木は全体広い地域は地域で全然内容が違ってきますので、高齢者の方が多いところ、また子育て世代がいる地域とかいろいろありますので、地域に合った自主防災組織の計画を立てていただくようなことで、昨年度、東大の先生も来ていただいて、今区長さん方には2回ほどいろんな講演、いろんな勉強をしていただいておりますので、そういうものをしっかり令和6年度は進めながら、その中には備蓄倉庫とかその管理も含めて、地区を挙げて管理が出来るようなことで私も取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いしたいと思います。

○議長（岡本精二君） ようございますか。88、89ページ、教育関係です。90、91ページ。92、93ページ。94、95ページ。96、97ページ。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 96ページにスクールバスの件が出てるんですが、この間またスクールバスの運転手の募集があったんですが、めどがついたのかどうか伺っておきたいと思いますのと、それと、長野県ではコミュニティバスを運用しながらスクー

ルバスと一緒にするようなことを、今実践してるところがありますが、そういった考えはないのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木野教育課長。

○教育課長（木野徹也君） お答えいたします。

スクールバスの令和6年度の運転手さんにつきましては、皆様御存じのとおり、現在募集をかけているところでございます。現在のところ4路線、4名の運転手さんを基にスクールバスを運行したいというふうに考えてるところですが、その定数には満たっていないところでございます。

しかしながら、令和6年度の学校が小学校、中学校始まります。そのときに含めまして円滑に児童生徒を小学校のほうに送迎するという方法を現在のところ考えているところでございます。出来る限り運転手の確保については尽力する予定にしておるところです。

もう1点、長野県の事例を上げていただきましたが、そのようなことも含めて、今回検討させていただければなというふうに考えているところです。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。98、99ページ。100、101ページ。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 100ページの伝統文化伝承館の管理費でございますが、14節の工事請負費で、これは説明のときにちょっと質問があったようなところでございますが、伝統文化伝承館の防塵対策舗装工事がございます。あそこが埃とかいろいろなことで舗装を今回やるということで、また雨が浸透しやすいような舗装で、それ以上の雨が降った場合にその真下にも住宅地がございます。その水対策をちゃんと考えておられるのか。御迷惑がかからないような対策を取るのかちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 木野教育課長。

○教育課長（木野徹也君） お答えいたします。

今度の伝承館の現在駐車場として利用している部分につきましては防塵対策の舗装工事につきまして、雨の降ってきた後の水の処理については、地形上、大変重要なものだろうというふうにこちらも考えているところです。現在、田口河川方向に水を出すという方向も考えてはいるんですが、一段道路が高くなっております。そのために、あちらの方向に水を出すのがかなり厳しいというふうに判断しております。つきましては、逆方向の北側の方向に水を通すような方向で何とか処理が出来ないかということも含めて現在検討させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今課長が答えられましたが、隣と言いますか溪流のほうに最初は計画をしていたが、北側のほうがということでございますが、北側の側溝とかそういう排水容量が足りるのか。昨今のゲリラ豪雨とかいろいろな厳しい雨が降った場合にそういうことも考えておかなければ、いざそういうことをつくったということで水があふれだして、また道路をとということでなり得ないように、その辺りもちよっと考慮していただきたいなと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（岡本精二君） 木野教育課長。

○教育課長（木野徹也君） ただいまの御指摘の件につきましては、対策等、今後考えていきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 先に進みます。102ページ、103ページ、ございませんか。104、105ページ。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 105ページですけれども、災害復旧費の地すべり災害復旧費で、今回変更とかいろいろなことが議題に上ってございましたが、村道白蔵線の地すべり災害で、結局、今現在の進捗、また将来の完了までどのくらいもしかかるのかお分かりになれば教えてください。よろしくお願いします。

○議長（岡本精二君） 豊永建設課長。

○建設課長（豊永勝彦君） お答えします。

村道の地すべり災害復旧につきましては、令和4年度から事業を始めております。そういう中で令和4年度の協定、また令和5年度の協定ということで事業を進めておる中で、今回、令和6年度予算を委託料を計上させていただきまして、またこの令和6年度の協定で事業を進めたいと考えております。全体的な進捗につきましては、現在、事業費ベースでいきますと進捗的には2割程度でございます。ただ、これを全体の計画といたしましては、現時点では令和6年度の完成を目指しているところでございますけれども、なかなか令和6年度中に完全に終わるかという点、委託の内容からいたしまして厳しい部分があるかなというのが現状でございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

ないようでしたら、歳入に移ります。12ページ、お願いします。12、13ページ。14、15ページ。16、17ページ。18、19ページ。20、21ページ。22、23ページ。24、25ページ。26、27ページ。28、29ページ。30、31ページ。32、33ページ。

以上で歳入です。

7ページ、お願いします。債務負担行為です。令和6年度から新たに債務負担が生じる項目です。

以上で、令和6年度五木村一般会計予算の質疑ですが、歳入歳出全款にわたって

聞き漏れがあったということがあれば困りますから、ございましたならば質問を受けたいと思います。ございませんか、歳入歳出全款にわたり、債務負担行為を。ほかにございませんか、全款にわたって。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） この予算に伴って、五木村振興基金の充当の一覧表があります。これを見たときに、やはりそれぞれ金額の多いもの、例えば、簡易水道のものとかそういったものに関して、村民がやっぱりこの基金に関しては関心を持っていますので、それが何に使われたというのを明確にする必要があると思うんですが、そういった説明というか機会があるのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 麦田ダム対策課長。

○ダム対策課長（麦田健一郎君） お答えいたします。

今回、五木村振興基金につきましては、用途といたしまして新たな五木村振興計画に位置づけた事業に充当するとしております。その振興計画に位置づけた事業につきましては、毎年度刷新いたしまして配布をするようにしてございまして、その中に事業費なども載せているところでございます。そこに基金をどれに充ててるかを明示するですとか、あるいは、この一覧表を何らかの形で住民の皆様に御覧いただくというふうな形を考えたいと思います。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） その最初の基金の利用見込みの費用の中で、令和5年から9年における活用の考え方、こういうのもやはり村民に知らせるべきだと思うんです。どういったものが使われて、こういったものには使えないというのをしっかり教えておかないと、やはり明確化というか見える化が出来ないと思いますので、その辺はするのかどうか。

○議長（岡本精二君） 麦田ダム対策課長。

○ダム対策課長（麦田健一郎君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、村民の皆様の関心も高いと思いますので、出来るだけ公開する形で検討したいと思います。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

それでは、質疑なしと認め、これで議案第25号の質疑を終わります。

議案に対する質疑が終了しましたので、ここで質疑の終結を宣告します。

昼早いようですが、ここで暫時休憩します。午後1時から再開します。よろしくお願ひします。

—————○—————

休憩 午前11時52分

再開 午後1時00分

-----○-----
○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----
日程第5 討論

○議長（岡本精二君） 日程第5 これから討論を行います。

議案第3号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第3号の討論を終わります。

議案第4号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第4号の討論を終わります。

議案第5号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第5号の討論を終わります。

議案第6号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第6号の討論を終わります。

議案第7号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第7号の討論を終わります。

議案第8号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第8号の討論を終わります。

議案第9号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第9号の討論を終わります。

議案第10号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第10号の討論を終わります。

議案第11号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第11号の討論を終わります。

議案第12号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第12号の討論を終わります。
議案第13号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第13号の討論を終わります。
議案第14号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第14号の討論を終わります。
議案第15号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第15号の討論を終わります。
議案第16号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第16号の討論を終わります。
議案第17号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第17号の討論を終わります。
議案第19号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第19号の討論を終わります。
議案第20号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第20号の討論を終わります。
議案第21号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第21号の討論を終わります。
議案第22号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第22号の討論を終わります。
議案第23号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第23号の討論を終わります。
議案第24号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第24号の討論を終わります。

議案第25号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第25号の討論を終わります。

議案第26号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第26号の討論を終わります。

議案第27号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第27号の討論を終わります。

議案第28号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第28号の討論を終わります。

議案第29号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第29号の討論を終わります。

議案第30号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第30号の討論を終わります。

議案第31号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第31号の討論を終わります。

議案第32号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第32号の討論を終わります。

議案第33号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第33号の討論を終わります。

議案第34号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第34号の討論を終わります。

議案第35号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第35号の討論を終わります。

議案第36号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第36号の討論を終わります。

議案第37号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第37号の討論を終わります。

討論が終了しましたので、ここで討論の終結を宣告します。

—————○—————

日程第6 採決

○議長（岡本精二君） 日程第6 これから採決を行います。

議案第3号の採決を行います。原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第3号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第4号の採決を行います。原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第4号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第5号の採決を行います。原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第5号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第6号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第14号は原案のとおり

可決されました。

次に、議案第15号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙

手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議員派遣について

○議長（岡本精二君） 日程第7 議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付しております議員派遣については、このように決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、議員派遣の件につきましては、お手元に配付しておりますとおりに決定いたしました。

—————○—————

日程第8 閉会中の継続審査・調査について

○議長（岡本精二君） 日程第8 閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

お手元に配付しておりますとおり、各委員長から閉会中の継続審査・調査について申し出がっております。

一括してお諮りします。申し出のとおり、閉会中において審査・調査することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中において審査及び調査することに決定いたしました。

ここで、去る2月22日に開催されました熊本県町村議会議長会定期総会において総会宣言が採択され、決議文が決議されております。議会事務局長が朗読しますので、それによって報告とします。

○議会事務局長（土肥整二君） それでは、2月22日に開催されました熊本県町村議会議長会定期総会において採択されました宣言文、決議文のほうを朗読させていただきます。

宣言

我々町村は、食料やエネルギーの供給、水源涵養、国土保全といった国民生活を支える役割を果たすとともに、地域資源を生かした産業を創出し、地域に根付いた伝統を継承しながら個性あふれる多様な地域づくりを進め、豊かな文化を育んできた。

しかしながら、長期的な人口減少や東京への一極集中により過疎化・少子高齢化が深刻な問題となっており、基幹産業である農林水産業が担い手不足により衰退するなど、地域活力が減退している。

加えて、「平成28年熊本地震」、「令和2年7月豪雨災害」などの大規模自然災害や、原油価格・物価高騰は、住民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしている。

今こそ、国と地方が一体となって、災害からの創造的復興と物価高騰対策への取り組みをさらに加速化させるとともに、持続可能な地域社会の確立を目指す地方創生を実現するため、住民自治の根幹をなす議会が、その機能を十分に発揮し、住民自治に根差した地方行政の実現とその適正な運営を確保することが重要である。

現在、議員のなり手不足が全国的に深刻化しているが、我々町村議会は、自主的な取り組みを積極的に展開し、自らの魅力を高め、住民の理解と信頼の向上に一層取り組むとともに、議会の機能強化を図り、立候補を阻害する要因を取り除くことで、志を抱く誰もが議員として活躍できる環境を早急に整備しなければならない。

我々町村議会は、地域住民の代表として、決意を新たに、その責務の重大さを深く自覚し、町村の課題解決に向け、全力で邁進することをここに誓う。

以上、宣言する。

令和6年2月22日

熊本県町村議会議長会
第74回定期総会

決議

我々町村議会は、さらなる地方自治の振興発展を目指し、下記事項の実現を図るよう強く要望する。

- 一、「平成28年熊本地震」、「令和2年7月豪雨災害」からの復旧・復興及び大規模災害対策の確立。
- 一、議会機能の強化及び多様な人材が参画するための環境整備。
- 一、地方創生とデジタル化のさらなる推進。
- 一、分権型社会の実現と道州制導入反対。
- 一、町村財政の強化。
- 一、少子化対策及び子ども子育て政策の推進。
- 一、農林水産業振興対策の強化及び森林環境譲与税の譲与基準のさらなる見直し。

- 一、地域商工業等振興対策の強化。
- 一、脱炭素社会の実現等に向けた環境保全対策の推進。
- 一、デジタル社会の実現に向けた施策の推進。
- 一、地域保健医療の向上及び医療保険制度の改善。
- 一、介護保険制度の充実及び高齢者福祉・障害者福祉の推進。
- 一、教育・文化の振興。
- 一、交通体系及び生活環境施設の整備促進。
- 一、消防体制の強化。
- 一、国土政策の推進。
- 一、人権擁護の推進。
- 一、過疎地域の推進。
- 一、国民保護・安全対策等の推進。

以上、決議する。

令和6年2月22日

熊本県町村議会議長会
第74回定期総会

以上です。

○議長（岡本精二君） 以上、宣言、決議文が決議されておりますので、よろしくお願いいたします。

お諮りします。本定例会に付託された事件は全て終了しました。したがって、本日閉会したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

令和6年第1回五木村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

—————○—————

閉会 午後1時25分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを認めるためここに署名します。

令和 年 月 日

五木村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

五 木 村 議 会 会 議 録
令和 6 年 第 1 回 定 例 会

令和 6 年 3 月 発 行

発行人 五 木 村 議 会 議 長 岡 本 精 二
編集人 五 木 村 議 会 事 務 局 長 土 肥 整 二
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス

電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
五 木 村 議 会 事 務 局

〒868-0201 球磨郡五木村甲2672-7  
電 話 (0966) 37-2211